山 鹿 市 議 会 会 議 録

平 成 25年 （ 第 2 回 ） 3 月 定 例 会

山 鹿 市 議 会

平成25年（第２回）山鹿市議会３月定例会

会　期　日　程　表

<table>
<tr><th>日次</th><th>月　日</th><th>曜　日</th><th>本　　会　　議</th><th>委 員 会</th></tr>
<tr><td>１</td><td>３月　５日</td><td>火</td><td colspan="2">開会・提案理由説明</td></tr>
<tr><td>２</td><td>３月　６日</td><td>水</td><td colspan="2">休　会(発言通告締切午後５時まで)</td></tr>
<tr><td>３</td><td>３月　７日</td><td>木</td><td colspan="2" rowspan="4">休　　会</td><td rowspan="4"></td></tr>
<tr><td>４</td><td>３月　８日</td><td>金</td></tr>
<tr><td>５</td><td>３月　９日</td><td>(土)</td></tr>
<tr><td>６</td><td>３月　10日</td><td>(日)</td></tr>
<tr><td>７</td><td>３月　11日</td><td>月</td><td colspan="2">質疑・一般質問</td><td rowspan="3"></td></tr>
<tr><td>８</td><td>３月　12日</td><td>火</td><td colspan="2">休　　会</td></tr>
<tr><td>９</td><td>３月　13日</td><td>水</td><td colspan="2">質疑・一般質問・委員会付託</td></tr>
<tr><td>１０</td><td>３月　14日</td><td>木</td><td colspan="2" rowspan="2">本会議なし</td><td>福祉厚生</td></tr>
<tr><td>１１</td><td>３月　15日</td><td>金</td><td>建設経済</td></tr>
<tr><td>１２</td><td>３月　16日</td><td>(土)</td><td colspan="2" rowspan="2">休　　会</td><td rowspan="2"></td></tr>
<tr><td>１３</td><td>３月　17日</td><td>(日)</td></tr>
<tr><td>１４</td><td>３月　18日</td><td>月</td><td colspan="2" rowspan="2">本会議なし</td><td>総務文教</td></tr>
<tr><td>１５</td><td>３月　19日</td><td>火</td><td>議会運営</td></tr>
<tr><td>１６</td><td>３月　20日</td><td>水</td><td colspan="2">休　　会(春分の日)</td><td rowspan="2"></td></tr>
<tr><td>１７</td><td>３月　21日</td><td>木</td><td colspan="2">委員長報告・討論・採決・閉会</td></tr>
</table>

平成25年（第２回）山鹿市議会３月定例会

目　次

第１号（３月５日）　頁

１．議事日程 …… 3
２．本日の会議に付した事件 …… 4
３．出席議員 …… 6
４．説明のため出席した者 …… 7
５．事務局職員出席者 …… 8
６．日程第１　会議録署名議員の指名 …… 9
７．日程第２　会期の決定 …… 9
８．日程第３　市長のあいさつ …… 9
９．日程第４　議案第３号～議案第57号 …… 10
10．提案理由の説明 …… 12
（１）議案第３号（本多総務部長） …… 12
（２）議案第４号（有働市民福祉部長） …… 14
（３）議案第５号（有働市民福祉部長） …… 14
（４）議案第６号（有働市民福祉部長） …… 14
（５）議案第７号（宮本水道局長） …… 15
（６）議案第８号（有働市民福祉部長） …… 15
（７）議案第９号（有働市民福祉部長） …… 16
（８）議案第10号（有働市民福祉部長） …… 16
（９）議案第11号（有働市民福祉部長） …… 16
(10) 議案第12号（有働市民福祉部長） …… 17
(11) 議案第13号（池田農林部長） …… 17
(12) 議案第14号（三森商工観光部長） …… 18
(13) 議案第15号（緒方建設部長） …… 18
(14) 議案第16号（緒方建設部長） …… 18
(15) 議案第17号（緒方建設部長） …… 19
(16) 議案第18号（緒方建設部長） …… 19
(17) 議案第19号（緒方建設部長） …… 19
(18) 議案第20号（幸村環境部長） …… 20
(19) 議案第21号（幸村環境部長） …… 20

(20) 議案第22号（宮本水道局長） …… 20
(21) 議案第23号（本多総務部長） …… 21
(22) 議案第24号（川崎市民福祉部次長） …… 23
(23) 議案第25号（川崎市民福祉部次長） …… 24
(24) 議案第26号（幸村環境部長） …… 25
(25) 議案第27号（川崎市民福祉部次長） …… 26
(26) 議案第28号（宮本水道局長） …… 27
(27) 議案第29号（池田農林部長） …… 27
(28) 議案第30号（池田農林部長） …… 27
(29) 議案第31号（池田農林部長） …… 27
(30) 議案第32号（池田農林部長） …… 28
(31) 議案第33号（宮本水道局長） …… 28
(32) 議案第34号（荒木市民医療センター事務部長） …… 29
(33) 議案第35号（幸村環境部長） …… 30
(34) 議案第36号（本多総務部長） …… 32
(35) 議案第37号（本多総務部長） …… 32
(36) 議案第38号（本多総務部長） …… 32
(37) 議案第39号（本多総務部長） …… 32
(38) 議案第40号（本多総務部長） …… 32
(39) 議案第41号（本多総務部長） …… 32
(40) 議案第42号（本多総務部長） …… 32
(41) 議案第43号（本多総務部長） …… 33
(42) 議案第44号（有働市民福祉部長） …… 33
(43) 議案第45号（有働市民福祉部長） …… 33
(44) 議案第46号（有働市民福祉部長） …… 33
(45) 議案第47号（池田農林部長） …… 34
(46) 議案第48号（寺崎教育部次長） …… 34
(47) 議案第49号（緒方建設部長） …… 34
(48) 議案第50号（中嶋市長） …… 35
(49) 議案第51号（中嶋市長） …… 35
(50) 議案第52号（中嶋市長） …… 35
(51) 議案第53号（中嶋市長） …… 35
(52) 議案第54号（中嶋市長） …… 35
(53) 議案第55号（中嶋市長） …… 36

(54) 議案第56号（中嶋市長） …… 36
(55) 議案第57号（中嶋市長） …… 36
11. 日程追加　日程第５　常任委員の所属変更の件 …… 36
12. 日程追加　日程第６　議長の常任委員辞任の件 …… 37
13. 散　会 …… 37

第２号（３月11日）

１．議事日程 …… 41
２．本日の会議に付した事件 …… 41
３．出席議員 …… 41
４．説明のため出席した者 …… 42
５．事務局職員出席者 …… 43
６．日程第１　質疑・一般質問 …… 44
（１）太田黒　鐵郎君一般質問 …… 44
〇中嶋市長答弁 …… 47
（２）太田黒　鐵郎君一般質問 …… 51
〇中嶋市長答弁 …… 55
（３）太田黒　鐵郎君一般質問 …… 58
〇中嶋市長答弁 …… 59
（４）丸山　寛治君一般質問 …… 60
〇緒方建設部長答弁 …… 61
〇戸次総務部次長答弁 …… 61
（５）丸山　寛治君一般質問 …… 62
（６）北原　昭三君一般質問 …… 63
〇中嶋市長答弁 …… 64
（７）北原　昭三君一般質問 …… 65
〇有働市民福祉部長答弁 …… 66
（８）北原　昭三君一般質問 …… 67
〇有働市民福祉部長答弁 …… 67
（９）北原　昭三君一般質問 …… 68
〇有働市民福祉部長答弁 …… 69
(10) 北原　昭三君一般質問 …… 70
〇有働市民福祉部長答弁 …… 70

(11) 北原　昭三君一般質問 …… 71
〇緒方建設部長答弁 …… 72
(12) 北原　昭三君一般質問 …… 72
〇緒方建設部長答弁 …… 72
(13) 藤原　豊君一般質問 …… 73
〇池田農林部長答弁 …… 74
(14) 藤原　豊君一般質問 …… 75
〇池田農林部長答弁 …… 75
7．散　会 …… 76

第３号（３月13日）

1．議事日程 …… 79
2．本日の会議に付した事件 …… 79
3．出席議員 …… 80
4．説明のため出席した者 …… 80
5．事務局職員出席者 …… 81
6．日程第１　質疑・一般質問 …… 82
（1）横手　啓介君一般質問 …… 82
〇本多総務部長答弁 …… 83
（2）横手　啓介君一般質問 …… 84
〇本多総務部長答弁 …… 84
（3）横手　啓介君一般質問 …… 85
〇本多総務部長答弁 …… 86
（4）横手　啓介君一般質問 …… 86
（5）吉本　政幸君一般質問 …… 87
〇三森商工観光部長答弁 …… 88
（6）吉本　政幸君一般質問 …… 88
〇三森商工観光部長答弁 …… 89
（7）吉本　政幸君一般質問 …… 90
〇三森商工観光部長答弁 …… 91
（8）永田　紘二君質疑 …… 93
〇有働市民福祉部長答弁 …… 93
（9）永田　紘二君一般質問 …… 94
〇中嶋市長答弁 …… 95

(10) 永田　紘二君一般質問 …… 96
〇有働市民福祉部長答弁 …… 98
(11) 永田　紘二君一般質問 …… 99
〇有働市民福祉部長答弁 …… 99
(12) 永田　紘二君一般質問 …… 100
〇有働市民福祉部長答弁 …… 100
(13) 永田　紘二君一般質問 …… 101
〇有働市民福祉部長答弁 …… 101
(14) 永田　紘二君一般質問 …… 101
〇三森商工観光部長答弁 …… 102
(15) 永田　紘二君一般質問 …… 102
〇三森商工観光部長答弁 …… 103
(16) 永田　紘二君一般質問 …… 104
〇三森商工観光部長答弁 …… 104
〇緒方建設部長答弁 …… 105
(17) 永田　紘二君一般質問 …… 105
７．日程第２　委員会付託 …… 106
８．散　会 …… 107

第４号（３月21日）

１．議事日程 …… 111
２．本日の会議に付した事件 …… 113
３．出席議員 …… 114
４．説明のため出席した者 …… 115
５．事務局職員出席者 …… 116
６．日程第１　議案第３号～議案第57号…… 117
７．各常任委員長の報告 …… 118
（１）福祉厚生常任委員長報告 …… 119
（２）建設経済常任委員長報告 …… 120
（３）総務文教常任委員長報告 …… 121
８．質　疑 …… 122
（１）太田黒　鐵郎議員質疑 …… 122
〇冨丸福祉厚生常任委員長答弁 …… 124
（２）太田黒　鐵郎議員質疑 …… 124

○冨丸福祉厚生常任委員長答弁 …… 124
（３）太田黒　鐵郎議員質疑 …… 124
９．討　論 …… 125
10．採　決 …… 125
11．池田副市長あいさつ …… 127
12．日程第２　選挙管理委員及び同補充員の選挙 …… 128
13．日程第３　所管事務調査の委員会付託 …… 128
14．日程追加　日程第４　議案第58号・議案第59号 …… 129
15．提案理由の説明 …… 129
（１）本多総務部長 …… 129
16．質　疑 …… 131
17．討　論 …… 131
18．採　決 …… 131
19．閉　会 …… 132

３月５日（火曜日）

平成25年（第２回）山鹿市議会３月定例会会議録

議　事　日　程（第１号）

平成25年３月５日（火曜日）午前10時開会

第１　会議録署名議員の指名

第２　会期の決定

第３　市長のあいさつ

第４　議案第３号　平成24年度山鹿市一般会計補正予算（第７号）

議案第４号　平成24年度山鹿市国民健康保険事業特別会計補正予算（第３号）

議案第５号　平成24年度山鹿市後期高齢者医療特別会計補正予算（第１号）

議案第６号　平成24年度山鹿市介護保険事業特別会計補正予算（第３号）

議案第７号　平成24年度山鹿市簡易水道事業特別会計補正予算（第３号）

議案第８号　山鹿市老人集会場条例の一部を改正する条例

議案第９号　山鹿市障害程度区分認定審査会の委員の定数等を定める条例及び山鹿市重度心身障害者医療費助成に関する条例の一部を改正する条例

議案第10号　山鹿市介護保険法に基づく事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例

議案第11号　山鹿市在宅高齢者福祉対策事業費用徴収条例の一部を改正する条例

議案第12号　山鹿市新型インフルエンザ等対策本部条例

議案第13号　山鹿市農業集落多目的集会施設条例を廃止する条例

議案第14号　山鹿市さくら湯再生基金条例を廃止する条例

議案第15号　山鹿市道路の構造等に関する基準を定める条例

議案第16号　山鹿市準用河川管理施設等の構造の基準を定める条例

議案第17号　山鹿市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例

議案第18号　山鹿市都市公園条例の一部を改正する条例

議案第19号　山鹿市営住宅管理条例の一部を改正する条例

議案第20号　山鹿市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例

議案第21号　山鹿市下水道条例の一部を改正する条例

議案第22号　山鹿市水道の布設工事監督者の配置及び資格の基準等を定める条例

議案第23号　平成25年度山鹿市一般会計予算

議案第24号　平成25年度山鹿市国民健康保険事業特別会計予算

議案第25号　平成25年度山鹿市後期高齢者医療特別会計予算

議案第26号　平成25年度山鹿市農業集落排水事業特別会計予算

議案第27号　平成25年度山鹿市介護保険事業特別会計予算

議案第28号　平成25年度山鹿市簡易水道事業特別会計予算
議案第29号　平成25年度六郷財産区特別会計予算
議案第30号　平成25年度城北財産区特別会計予算
議案第31号　平成25年度稲田財産区特別会計予算
議案第32号　平成25年度稲田六郷財産区特別会計予算
議案第33号　平成25年度山鹿市水道事業会計予算
議案第34号　平成25年度山鹿市病院事業会計予算
議案第35号　平成25年度山鹿市下水道事業会計予算
議案第36号　財産の譲渡について
議案第37号　財産の譲渡について
議案第38号　財産の譲渡について
議案第39号　財産の譲渡について
議案第40号　財産の譲渡について
議案第41号　財産の譲渡について
議案第42号　財産の譲渡について
議案第43号　財産の譲渡について
議案第44号　財産の譲渡について
議案第45号　財産の譲渡について
議案第46号　財産の譲渡について
議案第47号　財産の譲渡について
議案第48号　財産の譲渡について
議案第49号　市道路線の認定について
議案第50号　副市長の選任について
議案第51号　教育委員会委員の任命について
議案第52号　教育委員会委員の任命について
議案第53号　公平委員会委員の選任について
議案第54号　監査委員の選任について
議案第55号　人権擁護委員の推薦について
議案第56号　人権擁護委員の推薦について
議案第57号　人権擁護委員の推薦について

○

本日の会議に付した事件

第１　会議録署名議員の指名
第２　会期の決定
第３　市長のあいさつ

第４　議案第３号　平成24年度山鹿市一般会計補正予算（第７号）
議案第４号　平成24年度山鹿市国民健康保険事業特別会計補正予算（第３号）
議案第５号　平成24年度山鹿市後期高齢者医療特別会計補正予算（第１号）
議案第６号　平成24年度山鹿市介護保険事業特別会計補正予算（第３号）
議案第７号　平成24年度山鹿市簡易水道事業特別会計補正予算（第３号）
議案第８号　山鹿市老人集会場条例の一部を改正する条例
議案第９号　山鹿市障害程度区分認定審査会の委員の定数等を定める条例及び山鹿市重度心身障害者医療費助成に関する条例の一部を改正する条例
議案第10号　山鹿市介護保険法に基づく事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例
議案第11号　山鹿市在宅高齢者福祉対策事業費用徴収条例の一部を改正する条例
議案第12号　山鹿市新型インフルエンザ等対策本部条例
議案第13号　山鹿市農業集落多目的集会施設条例を廃止する条例
議案第14号　山鹿市さくら湯再生基金条例を廃止する条例
議案第15号　山鹿市道路の構造等に関する基準を定める条例
議案第16号　山鹿市準用河川管理施設等の構造の基準を定める条例
議案第17号　山鹿市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例
議案第18号　山鹿市都市公園条例の一部を改正する条例
議案第19号　山鹿市営住宅管理条例の一部を改正する条例
議案第20号　山鹿市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例
議案第21号　山鹿市下水道条例の一部を改正する条例
議案第22号　山鹿市水道の布設工事監督者の配置及び資格の基準等を定める条例
議案第23号　平成25年度山鹿市一般会計予算
議案第24号　平成25年度山鹿市国民健康保険事業特別会計予算
議案第25号　平成25年度山鹿市後期高齢者医療特別会計予算
議案第26号　平成25年度山鹿市農業集落排水事業特別会計予算
議案第27号　平成25年度山鹿市介護保険事業特別会計予算
議案第28号　平成25年度山鹿市簡易水道事業特別会計予算
議案第29号　平成25年度六郷財産区特別会計予算
議案第30号　平成25年度城北財産区特別会計予算
議案第31号　平成25年度稲田財産区特別会計予算
議案第32号　平成25年度稲田六郷財産区特別会計予算
議案第33号　平成25年度山鹿市水道事業会計予算
議案第34号　平成25年度山鹿市病院事業会計予算
議案第35号　平成25年度山鹿市下水道事業会計予算

議案第36号　財産の譲渡について
議案第37号　財産の譲渡について
議案第38号　財産の譲渡について
議案第39号　財産の譲渡について
議案第40号　財産の譲渡について
議案第41号　財産の譲渡について
議案第42号　財産の譲渡について
議案第43号　財産の譲渡について
議案第44号　財産の譲渡について
議案第45号　財産の譲渡について
議案第46号　財産の譲渡について
議案第47号　財産の譲渡について
議案第48号　財産の譲渡について
議案第49号　市道路線の認定について
議案第50号　副市長の選任について
議案第51号　教育委員会委員の任命について
議案第52号　教育委員会委員の任命について
議案第53号　公平委員会委員の選任について
議案第54号　監査委員の選任について
議案第55号　人権擁護委員の推薦について
議案第56号　人権擁護委員の推薦について
議案第57号　人権擁護委員の推薦について

日程追加

第５　常任委員の所属変更の件

第６　議長の常任委員辞任の件

○

出席議員（20名）

１番　服部香代君
２番　冨田弘海君
３番　永田　健君
４番　稲葉　昇君
５番　冨丸洋一郎君
６番　藤本峰秀君
７番　北原昭三君
８番　芹川正美君

9番	藤原　豊君
10番	平井邦廣君
11番	吉本政幸君
12番	池田誠一君
13番	堀　茂幸君
14番	永田紘二君
15番	横手啓介君
16番	藤原　弘君
17番	太田黒鐵郎君
18番	丸山寛治君
19番	寺崎勇児君
20番	丸山康昭君

○

説明のため出席した者

市長	中嶋憲正君
副市長	池田永実君
総務部長	本多隆文君
市民福祉部長	有働　博君
農林部長	池田廣二君
商工観光部長	三森兄臣君
建設部長	緒方淳一君
環境部長	幸村英星君
市民医療センター事務部長	荒木　隆君
首席審議員兼会計管理者	米加田純正君
総務部次長兼秘書課長	戸次由夫君
市民福祉部次長兼介護保険課長	川崎美明君
建設部次長	長迫三紀夫君
水道局長	宮本　稔君
教育部次長	寺崎泰和君
教育部首席教育審議員	川野富士夫君
総務課長	原　弘文君
福祉課長	福永　浩君
農林企画課長	吉里明弘君
農林振興課長	金光一誠君
商工課長	大森健司君

観　光　課　長	早　田　順　二　君
市民医療センター事務部経理課長	永　田　臣　司　君
農業委員会事務局長	西　田　博　之　君

○

事務局職員出席者

議会事務局長	奥　村　正　文　君
局長補佐兼議会総務係長	渡　邊　義　明　君
議　事　係　長	小　山　　天　君
書　　記	森　　英　州　君

○

午前10時00分　開会

○

○議長（藤原　弘君）

ただいまから平成25年（第２回）山鹿市議会３月定例会を開会いたします。

○

日程第１　会議録署名議員の指名

○議長（藤原　弘君）

直ちに、本日の会議を開きます。

日程第１、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第81条の規定により、議長において永田健君、稲葉昇君を指名いたします。

○

日程第２　会期の決定

○議長（藤原　弘君）

日程第２、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

今期定例会の会期は、本日から３月21日までの17日間といたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（藤原　弘君）

ご異議なしと認めます。よって、会期は17日間と決定いたしました。

○

日程第３　市長のあいさつ

○議長（藤原　弘君）

日程第３、この際、市長から発言の申し出があっておりますので、これを許可いたします。中嶋市長。

［市長　中嶋　憲正君　登壇］

○市長（中嶋　憲正君）

平成25年３月定例会の開催に当たり、一言ごあいさつを申し上げます。議員各位におかれましては、公私ともご多用の中、全員ご出席を賜り、まことにありがとうございます。

３月を迎え、卒業など何かしら物悲しさを感じる一方で、４月から新たなスタートに向け、希望に胸をときめかせる季節となりました。本市におきましては、この３月末をもちまして、五つの小学校が閉校、一つの幼稚園が閉園いたします。母校

の閉校は、在校生、卒業生はもとより、教職員、校区の皆様にとりまして、その寂しさの思いは、いかばかりかと拝察いたします。今日まで長年にわたり、各小学校、幼稚園の発展にご尽力いただきました関係各位に、この場をお借りし、改めて敬意と感謝を申し上げる次第でございます。市といたしましては、本市の将来を担う子どもたちのため、よりよい教育環境をしっかり確保すると同時に、地域の活性化に全力で取り組まねばならないと決意を新たにしているところでございます。

さて、本定例会において、ご審議いただきます議案は、条例15件、予算18件、財産の譲渡13件、人事案件８件、その他１件であります。なお、本来ならば、３月定例会におきまして、次年度の本予算をご提案申し上げるところでございますが、平成25年度の本予算は、市長選挙等の事由により、骨格予算を基本として編成いたしております。原則、政策的判断を伴う経費につきましては、６月定例会において補正予算としてご提案申し上げるものでございます。議案等の内容につきましては、後ほどご説明申し上げます。よろしくご審議の上、ご議決を賜りますようお願い申し上げまして、開会のあいさつといたします。

○

日程第４　議案第３号～議案第57号

○議長（藤原　弘君）

日程第４、議案第３号から議案第57号までの全案件を一括議題といたします。

○

議案第３号　平成24年度山鹿市一般会計補正予算（第７号）
議案第４号　平成24年度山鹿市国民健康保険事業特別会計補正予算（第３号）
議案第５号　平成24年度山鹿市後期高齢者医療特別会計補正予算（第１号）
議案第６号　平成24年度山鹿市介護保険事業特別会計補正予算（第３号）
議案第７号　平成24年度山鹿市簡易水道事業特別会計補正予算（第３号）
議案第８号　山鹿市老人集会場条例の一部を改正する条例
議案第９号　山鹿市障害程度区分認定審査会の委員の定数等を定める条例及び山鹿市重度心身障害者医療費助成に関する条例の一部を改正する条例
議案第10号　山鹿市介護保険法に基づく事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例
議案第11号　山鹿市在宅高齢者福祉対策事業費用徴収条例の一部を改正する条例
議案第12号　山鹿市新型インフルエンザ等対策本部条例
議案第13号　山鹿市農業集落多目的集会施設条例を廃止する条例
議案第14号　山鹿市さくら湯再生基金条例を廃止する条例
議案第15号　山鹿市道路の構造等に関する基準を定める条例

議案第16号　山鹿市準用河川管理施設等の構造の基準を定める条例
議案第17号　山鹿市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例
議案第18号　山鹿市都市公園条例の一部を改正する条例
議案第19号　山鹿市営住宅管理条例の一部を改正する条例
議案第20号　山鹿市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例
議案第21号　山鹿市下水道条例の一部を改正する条例
議案第22号　山鹿市水道の布設工事監督者の配置及び資格の基準等を定める条例
議案第23号　平成25年度山鹿市一般会計予算
議案第24号　平成25年度山鹿市国民健康保険事業特別会計予算
議案第25号　平成25年度山鹿市後期高齢者医療特別会計予算
議案第26号　平成25年度山鹿市農業集落排水事業特別会計予算
議案第27号　平成25年度山鹿市介護保険事業特別会計予算
議案第28号　平成25年度山鹿市簡易水道事業特別会計予算
議案第29号　平成25年度六郷財産区特別会計予算
議案第30号　平成25年度城北財産区特別会計予算
議案第31号　平成25年度稲田財産区特別会計予算
議案第32号　平成25年度稲田六郷財産区特別会計予算
議案第33号　平成25年度山鹿市水道事業会計予算
議案第34号　平成25年度山鹿市病院事業会計予算
議案第35号　平成25年度山鹿市下水道事業会計予算
議案第36号　財産の譲渡について
議案第37号　財産の譲渡について
議案第38号　財産の譲渡について
議案第39号　財産の譲渡について
議案第40号　財産の譲渡について
議案第41号　財産の譲渡について
議案第42号　財産の譲渡について
議案第43号　財産の譲渡について
議案第44号　財産の譲渡について
議案第45号　財産の譲渡について
議案第46号　財産の譲渡について
議案第47号　財産の譲渡について
議案第48号　財産の譲渡について
議案第49号　市道路線の認定について
議案第50号　副市長の選任について

議案第51号　教育委員会委員の任命について
議案第52号　教育委員会委員の任命について
議案第53号　公平委員会委員の選任について
議案第54号　監査委員の選任について
議案第55号　人権擁護委員の推薦について
議案第56号　人権擁護委員の推薦について
議案第57号　人権擁護委員の推薦について

―――――――――――――――― ○ ――――――――――――――――

○議長（藤原　弘君）

提案理由の説明を求めます。本多総務部長。

［総務部長　本多　隆文君　登壇］

○総務部長（本多　隆文君）

議案第３号　平成24年度山鹿市一般会計補正予算（第７号）について、ご説明申し上げます。

今回の補正予算は、去る２月26日に成立しました日本経済再生に向けた緊急経済対策に係る補正予算を含めて、計上をいたしております。総額13兆1054億円からなり、平成25年度予算と一体化したいわゆる15カ月予算として編成されております。復興・防災対策、成長による富の創出、暮らしの安心・地域活性化の三つの重点分野を柱に、防災・減災の事前対策に係るインフラ整備や民間投資の喚起による成長力の強化、中小企業、農林水産業への支援などが盛り込まれ、地方の迅速かつ円滑な実施を図るため、地方負担に対する特別措置として、元気臨時交付金があわせて創設をされております。なお、このたびの経済対策に係る補正予算につきましては、社会インフラの整備、更新を促進するものでありますので、事業工程及び財源調整の関係上、平成24年度及び平成25年度の６月補正に分けて、ご提案申し上げることとしております。平成24年度の事業総額は、５億6045万4000円であります。

それでは１ページをお開きください。

第１条　歳入歳出予算の補正は、歳入歳出予算の総額に５億4758万3000円を追加し、歳入歳出予算の総額を277億9626万2000円とするものであります。

６ページをお開きください。

第２表は、継続費の補正であります。(款)総務費の市庁舎等建設事業におきまして、事業進捗の変更に伴い、年割額を変更するものであります。

続きまして７ページ、第３表、繰越明許費であります。(款)農林水産業費の菊池台地土地改良事業ほか五つの事業につきまして、年度内の事業完了が見込めないため、繰越明許費を設定するものであります。

続きまして、８ページをお開きください。

第４表、地方債の補正であります。地方債の変更につきましては、事業費の決算見込み等に伴い、起債の限度額をそれぞれ変更するものであります。

続きまして、歳出予算の主な事業についてご説明申し上げます。

24ページをお開きください。

(款)総務費、(目)基金費の中の財政調整基金積立金1657万5000円は、市有財産の売却等による収入を積み立てるものでございます。

以下、国の補正予算に伴うものをご説明いたします。

26ページをお願いします。

(款)衛生費、(目)環境衛生総務費の中にあります簡易水道事業特別会計繰出金494万4000円は、国の補正予算を受けて、簡易水道事業特別会計で実施する送水管布設設計等に係る繰出金であります。

続きまして、(款)農林水産業費、(目)農地費の補正額は7847万2000円です。菊池台地土地改良事業1761万7000円は、菊池台地土地改良事業組合において実施する水管理システム更新に係る関係市町負担金であります。

27ページにあります県営農業農村整備事業3887万8000円は、経営体育成基盤整備事業、長坂地区及び基幹水利施設ストックマネジメント事業、南島排水域に係る県事業負担金であります。

次の団体営農業農村整備事業5700万円は、小柳排水機場のポンプ機器の更新を行うものであります。

下段の(目)林業振興費の補正額１億133万3000円は、平成25年度実施予定の三楠竹の谷線改良工事を繰り上げて実施するほか、林道の舗装整備、橋梁点検診断を行うものであります。

28ページをお願いいたします。

(款)土木費、(目)道路橋梁新設改良費の中にあります地方道路整備事業２億9082万円は、路面の老朽化が著しい幹線市道３路線の舗装改修を行うものであります。

また、県道整備事業1065万4000円、急傾斜地崩壊対策事業640万円は、県営事業で実施する道路整備及び急傾斜地崩壊対策事業に係る負担金であります。

31ページをお願いいたします。

(款)教育費、(目)小学校建設費の補正額1888万3000円及び下段にあります中学校建設費の補正額452万5000円は、学校施設の耐震補強及び施設改修に係る設計委託費であります。対象校は、米田、八幡、三岳、来民、中富の五つの小学校と山鹿中学校であります。

以上が歳出予算の概要でございます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上

げまして、説明を終わります。

○議長（藤原　弘君）

有働市民福祉部長。

［市民福祉部長　有働　博君　登壇］

○市民福祉部長（有働　博君）

議案第４号　平成24年度山鹿市国民健康保険事業特別会計補正予算（第３号）について、ご説明申し上げます。

１ページをお願いいたします。

第１条　歳入歳出予算の総額にそれぞれ１億7016万7000円を追加し、総額を79億5972万8000円とするものです。

内容につきまして、歳出によりご説明申し上げます。

10ページをお願いいたします。

(款)保険給付費、(目)一般被保険者療養給付費の補正額１億2400万円及び(目)一般被保険者高額療養費の補正額4600万円につきましては、給付費の増加に伴い、補正するものでございます。

11ページをお願いいたします。

(款)基金積立金、(目)財政調整基金積立金の３万円につきましては、基金利子の確定に伴い、財政調整基金へ積み立てるものでございます。

次に、(款)諸支出金、(目)直営診療施設勘定繰出金の13万7000円は、直営診療施設勘定繰出金の確定に伴い、補正するものでございます。

続きまして、議案第５号　平成24年度山鹿市後期高齢者医療特別会計補正予算（第１号）について、ご説明申し上げます。今回の補正は、財源組み替えを行うものでございます。

６ページをお願いいたします。

歳入の(款)後期高齢者医療保険料、(目)特別徴収保険料を139万6000円減額し、下段の(款)繰越金、(目)繰越金を139万6000円増額する財源組み替えでございます。

続きまして、議案第６号　平成24年度山鹿市介護保険事業特別会計補正予算（第３号）について、ご説明申し上げます。

１ページをお願いいたします。

第１条は、歳入歳出予算の総額に725万8000円を追加し、総額を60億302万2000円とするものであります。

補正予算の内容につきまして、申し上げます。

７ページをお願いいたします。

(款)基金積立金、(目)介護給付費準備基金積立金の補正額725万8000円は、平成

23年度決算剰余金を基金に積み立てるものであります。

以上、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げまして、説明を終わります。

○議長（藤原　弘君）

宮本水道局長。

［水道局長　宮本　稔君　登壇］

○水道局長（宮本　稔君）

議案第７号　平成24年度山鹿市簡易水道事業特別会計補正予算（第３号）について、ご説明申し上げます。

今回の補正予算は、国の緊急経済対策を受けて取り組むもので、平成25年度に予定しておりました岩野地区及び東部簡易水道事業の一部を繰り上げて実施するものでございます。

１ページをお開きください。

第１条　歳入歳出予算の補正は、歳入歳出予算の総額に704万6000円を追加し、歳入歳出予算の総額を２億5280万7000円とするものであります。

３ページをお開きください。

第２表　繰越明許費補正であります。当該の事業につきましては、年度内の事業完了が見込めないため、繰越明許費の設定を行うものであります。

続きまして、補正予算の内容について、ご説明いたします。

８ページをお願いいたします。

下段の歳出、(款)簡易水道事業費、(目)施設建設費、補正額704万6000円は、管路の実施設計及び施設に係る地質調査を実施するものであります。なお、財源は、国庫補助金及び一般会計繰入金です。

よろしくご審議賜りますようお願い申し上げまして、説明を終わります。

○議長（藤原　弘君）

有働市民福祉部長。

［市民福祉部長　有働　博君　登壇］

○市民福祉部長（有働　博君）

議案第８号　山鹿市老人集会場条例の一部を改正する条例について、ご説明申し上げます。

本案は、議案第44号で提案しております山鹿市鹿本老人集会所の譲渡に関連するものでございます。

本市財産の効率的運用及び当該施設の有効活用を図るため、地元自治会に譲渡するものであり、あわせて条文の整備のため条例の一部を改正するものでございます。

附則といたしまして、この条例は、平成25年４月１日から施行するものです。

続きまして、議案第９号　山鹿市障害程度区分認定審査会の委員の定数等を定める条例及び山鹿市重度心身障害者医療費助成に関する条例の一部を改正する条例について、ご説明申し上げます。

本案は、地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律の施行により、障害者自立支援法が改正されることに伴い、改正動機を共通とします２本の条例について、所要の規定の整備を行うものでございます。

まず、山鹿市障害程度区分認定審査会の委員の定数等を定める条例の一部改正につきましては、引用する法律の名称が変更されるため、改正するものです。

次に、山鹿市重度心身障害者医療費助成に関する条例の一部改正につきましては、引用する法律の名称及び条項の変更、並びに条文の整備のため改正するものでございます。

附則といたしまして、この条例は、平成25年４月１日から施行するものでございます。

次に、議案第10号　山鹿市介護保険法に基づく事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例について、ご説明申し上げます。

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律、いわゆる地域主権改革第１次一括法が平成23年５月２日に、また同年８月30日には第２次一括法が公布され、これらの法律の施行により多くの法律が改正されました。このことに伴い、地方公共団体は本年４月１日までに、これまで法令により国が定めていた基準、資格等を各地方公共団体の条例で定めることとなったため、新たな条例の制定、または既存条例を改正する必要が生じたところでございます。

本案は、ただいま申し上げました地域主権改革第１次一括法の施行によりまして、介護保険法が改正され、これまで国が厚生労働省令で定めておりました指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関して市町村がみずから責任を負い、地域の実情を踏まえた基準を条例で定めることとされたことに伴い、条例を制定するものでございます。なお、本条例に定める基準としましては、国が定める基準と同様の内容を定めることを基本といたしますが、山鹿市地域密着型サービス運営委員会からのご意見や本市施策の推進等を踏まえ、山鹿市独自の基準も加え、定めるものでございます。

附則といたしまして、本条例は、平成25年４月１日から施行するとともに必要な経過措置を定めるものでございます。

続きまして、議案第11号　山鹿市在宅高齢者福祉対策事業費用徴収条例の一部を

改正する条例について、ご説明申し上げます。

本案は、平成24年４月の介護保険法改正に伴い、介護保険法第115条の45の規定に基づく、地域支援事業として行います介護予防事業を見直すことによります利用者負担額の改定をするため、条例の一部を改正するものです。これまで、特定高齢者通所事業、一般高齢者通所事業として行っておりました事業の名称、内容及び対象者を変更し、「介護予防通所事業」、「地域拠点型介護予防通所事業」という名称とし、対象者の拡大や内容の充実を図り、あわせて一部負担金の徴収金額を改定するものでございます。

附則といたしまして、本条例は、平成25年４月１日から施行するとともに経過措置を定めるものでございます。

続きまして、議案第12号　山鹿市新型インフルエンザ等対策本部条例について、ご説明申し上げます。

本案は、新型インフルエンザ等対策特別措置法が施行されることに伴いまして、同法の規定に新型インフルエンザ等緊急事態宣言がされたときには、市長は直ちに対策本部を設置しなければならない旨、規定されているため、本条例を制定するものです。本部設置の公示や組織、会議等について規定するものでございます。

附則といたしまして、この条例は、公布の日、または法の施行の日のいずれか遅い日から施行することといたしております。

以上、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げまして、説明を終わります。

○議長（藤原　弘君）

池田農林部長。

［農林部長　池田　廣二君　登壇］

○農林部長（池田　廣二君）

議案第13号　山鹿市農業集落多目的集会施設条例を廃止する条例について、ご説明申し上げます。

本案は、山鹿市酒造野地区農業集落多目的集会施設の利用に供している建物を地元地縁団体に譲渡するため、公の施設として酒造野地区農業集落多目的集会施設を廃止する必要があり、山鹿市農業集落多目的集会施設条例を廃止するものでございます。

附則といたしまして、この条例は平成25年４月１日から施行するものであります。

以上、よろしくご審議いただきますようお願い申し上げます。

○議長（藤原　弘君）

三森商工観光部長。

［商工観光部長　三森　兄臣君　登壇］

○商工観光部長（三森　兄臣君）

議案第14号　山鹿市さくら湯再生基金条例を廃止する条例について、ご説明申し上げます。

本基金条例は、さくら湯再生のために寄せられた寄附金を積み立てるため、平成22年９月に制定したものでございます。平成23年７月に着工しましたさくら湯建設工事が平成24年10月末日に竣工し、寄附金の募金活動を終了し、目的を終えましたので、本条例を廃止するものでございます。

以上、よろしくお願い申し上げます。

○議長（藤原　弘君）

緒方建設部長。

［建設部長　緒方　淳一君　登壇］

○建設部長（緒方　淳一君）

議案第15号から議案第19号につきましては、関連がございますので、続けて説明いたします。

まず、議案第15号　山鹿市道路の構造等に関する基準を定める条例について、説明いたします。

本案は、議案第10号と同様、地域主権改革第１次一括法及び第２次一括法の施行により、市道の構造の技術的基準等を道路構造令等の基準を参酌して定める必要があるため、本条例を制定するものです。

本条例の内容を条文に即して説明いたします。

第１条では、道路法及び高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律、いわゆるバリアフリー法の規定に基づき、市道の構造の技術的基準等を市で条例化する趣旨を記述したものです。

第２条では市道の構造の技術的基準、第３条では道路標識の寸法、第４条では道路移動等円滑化基準をそれぞれ法令等に基づく基準としております。

附則といたしまして、この条例は平成25年４月１日から施行するものです。

続きまして、議案第16号　山鹿市準用河川管理施設等の構造の基準を定める条例について、説明いたします。

本案も、地域主権改革第１次一括法の施行により、準用河川の河川管理施設等の構造の技術的基準を法令等の基準を参酌して定める必要があるため、本条例を制定するものです。

第１条では、河川法の規定に基づき、河川管理施設等の構造の基準を市で条例化する趣旨を記述したものです。

第２条では、準用河川の河川管理施設等の構造の基準を定めております。

附則としまして、施行日を平成25年４月１日とし、必要な経過措置を定めております。

続きまして、議案第17号　山鹿市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例について、説明いたします。

本案は、道路法施行令を改正されたことに伴い、道路占用許可対象物件として追加された太陽光発電設備等の占用物件を追加し、これに係る占用料の額を定め、条例を改正するものです。

附則といたしまして、この条例は平成25年４月１日から施行し、必要な経過措置を定めるものです。

続きまして、議案第18号　山鹿市都市公園条例の一部を改正する条例について、説明いたします。

本案は、地域主権改革第２次一括法の施行により、都市公園の設置基準、公園施設の設置基準並びに都市公園移動等円滑化基準を都市公園法バリアフリー等で定める基準を参酌して、条例で定める必要があり、改正するものでございます。

附則といたしまして、この条例は平成25年４月１日から施行するものです。

続きまして、議案第19号　山鹿市営住宅管理条例の一部を改正する条例について、説明いたします。

本案も、地域主権改革第１次一括法の施行により、市営住宅の入居資格の条件を定めるとともに、市営住宅の整備基準を公営住宅整備基準で定める基準を参酌して条例で定める必要があり、改正を行うものでございます。

改正内容につきましては、題名を「山鹿市営住宅管理条例」から「山鹿市営住宅条例」に改め、第３条は、整備基準について国が定める基準を参酌して、地方公共団体が地域の実情に応じて条例で定めることとなったため、公営住宅整備基準をもって市で定めるものでございます。

第６条から第13条につきましては、入居資格、入居資格の特例、同居承認について市営住宅における入居資格等の同居親族要件の規定が廃止されましたが、本市におきましては、従来どおり入居資格として同居親族がいることを要件とするため、条文の整備を行うものです。

第27条から第68条までは、収入基準の改正により国に準じた金額を各自治体で定める必要があり、条文及び文言の整備を行うものです。

附則といたしまして、この条例は平成25年４月１日から施行し、必要な経過措置を定めております。

以上、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げまして、説明を終わります。

○議長（藤原　弘君）

幸村環境部長。

［環境部長　幸村　英星君　登壇］

○環境部長（幸村　英星君）

議案第20号　山鹿市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例について、ご説明申し上げます。

本案につきましても、議案第10号と同様、地域主権改革第２次一括法の施行によって、廃棄物の処理及び清掃に関する法律が改正されたことに伴い、同法施行規則で定める基準を参酌しまして、市が設置する一般廃棄物処理施設に置く技術管理者の資格を定めるものでございます。

附則といたしまして、この条例は平成25年４月１日から施行するものです。

続きまして、議案第21号　山鹿市下水道条例の一部を改正する条例について、ご説明申し上げます。

本案につきましても、議案第10号と同様、地域主権改革第２次一括法の施行によって、下水道法が改正されたことに伴い、同法施行令で定める基準を参酌しまして、公共下水道等の構造の基準及び終末処理場等の維持管理の基準を定めますとともに、あわせて条文の整備を行うものでございます。

附則といたしまして、この条例は平成25年４月１日から施行し、あわせて必要な経過措置を定めるものです。

以上、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げまして、説明を終わります。

○議長（藤原　弘君）

宮本水道局長。

［水道局長　宮本　稔君　登壇］

○水道局長（宮本　稔君）

議案第22号　山鹿市水道の布設工事監督者の配置及び資格の基準等を定める条例について、ご説明申し上げます。

本案も、議案第10号と同様に、地域主権改革第２次一括法の施行により、水道法の一部が改正され、これまで法令で定められていた監督業務を行う者を配置しなければならない水道の布設工事の基準、及び監督業務を行う技術者の資格基準、並びに水道の管理についての技術上の指揮監督業務を担当する水道技術管理者の資格についての基準が条例で定める事項とされたことから、本条例を制定する必要があり、提案するものございます。なお、条例で規定いたします基準につきましては、水道法及び水道法施行令で示された基準によるものであります。

附則といたしまして、この条例は平成25年４月１日から施行するものです。

以上、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げ、説明を終わります。

○議長（藤原　弘君）

本多総務部長。

［総務部長　本多　隆文君　登壇］

○総務部長（本多　隆文君）

議案第23号　平成25年度山鹿市一般会計予算であります。

平成25年度の当初予算の編成に当たりましては、市長選挙及び市議会議員選挙の事由により、骨格予算を基本として編成いたしております。概要をご説明申し上げます前に、骨格予算編成における基本的な考え方について、ご説明いたします。

まず一つ目に、原則、政策的な判断を伴う経費及び新規施策については、６月補正、肉づけ予算において計上いたします。二つ目に、一般行政経費のうち、従来から継続的に取り組み、地域経済や地域振興、とりわけ市民生活に深く係る事務事業については、骨格予算にその一部を計上しております。三つ目に、平成25年度の国の施策、地方財政対策等に係るもので各地方自治体が統一的に取り組むべき施策については、骨格予算に計上しております。

以上のことを踏まえ編成しました平成25年度の一般会計の予算規模は、262億4200万円、前年度比1.1％、２億9200万円の増であります。なお、骨格予算であるものの前年度から増加した要因は、市庁舎等建設事業を初め、継続事業を計上しているためであります。

それでは、議案第23号　平成25年度山鹿市一般会計予算につきまして、ご説明申し上げます。

１ページをお開きください。

第１条は、歳入歳出予算の総額を262億4200万円と定めるものです。

第２条から第５条は、債務負担行為、地方債、一時借入金並びに歳出予算の流用について定めるものです。

11ページをお開きください。

第２表、債務負担行為であります。１の山鹿市山鹿老人福祉センター等福祉施設管理運営業務ほか、五つの事項につきまして、債務の期間、限度額を記載のとおり定めております。

12ページをお開きください。

第３表、地方債であります。地方債制度に基づく、臨時財政対策債ほか７事業に係るものを掲載いたしております。総額35億4100万円であります。

続きまして、歳入予算について申し上げます。

19ページをお開きください。

市税につきましては、景気回復の兆しが見えつつも、地域経済の立ち直りは不透明であるため、市民税で約9200万円の減額を見込んでおります。

34ページをお開きください。

地方交付税につきましては、地方公務員給与費の臨時特例による削減などから４億円の減少を見込んでおります。

64ページをお開きください。

市債につきましては、臨時財政対策債が6000万円減少しておりますが、市庁舎等建設事業に係る建設地方債の増加に伴い、６億9800万円増加しております。

続きまして、歳出予算の内容について、ご説明申し上げます。恐れ入りますが、定例的な事務事業に関しましては、説明を割愛させていただき、主要な事業についてご説明申し上げます。

68ページをお開きください。

(款)総務費、(目)庁舎建設費の中の市庁舎等建設事業19億6700万円は、継続費を設定し、整備しております新庁舎等に係る事業費であります。

続きまして、69ページにあります(目)情報化推進費の中の地域情報通信基盤格差是正事業は、債務負担行為により平成24年度から取り組んでおります光ブロードバンド基盤整備であります。市民の通信基盤による情報格差を是正するとともに、安全防災対策の強化、地域経済の活性化を図ります。

71ページをお開きください。

(目)地域振興費の中にあります「里山暮らし」いきいきモデル事業は、鹿北地域をモデルとして、そこに暮らす人や自然、伝統、文化、農林産物等の地域資源を生かしながら住民が主体となった特色ある取り組みにより、里山の再生、都市との交流を進めるものであります。

83ページをお開きください。

(款)民生費、(目)児童福祉総務費の下段にあります保育環境充実支援事業9086万4000円は、平成24年度に債務負担行為を設定しています山鹿中央保育園の施設整備に対する支援であります。私立保育所施設の環境改善により、良好な子育て環境の整備を図るものです。

89ページをお開きください。

(款)衛生費、(目)環境対策費の中の浄化槽設置整備事業及び次のページにあります太陽光発電システム普及促進事業につきましては、市民の環境保全、エネルギー対策に対する取り組みについて、継続的に支援を行い、環境にやさしいまちづくりを推進するものです。

94ページをお開きください。

(款)農林水産業費、(目)農業振興費の中のくまもとグリーン農業総合推進事業は、熊本県が推進するきれいで豊かな地下水と美しい自然環境に配慮したくまもとグリーン農業により生産された農産物の販路拡大への取り組みを支援するものであります。

97ページをお開きください。

(目)林業振興費の中の森林整備加速化・林業再生事業は、熊本県の緑の産業再生プロジェクト推進事業の活用により、木材の加工、流通機材の充実を図り、林業、産業の再生を目指すものであります。その下の温もりのある住まいづくり事業につきましては、山鹿市産の木材を利用した住宅建設を支援し、木材の需要拡大と林業の活性化を促すとともに、定住促進を図るものであります。

99ページをお開きください。

(款)商工費、(目)商工振興費の中の和紙工芸振興事業は、本市の伝統的な和紙工芸品、山鹿灯籠、来民うちわ、山鹿傘の技術継承や後継者育成、和紙を活用した新たな商品開発等とともに、山鹿灯籠の国の伝統的工芸品指定に向けた活動を支援し、和紙工芸による振興発展を目指すものであります。

105ページをお開きください。

(款)土木費、(目)都市計画総務費の中の安全で安心な住まいづくり事業は、一般住宅の耐震診断、リフォーム等を推進し、災害に強く、安心して暮らせる住まいづくりを目指すとともに地域経済の活性化を図るものであります。

113ページをお開きください。

(款)教育費、(目)学校建設費の中の学校規模適正化事業（山鹿・川辺統合小学校）につきましては、継続費による整備の最終年度であります平成25年度は、既存施設の解体及び外構工事を実施するものであります。

以上が歳出予算の概要でございます。なお、性質別の内訳、基金の状況、地方債の状況など予算に関する資料につきましては、当初予算のあらましを作成いたしております。あわせてご参照いただき、ご審議賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（藤原　弘君）

川崎市民福祉部次長。

［市民福祉部次長　川崎　美明君　登壇］

○市民福祉部次長（川崎　美明君）

議案第24号　平成25年度山鹿市国民健康保険事業特別会計予算について、ご説明申し上げます。なお、この国民健康保険事業特別会計予算と次の議案第25号の後期高齢者医療特別会計予算につきましては、年間を通して編成した通常予算でござい

ます。

１ページをお願いをいたします。

第１条は、歳入歳出予算の総額を80億501万7000円と定めるものでございます。第２条は一時借入金、第３条は、歳出予算の流用について定めるものでございます。

次に、歳入予算についてご説明申し上げます。

12ページをお願いいたします。

(款)国民健康保険税につきましては、一般被保険者及び退職被保険者等分を合わせまして13億6475万4000円を計上いたしております。

17ページをお願いいたします。

(款)繰入金、(目)一般会計繰入金につきましては、７億4603万7000円を計上いたしております。内訳としましては、保険基盤安定繰入金など繰入基準に基づく節１から節４までのそれぞれの繰入金と、基準外の繰り入れであります節５、その他一般会計繰入金２億7000万円でございます。同じページの下段、(項)基金繰入金、(目)財政調整基金繰入金につきましては、3800万円を計上いたしており、先ほど説明いたしましたその他一般会計繰入金２億7000万円とともに、通常収支の不足額として繰り入れるものでございます。

次に、歳出予算についてご説明申し上げます。

21ページをお願いいたします。

(款)保険給付費、(項)療養諸費は、被保険者の医療費等であり、46億4479万6000円を計上いたしております。

24ページをお願いいたします。

下段の(款)後期高齢者支援金等、(項)後期高齢者支援金等は、後期高齢者医療制度への支援金等で９億5206万8000円を計上いたしております。

26ページをお願いいたします。

(款)介護納付金、(目)介護納付金は、40歳から64歳までの国保加入者の介護保険料を支払基金に納付するもので、４億1786万3000円を計上いたしております。

27ページをお願いいたします。

(款)保健事業費、(目)特定健康診査等事業費、5558万6000円につきましては、40歳から74歳までの被保険者を対象として、生活習慣病の予防、ひいては将来の医療費抑制に向けて、健診及び保健指導を行うための経費でございます。

続きまして、議案第25号　平成25年度山鹿市後期高齢者医療特別会計予算について、ご説明申し上げます。

１ページをお願いいたします。

第１条は、歳入歳出予算の総額を６億5805万4000円と定めるものでございます。

次に、歳入予算についてご説明いたします。

８ページをお願いいたします。

歳入、(款)後期高齢者医療保険料につきましては、特別徴収と普通徴収の保険料を合わせまして、４億1795万5000円を計上いたしております。

９ページをお願いいたします。

(款)繰入金につきましては、事務費繰入金として724万円、保険料軽減の公費繰入としての保険基盤安定繰入金２億2622万3000円を計上いたしております。

次に、歳出予算について、ご説明申し上げます。

12ページをお願いいたします。

(款)後期高齢者医療広域連合納付金につきましては、後期高齢者保険料と保険基盤安定分担金を合わせまして、６億4517万8000円を計上いたしております。

次に、(款)保健事業費、(目)健康診査費320万7000円は、後期高齢者の生活習慣病予防及び医療費抑制を目的とした健診に要する経費でございます。

以上、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げ、ご説明を終わります。

○議長（藤原　弘君）

幸村環境部長。

［環境部長　幸村　英星君　登壇］

○環境部長（幸村　英星君）

議案第26号　平成25年度山鹿市農業集落排水事業特別会計予算について、ご説明申し上げます。

当該会計につきましても、骨格予算で編成しており、建設事業等の政策的経費につきましては、肉づけ予算で対応する予定でございます。

１ページをお願いいたします。

第１条は、歳入歳出予算の総額を９億5012万9000円と定めるものでございます。

第２条及び第３条につきましては、それぞれ債務負担行為、一時借入金について定めるものでございます。

４ページをお願いいたします。

第２表　債務負担行為です。水洗便所等改造資金利子補給について、記載のとおり定めるものでございます。

次に、歳入予算の主なものについて、ご説明申し上げます。

８ページをお願いいたします。

(款)使用料及び手数料、(目)農業集落排水施設使用料につきましては、接続世帯の増加を見込み、１億7550万3000円を計上いたしております。

次に、歳出予算の主なものについてご説明申し上げます。

12ページをお願いいたします。

(款)農業集落排水事業費、(目)処理場管理費１億6372万5000円は、農業集落排水処理施設19カ所の維持管理経費でございます。

以上、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げまして、説明を終わります。

○議長（藤原　弘君）

川崎市民福祉部次長。

［市民福祉部次長　川崎　美明君　登壇］

○市民福祉部次長（川崎　美明君）

議案第27号　平成25年度山鹿市介護保険事業特別会計予算について、ご説明申し上げます。なお、骨格予算でございます。

１ページをお願いいたします。

第１条は、歳入歳出予算の総額を59億1728万円と定めるものでございます。第２条は一時借入金、第３条は、歳出予算の流用について定めるものでございます。

次に、歳入歳出予算の内容について、ご説明申し上げます。

８ページをお願いいたします。

歳入予算でございますが、(款)保険料、(目)第１号被保険者保険料につきましては、65歳以上の高齢者にご負担いただく保険料として９億7878万5000円を計上いたしております。

15ページをお願いいたします。

歳出予算でございますが、(款)保険給付費、(目)介護サービス給付費につきましては、第５期介護保険事業計画及び平成24年度の実績見込み等に基づき、47億7840万円を計上いたしております。

17ページをお願いいたします。

(款)地域支援事業費、(目)要支援者・二次予防事業対象者向け事業費6135万3000円は、二次予防事業対象者把握事業、予防サービス事業など介護予防対策に係るものでございます。

18ページをお願いいたします。

(目)包括的支援事業費6793万9000円は、地域包括支援センターを拠点として行う高齢者の総合相談や権利擁護業務などに係る経費でございます。

(目)任意事業費1673万3000円は、介護給付費の適正化、成年後見制度利用支援のほか、認知症対策の総合推進事業に要する経費でございます。

以上、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げ、ご説明を終わります。

○議長（藤原　弘君）

宮本水道局長。

［水道局長　宮本　稔君　登壇］

○水道局長（宮本　稔君）

議案第28号　平成25年度山鹿市簡易水道事業特別会計予算について、ご説明申し上げます。当該会計につきましても、同じく骨格予算を編成しております。

１ページをお開きください。

第１条は、歳入歳出予算の総額を１億5214万5000円と定めるものです。

第２条は、一時借入金について定めるものであります。

続きまして、歳入予算の主なものについてご説明申し上げます。

８ページをお願いいたします。

(目)簡易水道使用料を4334万2000円と見込んでおります。

続きまして、歳出予算の主なものについてご説明申し上げます。

10ページをお願いいたします。

(目)施設管理費2007万5000円は、簡易水道施設の維持管理経費でございます。

以上で、予算の概要につきましての説明を終わります。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（藤原　弘君）

池田農林部長。

［農林部長　池田　廣二君　登壇］

○農林部長（池田　廣二君）

議案第29号から議案第32号まで、財産区特別会計についてご説明申し上げます。

議案第29号　平成25年度六郷財産区特別会計予算について、ご説明いたします。

１ページをお願いします。

第１条は、歳入歳出予算の総額をそれぞれ168万8000円と定めるものです。

７ページをお願いします。

(款)総務費、(目)財産管理費157万1000円は、下草刈りや作業道の維持管理、日渡住宅の処分に要する経費でございます。

次に、議案第30号　平成25年度城北財産区特別会計予算について、ご説明いたします。

１ページをお願いします。

第１条は、歳入歳出予算の総額を1163万9000円と定めるものでございます。

７ページをお願いします。

(款)総務費、(目)財産管理費1056万円は、下草刈りや作業道の維持管理、建物の解体委託に要する経費でございます。

次に、議案第31号　平成25年度稲田財産区特別会計予算について、ご説明いたし

ます。

１ページをお願いします。

第１条は、歳入歳出予算の総額を46万1000円と定めるものです。

７ページをお願いします。

(款)総務費、(目)財産管理費35万8000円は、下草刈りや作業道の維持管理に要する経費でございます。

次に、議案第32号　平成25年度六郷稲田財産区特別会計予算について、ご説明いたします。

１ページをお願いいたします。

第１条は、歳入歳出予算総額を129万3000円と定めるものです。

７ページをお願いします。

(款)総務費、(目)財産管理費116万円は、下草刈りや作業道の維持管理に要する経費でございます。

総括としまして、歳入歳出事項別明細書を掲載しておりますので、ご参照の上、ご審議いただきますようお願い申し上げ、説明を終わります。

○議長（藤原　弘君）

ここでしばらく休憩いたします。

午前11時01分　休憩

―――――――――――――――― ○ ――――――――――――――――

午前11時14分　開議

○議長（藤原　弘君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。宮本水道局長。

［水道局長　宮本　稔君　登壇］

○水道局長（宮本　稔君）

議案第33号　平成25年度山鹿市水道事業会計予算について、ご説明申し上げます。当該会計につきましては、骨格予算として編成しております。

１ページをお開きください。

第１条は総則です。

第２条は、業務の予定量であります。給水戸数１万1750戸、年間総配水量321万5000立方メートル、１日平均配水量8808立方メートルと見込んでおります。主な建設改良事業は、配水管整備事業に１億4250万円を予定しております。

第３条は、収益的収入及び支出の予定額であります。収入、（第１款）水道事業収益を４億3367万3000円と見込んでおります。内訳は、主に料金収入及び他会計負担金等の営業収益４億3317万6000円であります。

次に支出ですが、（第１款）水道事業費は、４億2340万円を予定しております。内訳は営業費用３億6353万6000円、企業債利息等の営業外費用5786万2000円であります。

２ページをお願いいたします。

第４条は、資本的収入及び支出の予定額であります。

（第１款）資本的収入を１億1462万8000円と見込んでおります。内訳は、建設改良事業に係る企業債であります。

次に、支出ですが、（第１款）資本的支出は２億2996万1000円を予定しております。内訳は、配水管整備に係る建設改良費１億7164万7000円であります。

第５条、債務負担行為に基づく事項並びに次のページの第６条から第９条につきましては、企業債、予定支出の各項の経費の金額の流用、議会の議決を経なければ流用することのできない経費、棚卸資産購入限度額について定めるものであります。

以上、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（藤原　弘君）

荒木市民医療センター事務部長。

［市民医療センター事務部長　荒木　隆君　登壇］

○市民医療センター事務部長（荒木　隆君）

議案第34号　平成25年度山鹿市病院事業会計予算について、ご説明いたします。本予算は、通常予算でございます。

１ページをお開き願います。

第１条は、総則でございます。

第２条は、業務の予定量でございます。病床数は、一般病床197床、感染症病床４床の計201床でございます。年間延べ患者数は、入院５万9860人、外来６万7344人を見込んでおります。１日平均患者数は、入院164人、外来276人を見込んでおります。主な建設改良事業は、医療機器整備事業に7675万5000円、災害派遣医療及び訪問看護用の車両整備事業に378万円を予定しております。

２ページをお願いいたします。

第３条は、収益的収入及び支出でございます。

まず、収入でございます。（第１款）病院事業収益は、34億7421万3000円を見込んでおります。内訳は、医業収益33億3571万円、医業外収益１億3650万3000円、特別利益200万円でございます。

次に支出でございます。（第１款）病院事業費用は、34億7014万4000円を予定しております。内訳は、医業費用32億5449万3000円、医業外費用２億1365万1000円、特別損失200万円でございます。

３ページをお願いいたします。

第４条は、資本的収入及び支出でございます。

まず、収入でございます。（第１款）資本的収入２億1458万8000円を見込んでおります。内訳は、医療機器整備事業の建設改良事業に係る企業債7400万円、企業債の元金償還に係る他会計負担金１億3638万8000円、他会計繰入金262万5000円、県補助金157万5000円でございます。

次に、支出でございます。（第１款）資本的支出４億4323万2000円を見込んでおります。内訳は、医療機器整備事業並びに災害派遣医療及び訪問看護用車両整備事業の建設改良費8053万5000円、企業債の元金償還に係る企業債償還金２億4296万円、退職給与金に係る繰延資産1973万7000円、一般会計長期借入金償還金１億円でございます。

４ページをお願いいたします。

第５条は、企業債でございます。起債の目的は、医療機器整備事業であり、限度額を7400万円とするものでございます。なお、起債の方法、利率、償還の方法は記載のとおりでございます。

第６条は、一時借入金の借入限度額に関する規定で、借入限度額を１億円と定めるものでございます。

第７条は、予定支出の各項の経費の金額の流用について定めるもので、金額を流用できる場合は、医業費用及び医業外費用の予定支出に不足が生じたときの相互間流用とするものでございます。

５ページをお願いいたします。

第８条は、議会の議決を経なければ流用することができない経費について定めるもので、職員給与費19億3151万円、交際費を50万円とするものでございます。

第９条は、棚卸資産の購入限度額について定めるもので、限度額を６億1692万9000円とするものでございます。

以上、概略ご説明いたしましたが、予算の説明書として10ページ以降に、予算実施計画、資金計画、給与費明細書、債務負担行為に関する調書、予定損益計算書、予定貸借対照表を掲載いたしております。ご参照の上、ご審議賜りますようお願い申し上げ、説明を終わります。

○議長（藤原　弘君）

幸村環境部長。

［環境部長　幸村　英星君　登壇］

○環境部長（幸村　英星君）

議案第35号　平成25年度山鹿市下水道事業会計予算について、ご説明申し上げま

す。

当該会計につきましても骨格予算で編成しており、建設事業等の政策的経費につきましては、肉づけ予算で対応する予定でございます。

１ページをお願いいたします。

第１条は、総則でございます。

第２条は、業務の予定量でございます。排水件数を１万325件、年間総排水量を712万2310立方メートルと見込んでおります。

第３条は、収益的収入及び支出の予定額でございます。

まず、収入よりご説明申し上げます。

（第１款）下水道事業収益は、８億9998万9000円を見込んでおります。内訳は、営業収益６億9755万7000円、営業外収益２億193万1000円などであります。

次に、支出でございますが、（第１款）下水道事業費用は、８億2537万2000円を予定いたしております。内訳は、営業費用６億4494万1000円、企業債利息等の営業外費用１億7443万円などであります。

２ページをお願いいたします。

第４条は、資本的収入及び支出の予定額でございます。

まず、収入よりご説明申し上げます。（第１款）資本的収入は、3328万9000円を見込んでおります。内訳は、一般会計補助金、工事負担金などであります。

次に支出でございますが、第１款　資本的支出は、４億2042万3000円を予定いたしております。内訳は、企業債償還金などであります。

第５条から第７条は、それぞれ債務負担行為、一時借入金、議会の議決を要する流用について定めるものでございます。

以上、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げまして、説明を終わります。

○議長（藤原　弘君）

本多総務部長。

［総務部長　本多　隆文君　登壇］

○総務部長（本多　隆文君）

議案第36号から第43号までの財産の譲渡について、順次、ご説明申し上げます。当議案につきましては、山鹿市公共施設再編整備計画に基づき、施設の管理運営の方向性を売却、譲渡と位置づけているものであり、第42号議案までは、山鹿市消防団の小型動力ポンプ積載車格納庫の譲渡に係るものであります。消防小型動力ポンプ積載車格納庫につきましては、施設の性格上、利用地域が限定される一方で、公益性が高いことから地元自治会を契約の相手方として無償譲渡するものであり、引き続き消防小型動力ポンプ積載車格納庫として、地元自治会の管理のもとに効率的

活用を図るものであります。

初めに、議案第36号から申し上げます。

第12分団第１部、消防小型動力ポンプ積載車格納庫、譲渡する財産の種類は建物、所在は菊鹿町木野字屋敷2859番地３、構造は木造平家建て、床面積28.88平方メートルであります。譲渡価格はゼロ円、契約の相手方は、山鹿市菊鹿町木野3141番地１、菊鹿町上下本分自治会会長、宮本誠之氏でございます。

続きまして、議案第37号、第12分団第６部、消防小型動力ポンプ積載車格納庫、譲渡する財産の種類は建物、所在は菊鹿町松尾字東大古井636番地１、構造は木造平家建て、床面積28.88平方メートルであります。譲渡価格はゼロ円、契約の相手方は、山鹿市菊鹿町松尾525番地２、横枕区区長、平野榮氏でございます。

続きまして、議案第38号、第12分団第10部、消防小型動力ポンプ積載車格納庫、譲渡する財産の種類は建物、所在は菊鹿町池永字相川知1100番地１、構造は木造平家建て、床面積28.88平方メートルであります。譲渡価格はゼロ円、契約の相手方は、山鹿市菊鹿町池永1100番地１、菊鹿町永山自治会会長、冨田正信氏でございます。

続きまして、議案第39号、第13分団第６部、消防小型動力ポンプ積載車格納庫、譲渡する財産の種類は建物、所在は菊鹿町上永野字原口2184番地５、構造は木造平家建て、床面積28.88平方メートルであります。譲渡価格はゼロ円、契約の相手方は、山鹿市菊鹿町上永野2187番地、菊鹿町上組自治会会長、石坂敏秋氏でございます。

続きまして、議案第40号、第14分団第２部、消防小型動力ポンプ積載車格納庫、譲渡する財産の種類は土地、所在及び地番は、菊鹿町矢谷字原ノ前33番１、地目は宅地、地積52.62平方メートル、同じく建物につきましては、所在は菊鹿町矢谷字原ノ前33番１、構造は木造平家建て、床面積28.88平方メートルであります。譲渡価格はゼロ円、契約の相手方は、山鹿市菊鹿町矢谷55番地１、矢谷自治会会長、中田孝義氏でございます。

続きまして、議案第41号、第14分団第５部、消防小型動力ポンプ積載車格納庫、譲渡する財産の種類は建物、所在は菊鹿町上内田字堀川585番地９、構造は木造平家建て、床面積38.11平方メートルであります。譲渡価格はゼロ円、契約の相手方は、山鹿市菊鹿町上内田568番地１、山鹿市菊鹿町５区行政区区長、冨田直昭氏でございます。

最後に、議案第42号、第14分団第８部、消防小型動力ポンプ積載車格納庫、譲渡する財産の種類は建物、所在は菊鹿町山内字花園436番地２、構造は木造平家建て、床面積28.88平方メートルであります。譲渡価格はゼロ円、契約の相手方は、山鹿

市菊鹿町山内436番地２、菊鹿町下山内自治会会長、中満幸紀氏でございます。

続きまして、議案第43号でございます。本件財産は、鹿央町奥永区に現存する記念碑敷地であり、これを譲渡することにより、地元自治会による適正な管理を図るものであります。譲渡する財産の種類は土地、所在及び地番は、山鹿市鹿央町千田字矢口2178番２、地目は雑種地、地積は67平方メートルであります。譲渡価格はゼロ円、契約の相手方は、山鹿市鹿央町千田2184番地３、奥永区区長、小田正和氏であります。

以上、８議案、地方自治法第96条第１項第６号の規定による議会の議決を求めるものでございます。よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

○議長（藤原　弘君）

有働市民福祉部長。

［市民福祉部長　有働　博君　登壇］

○市民福祉部長（有働　博君）

議案第44号から議案第46号の財産の譲渡について、ご説明申し上げます。

まず、議案第44号でございます。

本案は、議案第８号でご説明申し上げました山鹿市鹿本老人集会所を地元自治会に譲渡し、引き続き老人集会所として効率的活用を図るものでございます。譲渡する財産の種類は建物、所在は山鹿市鹿本町来民字前田1338番地、構造は木造平家建て、床面積は77.84平方メートルです。譲渡価格につきましてはゼロ円、契約の相手方は、山鹿市鹿本町来民1338番地、南古閑区自治会会長、松山照彦氏です。

次に、議案第45号でございます。

本案は、山鹿市幸の国健康館「ゆ～かむ」の駐車場の用に供している土地の一部を地元自治会に譲渡し、消防車庫用地として効率的活用を図るものです。譲渡する財産の種類は土地、所在及び地番は、山鹿市鹿北町岩野字柿原881番４、地目は雑種地、地積は162.33平方メートルです。譲渡価格につきましては、13万3650円でございます。契約の相手方は、山鹿市鹿北町岩野1103番地１、鹿北町柿原区自治会会長、竹下弘高氏です。

続きまして、議案第46号でございます。

本案は、山鹿市鹿本納骨堂の用に供している土地及び建物を地元自治会に譲渡し、引き続き納骨堂として効率的活用を図るものでございます。譲渡する財産の土地につきまして、所在及び地番は、山鹿市鹿本町来民字前田1338番、地目は墓地、地積は2727.00平方メートルです。建物につきまして、所在は山鹿市鹿本町来民字前田1338番地、構造は鉄筋コンクリート造平家建て、床面積は150.10平方メートルです。譲渡価格につきましてはゼロ円、契約の相手方は、山鹿市鹿本町来民1338番地、南

古閑区自治会会長、松山照彦氏です。

以上、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げまして、説明を終わります。

○議長（藤原　弘君）

池田農林部長。

［農林部長　池田　廣二君　登壇］

○農林部長（池田　廣二君）

議案第47号　財産の譲渡について、ご説明申し上げます。

本議案は、酒造野地区農業集落多目的集落施設を地元自治会に譲渡し、集会施設として有効活用を図るため、地方自治法第96条第１項第６号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。譲渡する財産の種類は建物、所在地は山鹿市菊鹿町池永字前田1666番地２、構造は木造平家建てでございます。床面積は78平方メートルであります。譲渡価格はゼロ円、契約の相手方は、山鹿市菊鹿町池永1666番地２、菊鹿町酒造野自治会会長、村上輝夫氏であります。

以上、よろしくご審議いただきますようお願い申し上げます。

○議長（藤原　弘君）

寺崎教育部次長。

［教育部次長　寺崎　泰和君　登壇］

○教育部次長（寺崎　泰和君）

議案第48号　財産の譲渡について、ご説明申し上げます。

本案は、山内地区多目的研修集会施設を地元自治会に譲渡し、集会施設として有効活用を図るため、議会の議決を求めるものでございます。譲渡いたします財産の種類は、土地の所在が山鹿市鹿央町梅木谷字古閑257番、地目は宅地、面積は561.19平方メートルです。また、建物は、所在地は同番地でございます。構造は木造２階建て、床面積は253.46平方メートルです。譲渡価格はゼロ円、契約の相手方は、山鹿市鹿央町梅木谷257番地１、梅木谷の区長、角田義満氏でございます。

以上、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げまして、説明を終わります。

○議長（藤原　弘君）

緒方建設部長。

［建設部長　緒方　淳一君　登壇］

○建設部長（緒方　淳一君）

議案第49号　市道路線の認定について、説明いたします。

本案は、市道路線の認定を行うため、道路法第８条第２項の規定に基づき、議会の議決を経る必要があり、提案するものです。

今回、市道認定を求めるに至った経緯につきましては、地元より要望書の提出を

受け、路線の道路状況等を調査した結果、市道路網の一つとして、一般交通のために使う必要があると判断し、認定をしようとするものです。

以下、１ページの市道路線に認定する路線調書により、説明いたします。

路線番号81322号、路線名、花見坂西線、起点は山鹿市山鹿字花見坂、終点は山鹿市山鹿字竹屋町です。なお、２ページに位置図を掲載しておりますので、ご参照の上、ご審議を賜りますようお願い申し上げまして、説明を終わります。

○議長（藤原　弘君）

中嶋市長。

［市長　中嶋　憲正君　登壇］

○市長（中嶋　憲正君）

議案第50号　副市長の選任について、ご説明申し上げます。

本案は、池田永実副市長が、本年３月31日をもちまして任期満了となりますので、再度、同氏を本市副市長に選任するため、地方自治法第162条の規定に基づき、議会の同意を求めるものでございます。なお、次のページに略歴を記載しております。ご参照の上、ご同意を賜りますようお願い申し上げます。

続きまして、議案第51号及び議案第52号　教育委員会委員の任命について、ご説明申し上げます。

両案は、本市教育委員会委員のうち２名の委員が、本年３月１日をもちまして任期満了となりますので、次期の教育委員会委員に任命するため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第４条第１項の規定に基づき、議会の同意を求めるものでございます。

議案第51号では、杉本作徳氏の任期満了に伴い、新たに堀田浩一郎氏を任命しようとするものでございます。

議案第52号では、栗川亮一氏の任期満了に伴い、再度、同氏を任命しようとするものでございます。なお、それぞれの次のページに略歴を記載しております。ご参照の上、ご同意を賜りますようお願い申し上げます。

続きまして、議案第53号　公平委員会委員の選任について、ご説明申し上げます。

本案は、現委員、佐藤公俊氏が本年３月31日をもちまして任期満了となりますので、再度、同氏を本市公平委員会の委員に選任するため、地方公務員法第９条の２第２項の規定に基づき、議会の同意を求めるものでございます。なお、次のページに略歴を記載しております。ご参照の上、ご同意を賜りますようお願い申し上げます。

続きまして、議案第54号　監査委員の選任について、ご説明申し上げます。

本案は、現委員、角田英勝氏が本年３月31日をもちまして任期満了となりますの

で、再度、同氏を本市監査委員に選任するため、地方自治法第196条第１項の規定に基づき、議会の同意を求めるものでございます。なお、次のページに略歴を記載しております。ご参照の上、ご同意を賜りますようお願い申し上げます。

続きまして、議案第55号、議案第56号及び議案第57号　人権擁護委員の推薦について、ご説明申し上げます。

この３案は、人権擁護委員のうち３名の委員が、平成25年６月30日をもちまして任期満了となりますので、次期の人権擁護委員の候補者に推薦するため、人権擁護委員法第６条第３項の規定に基づき、議会の意見を求めるものでございます。

議案第55号では、現委員、近藤安隆氏の任期満了に伴い、再度、同氏を推薦しようとするものでございます。

議案第56号では、現委員、野滿孝子氏の任期満了に伴い、再度、同氏を推薦しようとするものでございます。

議案第57号では、現委員、冨田幸代氏の任期満了に伴い、再度、同氏を推薦しようとするものでございます。なお、それぞれの次のページに略歴を記載しております。ご参照の上、ご同意を賜りますようお願い申し上げ、説明を終わります。

○議長（藤原　弘君）

ここで、しばらく休憩いたします。

午前11時44分　休憩

―――――――――――――――― ○ ――――――――――――――――

午後０時13分　開議

○議長（藤原　弘君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。ただいま、休憩中に関係各議員から所属変更の申し出と議長の常任委員辞任の申し出がありました。

お諮りいたします。

この際、常任委員の所属変更の件及び議長の常任委員辞任の件をそれぞれ日程に追加し、議題とすることにご異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（藤原　弘君）

ご異議なしと認めます。よって、常任委員の所属変更の件及び議長の常任委員辞任の件を日程に追加し、議題とすることに決しました。

―――――――――――――――― ○ ――――――――――――――――

日程追加

日程第５　常任委員の所属変更の件

○議長（藤原　弘君）

日程第５、常任委員の所属変更の件を直ちに議題といたします。

総務文教常任委員の私、藤原弘が福祉厚生常任委員に、福祉厚生常任委員の冨田弘海君が総務文教常任委員に、それぞれ所属委員会の変更申し出がありました。

お諮りいたします。

私及び冨田弘海君からの申し出のとおり、委員会条例第８条第３項の規定により、それぞれ委員会の所属を変更することにご異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（藤原　弘君）

ご異議なしと認めます。よって、それぞれ委員会の所属を変更することに決しました。

次の日程は、議長の常任委員辞任の件でありますので、地方自治法第117条の規定により副議長と交代いたします。吉本副議長、議長席にお着きください。

［議長　藤原　弘君　退場］

［副議長　吉本　政幸君　議長席着席］

○

日程追加

日程第６　議長の常任委員辞任の件

○副議長（吉本　政幸君）

日程第６、議長の常任委員辞任の件を議題といたします。

藤原議長から、その職責上の理由によって、常任委員を辞任したいとの申し出があります。

お諮りいたします。

本件は申し出のとおり、辞任を許可することにご異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○副議長（吉本　政幸君）

ご異議なしと認めます。したがって、藤原議長の常任委員の辞任を許可することに決しました。ここで議長と交代いたします。

［議長　藤原　弘君　入場］

［議長　藤原　弘君　議長席着席］

○

散　会

○議長（藤原　弘君）

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

本日は、これにて散会いたします。

午後０時17分　散会

～～～

３月１１日(月曜日)

平成25年（第２回）山鹿市議会３月定例会会議録

議　事　日　程（第２号）

平成25年３月11日（月曜日）午前10時開議

第１　質疑・一般質問

○

発言通告

１．太田黒　鐵郎

一般質問

（１）アベノミクス＝ナカシマノミクスについて

２．丸山　寛治

一般質問

（１）山鹿市が管理している道路の管理状況等について

（２）あいのりタクシーの利用状況と利用促進のための今後の対応について

３．北原　昭三

一般質問

（１）子育て支援の充実について

（２）疾病予防における福祉の向上について

（３）市営住宅の現状について

４．藤原　豊

一般質問

（１）農地等被災に係る市の支援について

○

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

○

出席議員（20名）

１番　服部香代君
２番　冨田弘海君
３番　永田　健君
４番　稲葉　昇君
５番　冨丸洋一郎君
６番　藤本峰秀君

7番	北原昭三君
8番	芹川正美君
9番	藤原　豊君
10番	平井邦廣君
11番	吉本政幸君
12番	池田誠一君
13番	堀　茂幸君
14番	永田紘二君
15番	横手啓介君
16番	藤原　弘君
17番	太田黒鐵郎君
18番	丸山寛治君
19番	寺崎勇児君
20番	丸山康昭君

○

説明のため出席した者

市長	中嶋憲正君
副市長	池田永実君
総務部長	本多隆文君
市民福祉部長	有働　博君
農林部長	池田廣二君
商工観光部長	三森兄臣君
建設部長	緒方淳一君
環境部長	幸村英星君
市民医療センター事務部長	荒木　隆君
首席審議員兼会計管理者	米加田純正君
総務部次長兼秘書課長	戸次由夫君
建設部次長	長迫三紀夫君
水道局長	宮本　稔君
教育部次長	寺崎泰和君
教育部首席教育審議員	川野富士夫君
財政課長	木下　実君
健康増進課長	田中修政君
子育て支援課長	坂梨真樹君

農林企画課長	吉里明弘君
農村整備課長	竹田吉郎君
商工課長	大森健司君
観光課長	早田順二君
市民医療センター事務部総務課長	野田修誠君
教育総務課長	白田俊輔君

○

事務局職員出席者

議会事務局長	奥村正文君
局長補佐兼議会総務係長	渡邊義明君
議事係長	小山天君
書記	森英州君

○

午前10時00分　開議

○

○議長（藤原　弘君）

会議に先立ちまして、多くの方々のとうとい命が失われました東日本大震災から、本日で二周年追悼に当たり、山鹿市議会におきましても弔意表明をすべく、謹んで黙禱をささげたいと思います。傍聴席の方におかれましても、ご一緒にお願いいたします。ご起立をお願いいたします。黙禱。

［黙禱］

黙禱終わります。ご協力ありがとうございました。ご着席ください。

○議長（藤原　弘君）

これより本日の会議を開きます。

○

日程第１　質疑・一般質問

○議長（藤原　弘君）

日程第１、質疑・一般質問を行います。

発言の通告があっておりますので、順次発言を許します。太田黒鐵郎君。

［17番　太田黒　鐵郎君　登壇］

○17番（太田黒　鐵郎君）

17番、太田黒鐵郎でございます。今回は一般質問１件に絞ってお伺いしたいと思います。

質問に入ります前に、ただいま黙禱がございましたように、今日３月11日はまだ私たちの記憶に新しく、脳裏に深く刻まれておりますあの痛ましい東日本大震災から、ちょうど２年であります。新聞報道でもございますように、長引く仮設住宅での暮らし、先の見えない不安、個人の意思や努力だけでは、どうにもならない数多くの問題が今なお立ちはだかっております。

原発処理におきましても、最低40年はかかるというようなことでございます。福島では、子どもたちが屋外では十分に遊ぶことさえできません。遠く離れた山鹿の地から、一日も早い復興を衷心より願うばかりでございます。

それでは質問を行います。今回は中嶋市長の３期目に対します政策ビジョンについて、主に質問を申し上げたいと思います。

昨今の国会では毎日衆議院の予算委員会質疑の模様が、テレビで中継されております。今国会の一番の論点は、安倍首相の掲げられた金融政策、いわゆるアベノミクスであると思います。このことを皆さん方に説明するのは、釈迦に説法かもしれませんが、少し申し上げてみたいと思います。

2012年12月16日に行われた総選挙において、日本の経済政策が大きな焦点となりました。自民党安倍総裁の建設国債による公共投資の拡大や、この建設国債を日銀に買ってもらい、通貨量をふやすという量的緩和に関する発言が大きく取り上げられ、選挙前から為替や株が大きく動きました。

安倍首相の経済政策はアベノミクスと呼ばれますが、具体的には三つの大きな核によってできていると思います。

一つ目は、日本銀行との政策協定による金融政策です。実質ＧＤＰ２％という成長率を掲げ、これを実現するために日銀による国債の買い入れなどの金融緩和を行って、インフレに誘導するというものであります。簡単に申し上げますと、お金を印刷して国内にお金をあふれさせることで、金融の循環をよくするということであると思います。

二つ目は、財政出動による国土強靭化であります。日本のインフラは1960年から70年代にかけての高度成長期につくられたものが多く、既に寿命が近づいていると思われますが、つい最近も中央自動車道の笹子トンネルで崩落の事故が起こっており、多くの方々が亡くなっております。笹子トンネルは1977年に開通から約35年経過しておりますが、事故の原因としては、コンクリートやボルトの経年劣化というようなことが指摘されております。こうした古く傷んだインフラを大規模改修することで、日本人の安心を取り戻すと同時に、景気浮揚をねらうというものです。国内ＧＤＰであらわされる純輸出については、一つ目の金融政策により円安になり、好転することを期待することでございます。その一方で、デフレに苦しむ日本では、個人や企業はなかなかお金を使ってくれないと、そこで政府が一時的に支出をふやして、経済成長の牽引役となるということが財政出動であり、国土強靭化やインフラ整備等、経済成長という、一石二鳥の効果をねらうというものであると思います。

三つ目は、産業政策であります。これは二つ目の財政出動の効果をより即効性のあるものにする政策であり、安倍政権はこのために経済再生担当大臣という特別なポストをつくり、甘利明氏が就任されております。六つほどの産業分野に分けて、個別の具体的な産業政策を立てていくというものであります。現在日本企業は、円高とデフレの中で海外企業との過当な競争にさらされ、研究開発に資金を投入することができない環境になっています。これは企業や産業、ひいては日本にとって将来がないということを意味するもので、そのために国が支援してでも研究開発を進めさせる必要があるということでございます。

加えて知的所有権の保護も大変重要であります。中国や韓国のように日本製品のコピー商品でもうけているような国に対しては、断固たる措置を取らなければ、日本産業の衰退につながってしまうというようなことを考えるところでございます。

さらには、国内における日本企業同士の過当な競争も変えていかなければならない。

例えば、大規模なスーパーができることで地域の商店街が壊滅し、シャッター通りになっていくといったことに対して、何らかの手だてをとる必要があると思います。３年半の民主党政権では、こうしたことに対する産業政策が取られなかった、かつての麻生太郎政権ではリーマンショック後の緊急経済対策において、景気対策３段ロケットというのが行われ、その中でエコポイントという産業政策が行われました。これは省エネの家電製品を購入することでエコにつながるとともに、日本の家電製品が売れるというような効果ももたらすわけでございます。高付加価値な家電製品は日本で生産されることが多いが、エコポイントをつけることで安価な海外製品に対して競争力が上がるというわけでございます。このエコポイントについては、7000億円の予算に対しまして、約５兆円ほどの効果が生まれたというようなことでございます。

ご承知のとおり、去る２月29日には衆参両院の本会議で安倍首相の施政方針演説が行われました。その内容を見ますと、１歩も２歩も前に踏み出すような力強い言葉が耳に残ったところであります。

大胆な金融政策、機動的な財政政策、民間投資を喚起する成長戦略の三つの基本方針としており、３本の矢と表現されております。経済学者やマスコミ流に申し上げますと、いわゆるアベノミクスであります。

この個別の政策とは、さきに申し上げましたように、２％のインフレ目標、円高是正、政策金利の引き下げ、無制限の量的緩和の引き取り、日本銀行の銀行法の改正などがございます。

このアベノミクスに対しましては、経済学者やジャーナリストの中では意見が分かれておりまして、賛否両論があるようでございますが、国のリーダーとして目標を高く掲げ、その目標とするという姿勢は高く評価しますが、まず現実をしっかりと見せることも必要ではないかと思う次第であります。

私はそれから、今後の市町村のあり方について、日ごろ考えておりますことについて少し述べますと、大局的には二つの視点があると思います。中期的なものと中長期的な視点でございます。

中期的なことにつきましては、本市のような合併自治体特有のことでありますが、合併特例期間が終了後の行政運営の進め方であります。近い将来交付税が段階的に減収になるのが見込まれておりますので、これを前提とした行財政改革であります。

主要施策の実施、行政課題の解消そして健全化への取り組みを確実になし遂げ、これを次世代へ財産として引き継ぐことであります。

次に向かう10年から15年という中長期の視点でございますが、自治機構の変革を

見据えた行政改革であります。恐らくは国を初め、多くの自治体が膨大な負債を抱えた中であって、現行の統治システムは限界を迎えるであろうと考えられます。

事実行政事務の権限移譲一つを例にとっても、法律の壁があり、容易には進まないのが現状であります。財政面から見ても、平成26年４月から、消費税が段階的に引き上げられることが予想されていますが、国の財政事情は、それだけでは到底解消できないような事態にあります。

このようなことから、道州制を基本とした統治機構の見直しが本格化することも避けられないものと推察します。このことは、都道府県に限っての再編ではなく、私たち市町村も巻き込んでの見直しが行われるものと考えるべきであると思います。現状では明確な全体像や指針が示されておりませんが、このことを前提とした行政運営、戦略や事業、施策の展開に取り組まなければなりません。

また、市町村独自の取り組みにつきましては、もちろん強化は言うまでもありませんが、国保・介護等の社会保障、防災、環境政策など、都道府県を交えた広域的な政策の実施にも、取り組んでいかなくてはならないと考えます。

そして、将来そのような時代を迎えたとき、その行動と選択に責任を負い、弾力的に対応すべく備えがなければならないと考えております。私たち市町村は、将来的にも住民の最も身近な存在であり、今後さらに役割存在意義が増してくることから、これまで以上に、基本自治体としての総合的な行政運営能力の底上げが求められてくると思われます。

今までいろいろ申し上げましたが、このようなことは私たちの山鹿市にも当てはまるものではないかと考えます。

合併から、やがて８年が経過し、いよいよ合併10年という節目、自立してひとり立ちするときを迎えております。中嶋市長はさきの市長選において信任され、３期目のかじ取りを負託されたわけでございますので、そこで、安倍首相のアベノミクスと、これにちなんで中嶋市政の３期目に当たっての市長の市政運営と基本方針、そして具体的な政策目標などを含めてお伺いしたいと思います。

１回目の質問を終わります。

○議長（藤原　弘君）

これより執行部の答弁を求めます。中嶋市長。

［市長　中嶋　憲正君　登壇］

○市長（中嶋　憲正君）

ただいまの太田黒議員のご質問にお答えいたします前に、議長からも議会をみんなで、東日本大震災の亡くなられた方々への黙禱があったわけでございますけれど

も、これに関しまして、また、太田黒議員からもそういった趣旨の発言があったところでございますけれども、これにつきまして一言、私の思いを申し上げたいと思います。

東日本大震災から２年たったわけでございますけれども、いまだ、東北の地では本当に復旧・復興が進まない、本当に厳しい状況にあるわけでございまして、本当に心痛むものでございます。

改めて当時に思いをはせますときに、亡くなられた方々、被災された方々に心からご冥福をお祈り申し上げますとともに、いち早い復旧・復興を心からお祈り申し上げる次第でございます。

当時、そのとき思いましたことは、この大惨事を目の前にして、「この山鹿の地で私たちができることは何でもせにゃいかん」と、「すべてやるんだ」と、そんな思いをいたしました。そういった中で官民挙げてそれぞれの立場で、いろんなご支援があったわけでございます。

今後につきましても、今現地では行政の部分におきましては、まだまだ大変な行政事情があるということで、職員の長期派遣をご依頼があっております。当時もいち早く職員の派遣を、かなりの人数派遣したところでございます。

そういった中で今日、長期の派遣が要請があっているわけでございますけれども、本市におきましては、既に昨年の10月から一人の職員が東松島市の方に出向き、しっかりと頑張っております。３月まででございますけれども、その後につきましても、要請があっておるわけでございます。これにつきまして、先般職員の中に応募をかけましたときに、多くの職員が手を挙げてくれました。あの厳しい中に「私が行きます」と、そういった職員がおりますことを大変誇りに思いますし、それは市役所の職員ということじゃなくて、山鹿市の代表として「私が行きます」という思いを持って、手を挙げてくれたと、行きますことに私は大きな誇り、そういったものを持っております。

そういった思いでこれからも、しっかりと東北の地に思いをいたしながら、できる限りの支援をしていかねばならないと、そんな思いをいたしておるところでございます。

ただいま、太田黒議員から３期目に当たりましての私の施政方針、思いをお尋ねになりました。初めての議会でございますし、初めての一般質問。その中で第１番目にその大事な基本方針をお尋ねいただく、本当にありがたいという思いでございます。

この大事な重い質問に対しまして、しっかりと検討したところでございます。担当職員がしっかりといろんなことから、話もしてくれました。原稿もつくってくれ

ました。しかし、太田黒議員のこの思いに、また、議会の市民の方々の思いにこたえるべく、私の言葉で私の思いをしっかりと申し述べたいと思います。

途中若干、そのご質問に届かない点もあるかと思いますけれども、それにつきましては、後の質問でお答えしてまいりたいと思います。

今、山鹿市の置かれた状況を考えますときに、選挙の折も申し上げましたけれども、合併から８年、国の強力な支援がある10年、あと残すところ２カ年でございます。大変重要な時期でございます。これまで山鹿市のあるべき方向として、山鹿市総合計画を立ててまいりました。それは合併のときの、いろんな各旧町村からの思いもあったわけでございますけれども、それをすべてやってしまうならば、大変な将来に負担をかけるという中で、新たにしっかりと議論しながら、また、市民の方々のご意見を、議会のご意見を聞きながら、総合計画を立てました。それに沿って、確実に事業展開、社会資本の整備、また、山鹿市民の幸せのための取り組みをやってきたところでございます。

しかしながら、その工程は道半ばであると、そしてまた、これまで取り組んできた施策、この施策に花を咲かせ実を咲かせ大きな成果を上げていく、市民の幸せをつくり上げていく、そういった時期であると認識をいたしております。

さらには、新しい焼却施設の建設問題を初め、多くの課題がございます。

今、人口減少、合併からこれまでに3000名近くの人口が減少いたしております。こういった人口減少の問題、産業の問題、多くの課題を抱えておる、そういった状況にあると、これらの課題に真正面からぶつかっていくんだと、そして、これは行政だけではできない。市民の方々、議会、そして多くまた、支援いただく方々と一緒になって、この課題解決のために真正面から取り組み、それを乗り越えそして、山鹿市民の幸せをつくり上げる。そういった思いを持って今回臨みました。

そういった中で私が掲げました、これからの施政方針、これは大きく三つ申し上げました。

一つには「人をつくる」、二つには「経済をつくる」、三つには「人口減少に歯どめをかけ定住促進を図る」という、この三つを申し上げました。「人をつくる」で「人を育てる」でございます。

そして、私は、この大きな方針・方向の中で動きながら、かつ、もう一つ大事なことは、やはり、かねてから申し上げておりますように、財政が市政の背骨であると、この財政をきちっと保ちながら、この大きな方針に取り組んでいく、その思いを持っております。

改革なくして、創造なし。いろんな改革に取り組みながら、この財政をきちんと保ちながら、この「人をつくる」、私が申します「人をつくる」、これは、この社

会をつくっているのは人であると。この人がいかに高まり、そして高まっていくかが、この山鹿市が、地域が高まる、それにつながっていく、だから、その人をしっかりと育てるんだと。このことは短期間ではできませんけれども、積み重ねの中でしっかりとこの人を育て、つくり上げていく、高めていく、このことに引き続き取り組んでいきたいと思っております。

そして次は、経済でございます。やはり人が生きていくためには経済が必要でございます。その経済を、基幹産業である農業の振興、さらにはこの山鹿市にございます地域資源、自然や歴史や文化、あるいはまた、農業・農産物、水や空気や温泉、そういった地域の資源、さらにはここに住むすばらしい人的な資源、そういったものを生かしながら、この山鹿市の観光をさらに高めていく、そして周辺地域のいろんなものとつないでいく、そういったことが大事であると思っております。

さらには雇用の場の確保でございます。これまでもしっかりとした取り組みを展開しながら、多くの企業の進出や、あるいはまた増設を取り組んでまいりましたけれども、さらに、やはり若い人たちが、また、市民の方々が働く雇用の場の確保が、非常に大事であるという認識を持っております。

そのためには、そういった、対する雇用の場の確保のための企業の誘致や、それに伴う企業団地の造成、そういったものに取り組んでいきます。

３点目の人口減少に歯どめをかけ、定住を促進すると、図るということでございます。これは熊本県下でも、第１号で定住促進事業に取り組みました、そういった思いがあっての取り組みでございますし、これにつきましても中心部は中心部としての役割があるんだと、周辺部は周辺部の役割があるし、また、魅力があるんだと、それをしっかりとお互いに補完し合いながら、全体が高まっていくような、そういった山鹿市をつくるんだという思いの中で展開してまいりました。

しかしながら、ご存じのように、この毎年500数十名の人口が減少するという大変厳しい状況にあると、そのことをしっかりと認識しながら、これまでの施策の上に、さらにその施策を積み重ねがら、人口減少に歯どめをかけ、定住促進を図っていくと、その思いをいたしております。

具体的には、また次の質問でお答えしたいと思いますけれども、子育て世代の方々が、本当に山鹿の地で住み、子どもたちを育てたいと、そういった環境をさらに高めていきたいと思っております。

山鹿だからこそできると、山鹿でしかでけん、そういった取り組みを展開してまいりたいと思っております。

これまでも、当初言いました教育、人づくり、こういったことが人が定住する、子どもたちを育てたいという、大きな要因になるという思いをいたしてまいりまし

た。そういったことをさらに高めていきたいと思いますし、さらには子育て世帯を支援する策として、大きな策として、これまでは市民の方々の自立を大切にしたいという思いの中で、医療費の助成につきましても、償還払いを提案してきたところでございますけれども、やはり市民の方々にも、市外の方々にも、山鹿市がこうやって子育て世代を応援しているんだという、そういった姿を見せることが大事かなという思いの中で、償還払いから現物支給への転換を考えております。

さらにはこれまで小学校６年生までの助成を、さらに高校生まで広げながら、本当に子どもたちを大事にし、そして子育て世代を支援するという、そういった山鹿市の市政を力強く内外にアピールしていきたいと、そんな思いをいたしております。

先ほど言いました三つの視点とともに、違った視点から思いを申し上げますと、山鹿にある、山鹿にしかない、この資源をしっかりと大事にすること一つ。

二つには、やはり、行政だけ、私だけではできないものがございます。やはり議会や市民や企業や、あるいはまた、市外の多くの力、また県や国、そういった方との連携、そういったものをしっかりと大事にしながら、連携・協働を、ともに働く、その協働、それを大事にしながら取り組んでいきたいと。

３点目は、先ほども言いましたけれども、この、これまでしっかりと地道に取り組んでまいりましたけれども、やはり、内外にアピールするような強い施策を出す。そして、そのことをしっかりと市民の方々や市議会の方々にもアピールしていく。そして、本当に山鹿のすばらしさを発信しながら、本当に山鹿市で子どもを産み、育てたいという、そういった方々を呼び込むようなそういった行動に出るべきであると、そんな思いをいたしております。

以上、まとまりませんでしたけれども、太田黒議員のご質問にお答えいたします。以上です。

○17番（太田黒　鐵郎君）

議長。

○議長（藤原　弘君）

太田黒鐵郎君。

［17番　太田黒　鐵郎君　登壇］

○17番（太田黒　鐵郎君）

ただいま答弁をいただきまして、今感じましたことは、安倍首相が強い日本、世界一と言われましたけれども、それに負けずとも劣らずというような中嶋市長の言葉には、力強い決意がみなぎっていたというようなことを、感じたわけでございます。市長には山鹿市民の幸せと、さらなる発展のためにご尽力をいただきたいと思

います。

３本の矢でも、今三つ申されましたけれども、３本の矢でも３本の鋼鉄の矢としても、決して折れることがない覚悟で取り組んでいただきたいと思います。そして、その矢が確実に的を射るようにしていただきたい、ともすれば隣の的を射ぬくというようなこともございます。そういうことはないようにやっていただきたい。

また、一方では現実をしっかりと見据えた取り組みが必要であると思います。どの政権も同じでございますが、よく攻めの農業政策というようなことを訴えられますけれども、若者たちが美しい棚田や伝統文化を守り、希望の持てる強い農業を目指しますと言いますが、そこで描かれた農村の姿と現実は、その間には大きな乖離があるものと思います。

県内、また、本市でも同じですが、農山村に目を向けますと、深刻な人口減少で、若者はおろか高齢者の人影もまばらな中でございます。その中でイノシシやマシカ、いうようなものが、ばっこいたしまして農作物や杉木の苗木を、食い荒らすというようなことでございます。補助金を使った防護施設それから駆除、そういうことだけではもう追いつかないような状況でございます。

農村に限らず、人口減少は進みますと消費や生産が減り、成長が落ち込む、そういう事態になるのでございます。そこで、中嶋市長の政策の柱でございます人口減少の歯どめについて、今からお伺いしていきたいと思います。

少子高齢化社会という言葉が使われ始めましてから、もう随分たちますが、これまで各自治体がいろいろな取り組みを行ってきました。しかしながら、少子化は加速する一方でございます。

高度成長からこれまで30年間は、三大都市、地方圏ともに人口が増加したわけでございますが、それに対し今後30年間は、いずれも減少し、特に地方圏においては、大幅な人口減少が予想されるところでございます。日本の人口は2060年代には、8000万人台まで落ち込むというような推計数値も出ております。

こういう中で山鹿市のことでございますけれども、先ほど市長から申されましたように、毎年合併後500人以上の人口が減少している。いわゆる合併から８年目でございますけれども、今までやはり１町、いわゆる鹿北町とか鹿央町、そういう１町がなくなったというようなことを言っても、過言ではないようなことでございます。

それに対する対策というようなことで、歯どめでございますけれども、なかなかこれは全国的な、今申し上げましたように、全国的な問題で特効薬というのはないというようなことも思われますけれども、山鹿は山鹿として先ほど市長も申されましたような、特別な、思い切った施策を立てなければならない、そういう中で、私

もここ２、３年前からやっぱ定住の問題、いうようなことで若者をいかに山鹿に残すかというようなことで、あっちこっち視察研修もいたしました。長野県あたりでは子育て住宅とか、それから近くの御船それから甲佐、この辺ではやはり住宅に助成をする、若い人が結婚したならば、結婚祝い金、住宅をつくったならば、幾らあげて木材を寄附するとか、いろいろそういう手だてをしながらやっておりますけれども、山鹿市はどうするかというようなことでございますが、なかなかそれが、まだ軌道に乗ってうまくいきよるというようなことは、私も言われないというようなことと、それから、若い人たちが結婚をしないことには、子どももふえないというようなことで、今、市長が提案されてもう何年かなりますけれども、「肝いりどん」というようなことで活動をやっておられるけれども、そういう中にも、なかなか非常にこれは成果が上がったというようなことはまだ言えないような状態じゃなかろうかと思うわけでございます。

これについても具体的に申し上げますと、まだその「肝いりどん」の人選からいろいろ考えにゃならんところがある。やっぱり、もう60歳、70歳になった人はそういういわゆる「肝いりどん」になっても、なかなか若い人との考え方が合わないというようなところも、いろいろ見受くるようでございますが、まだ問題を挙げるならいっぱいございますけれども、時間が非常に迫っておりますので、今、そのことはその辺でございます。

それから、そういう定住対策をやらにゃいかんというようなこと。

それに先ほど申されました、雇用の場、これが非常に大事でありますけれども、今、雇用の場というけれども、ある程度私は仕事はあると思いますけれども、今の若い人たちは、あんまり仕事を選び過ぎる。「こりゃいかん、こりゃいかん。」とで、すぐ次々にかわるというような欠点もあります。

いうようなことと、一つ大事なことは60歳定年から65歳までの方々を、どういうふうにやっていくかと、その雇用に対する考え方をどうするかというようなこと。

それから、一番大事なことは、女性の活躍の場というのをつくってやらにゃいかん。これは女性は結婚して、子どもが就職しとっても、結婚して、子どもができますと、一応子育てでやめにゃならんというようなことはあります。その後でまた、再就職と非常にこれが困難、難しいというような問題も中にはある、いうようなことで、この辺をうまくやっていかにゃならんし、子育て期間の優遇措置というようなものも考えていかなくてはならないというようなことを思うわけでございます。

市長のマニフェストは、さきの選挙の中で配られましたが、これは非常にいっぱい書いてある。38項目書いてある。これはとても、これをみんな今からいろいろ申し上げよんならば、２、３日はかかりますので申し上げませんけれども、その中で、

市長の選挙広報に載せられた、これが７項目ございます。

これは一番にこういうふうに書いてある。「私は人口減少の歯どめを目標に財源を堅持しつつ、定住促進をメインにした７項目を重点的に実行します」というようなことを、あるわけでござます。この中で非常に大事なことは、今の歯どめというようなことのいろいろな問題もありますけれども、何を申し上げましても、この市の運営というものは、家庭の運営を大きくしたものと私は考えます。そういう中で家庭でも財政が厳しいならば、何をやろうと、何の事業をやろうと思とっても、なかなかはまれんというようなことが出てくるというようなことで、それをいかにどうするかと。そして、いろいろな事業をうまくやっていておいて、次の世代、家庭でいうならば、息子にいい状況で引き継ぐというようなことが一番大事なことじゃなかろうかというようなことを考えます。

その中で、財源を堅持しというようなことがございますけれども、この財源のことでございますが、今も触れられましたように、今後、合併特例時期が終わります。その後、段階的に消費税も増額されてくるというようなことは、もう既に、予測されておるところでございます。

そういう中で、もう金額は幾らになるかわかりませんが、予測では28億円から、それ以上というようなことになるかもしれないということでありますけれども、その後、今と同じ行政サービスを続けていかれるかいかれんか。もし、続けていくとするならば、どういう形で、その財源を確保していくかというようなことが、非常に大事なところであります。

その財源というのは、このマニフェストの中にも書いてございますけれども、職員を10年間で200名削減しますと、200名削減しても10億円しか出ないというような話でございます。

10億円しか出らんなら、ほかんことで何をするかというようなことを考えますときに、市内には市有の不稼働資産がいっぱいあります。そういう中で不稼働資産の処分をして幾らになんのか。今の社会情勢では非常に、売却するのも難しい状態になっとる。今度は、第３セクターあたりの整理をどうするかというようなことも、これも補助金の問題や、いろいろな問題が絡んでくるというようなことで、さあ、今年から来年さん売ってしまおうというようなことには、簡単にはいかんというようなことで、この財源の調達というようなことも、非常に難しい問題があるというようなことを感じておるところでございますが、時間がございませんので、一応市長に、歯どめ策の特効薬はないと思いますけれども、どういう感覚でやっていこうというようなことで、もう少し具体的にご説明をいただきたいということと、今の財源の問題でございますけれども、財源について今後の進め方、財源の確保をどの

ような方法でやっていこうというようなことを考えられておるのか、それをお尋ねいたします。

○議長（藤原　弘君）

中嶋市長。

［市長　中嶋　憲正君　登壇］

○市長（中嶋　憲正君）

ただいまの太田黒議員の２回目のご質問にお答えいたしたいと思います。今お話ございましたように、要点は二つだったと思います。

一つは、人口減少に歯どめをかけると、定住促進を図ると、その具体策は何かと。して将来の、人口減少していく、また、合併支援策が減少、なくなる、そういったことに添えて、財源・財政をどうするかということでございます。お答えいたしたいと思います。

人口減少対策、なかなか厳しいと思います。先般も、天草の件につきまして熊日さんが、特集を組んでおられました。最後に安田市長が、本当に熱い思いで語っておられました。なるほどなあという思いをいたしましたし、同感でございます。

しかしながら、そういった中で精いっぱいの歯どめ策を、簡単にいかんけれども、策を講じていくことが大事であるというふうに思っております。それは一つのことでできるとは私は思っておりません。いろんな事をしっかりと、一つ一つを大事にしながら、それを総合的にすることによって、人口減少に歯どめをかけると、そういったことにつながるかなと、そんな思いをいたしております。

一つには、先ほども言いましたけれども、子育て世代、ここをしっかりと支援する。そういった策を講じる。そしてそれも、なるほどと見えるような形の策を出していく。先ほども言いましたように、子どもの医療費の高校生まで見るんだと、これだけ子どもたちを大事にするんだと、そして、子育て世代を支援するんだという、そういった施策を出す、そういった子育て世代、たくさんの、今、お話がございましたように、住宅政策やいろんな、結婚したときのお祝いとか、いろんなありますけれども、すべてを何でんかんでんできるわけではないと思っております。そういった中で、これはやるんだという、そういったものを出していきたいと思っております。

二つには、子育て世代が住みたいと思うときに、子どもたちの教育、子どもたちがどう育つかと、そういった教育がきちっとなっていると、そういったところは非常に魅力があるし、そういったとこを選ぶだろうと思っております。これまでも、大きな第１番目の施策の柱にいたしております教育・人づくり、この分野にさらに力を入れてまいりたいと思っております。

選挙の折にも申し上げましたように、不登校ゼロ、これまでも現場の先生方の努力で60数名おった不登校が、今８名と激減しております。しかしながら、すべての子どもたちが喜んで学校に行く、そして、本当に高まっていく、そういった山鹿市にしていきたいと、そのことを思っております。教育の充実、さらには先ほど言われましたように、結婚することが大事でございます。それが人口増加の一番でございますので、これにつきましても、今、肝いりどん事業を展開いたしております。

努力の中で３組が今実現いたしておりますけども、これにつきましてもまた内容を充実・改善しながら、さらにその勢いを高めていく、そういった努力をしてまいりたいと思っておりますし、ご提言ございました若い世代がこの肝いりどんに入っていただく、そういった感覚での取り組み、また、事業展開もまたしっかりと検討すべきであるというふうに思っております。

働く場所につきましては、先ほど言いましたように、これまでも取り組んでまいりましたけれども、さらにこの若者や市民の方々が働く場、経済を生み出す場、そういったものをいろんな角度から展開していきたいと、先ほど企業の誘致等々も言いましたけれども、今基幹産業である農業の中で、それをいかに経済的に高めていくかと、そういった支援をしながら、その中で企業を興していく、業を興していく、そういったことも大事かなという思いをいたしております。

さらには今、いろんな社会資本の整備をいたしております。やはりきちっとした社会資本整備ができておると、そのこともこの山鹿市に住みたい、住み続けたいという思いの、大きな要素であるんじゃないかなという思いがしますし、今回、今取り組んでおります庁舎や市民ホール、図書館、公民館等々の取り組み、あるいはまた、医療センターの改築、そして、きちっとした医療ができるんだと、そういった核になる病院があるんだという、そういったことも大事かなというふうに思いますし、下水道や上水道の整備、あるいはまた、交通システムの構築、今あいのりタクシー非常に、交通空白地の解消ということで取り組んでおりますけれど、非常に年々利用者がふえておりますし、非常に市民の方にも喜ばれておると、そういったことをきちっと取り組んでいくことも大事かなというふうに思いますし、さらには、この情報化社会の中で情報格差をなくすと、山鹿市、どこであってもこの今最先端の光ファイバーの恩恵が受けられると、この光ファイバー整備の今真っ最中でございますけれども、こういったことも大きな要素ではないかなというふうに思いますし、先ほど業を起こす、働く場所そういった面からも、この光ファイバーの全市配備は、大きな力になるんじゃないかなと、そんな思いをいたしております。

また、先ほどございました女性の方々、本当にすごい力を持ってらっしゃると、私は常に認識をいたしております。そういった方々の働く場所、また、いろんな場

に出て活躍いただく、そういったシステム、そういったものをさらに進化させるべきであると、そんな思いをいたしておるところでございます。

それと、先ほども言いましたように、私はそういった山鹿市、山鹿の地が、本当に環境的も自然的も人的にもすばらしいんだと、いいんだというそのことを思い切ってアピールしていく、宣伝していく、そういったことが大事じゃないかなという思いがします。

先ほど申し上げました教育の問題につきましては、今全国にこの山鹿の取り組みがＰＲされております。そして、全国から今山鹿市に教育視察においでていただいております。そういったことが積み重なって必ずや、歯どめをかける一つの要素になると私は思っております。

続きまして、財政問題でございますけれども、先ほど申し上げましたように、私は財政は市政の背骨であると、背骨がしっかりとしとらんならば、成り立っていかんと、立っていかれんという思いを強く持っております。

そういった中で、今10年間の中での社会資本整備もこの市に、この期間に、各地に将来に大きな財産となる、市民の幸せをつくる、そういったものを確実に今整備しておく。国からの７割の支援をいただきながら、することが絶対大事であると、私は確信を持って、この間の選挙でも訴えました。確信を持っております。そのことがこの支援がなくなったときに、その財産を活用しながら、しっかりと堅実な運営をしていく。

これまで取り組みました中でも、基金をふやし、そしてまた、起債を減らしというのは、そういった取り組みを展開してきたところでございます。それは、職員数の大幅な減少あるいはまた、民間でできることは民間へというのは、経営移譲等々を行いながら、スリムな効率的な市政運営できるような形を目指しております。まだこれも道半ばでございます。

さらにこういったことを進めながら、効率的な市政運営を目指していきたいと思っておりますし、それとともに、これが今交付税の見直しがなされた折には、今よりも約25億円の交付税が減額されると、最終的には。そういうふうに試算を先ほど太田黒議員言われたとおりでございます。

このことを私たち執行部だけでなくて、議会も市民の方々もしっかりと認識いただきながら、そして自立していく。山鹿市も自立せにゃんですけれども、市民の方々も自立する。企業も自立するんだと、いろんな団体も自立していくんだと、そういった確固たる信念や思いの中で自分たちでできることは、自分たちでやるんだと、そういったことが求められると、そういったことを市民の方々にもお願いしながら、そして、この厳しい中ですばらしい山鹿市を、魅力ある山鹿市をつくってい

く、そのことが大事であろうと思っておりますし、それは執行部、議会、市民の方のご理解の中で、それを進めていくことが必要であるというふうに思っております。

以上でございます。

○17番（太田黒　鐵郎君）

議長。

○議長（藤原　弘君）

太田黒鐵郎君。

［17番　太田黒　鐵郎君　登壇］

○17番（太田黒　鐵郎君）

今答弁いただきましたけれども、このことについてもまだ深く議論する余地がございますけれども、時間がもう来よりますので、１点だけお尋ねをしておきたいと思います。

これは農業問題でございますけれども、農業の六次産業化の充実強化を図るというようなことがございます。それは私も非常にこのことはしっかり考えておったわけでございますけれども、今年の１月１日の全国農業新聞に、六次産業化専門部署というようなことで、これは全国で８カ所、推進室というようなことで特別な部署をつくったというようなことで推進しておるところがございます。

農業再生の切り札として、国が力を入れておるのが六次産業化。六次産業化法や六次産業事業体を資金、そういうことで支援をするというようなことが載っております。そういう中で、これはよその大分遠いところのことばかりのように思いよりましたところが、隣の玉名市でこれをやっとるというようなことで、非常に活発に玉名市がこれを進めておるというようなところでございますので、六次産業の強化というようなことを、ただ、うたい文句だけをこう並べても何もならんと、こういう推進室あたりをつくって、やっぱり進めていくのかどうか、その辺をお伺いしたいと思います。

今度の質問に対する「検討します」という回答はないことになっておりますので、やるか、やらんか、どういうふうにするかというようなことをお尋ねして、もう、時間でベルを鳴らせていただきましたので、終わりたいと思いますけれども、このマニフェストに38項目ございますので、今から、こないだ私も当選しましたので、あと４年間の中で16回はここに立つ機会がございますので、このことを中心に今から市長さん初め各部署に、今骨格はある程度出ましたので、その後の肉づけについて、質問をしていきたいと思います。今日の質問はこれで終わりたいと思います。

最後に市長のその答弁をお聞きしまして、終わります。とにかく、選ばれる自治体にならにゃいかんということを申し上げまして、終わりたいと思います。ありが

とうございました。

○議長（藤原　弘君）

中嶋市長。

［市長　中嶋　憲正君　登壇］

○市長（中嶋　憲正君）

ただいまの太田黒議員の３回目質問、農業の六次産業化、どう進めるかと、言っただけではだめだぞというお尋ねでございます。

これにつきましては、非常に私は大きな思いを持っておりますし、もう既にいろんな形で展開をいたしておるところでございます。

そういった中で、先ほど言いました企業の誘致、産業を興す、そういった中でやはり企業を呼び込んでいく、それだけで頼とっちゃいかんなと、ここにある、山鹿にある産業からそれを、また、産業を生み出していく、そういった視点が、考え方が大事かなという思いをいたしております。

山鹿市は熊本県下で、第一次産業、農林業が一番盛んなところでございます。このことに、やはり誇りを持たにゃいかんと、自信を持たにゃいかんと、そして、その第一次産業からまた、二次、三次の仕事を生み出していく、それが六次産業化であると思いますし、そのことが一番できやすい山鹿市ではないかなと、そんな思いがいたしております。

そういったことで、これまでもいろんな取り組み、県と連携しながらやってまいりました。内田地区のあんぽ柿や、あるいはまた、菊鹿のクリ等につきましても、工場をこっちに呼びながら加工・販売するという、そういったシステムができて、非常に農家の中に付加価値が高まっていると。あるいはまた、鹿北の方では栗プリンとか、それぞれの商工団体あたりにつきましても、農産物を加工しながら、製品を開発する、販売するという、そういった展開がなされております。こういったことに甘んずることなく、さらにそれを高めていく、進化させていく覚悟でございます。

そういった部署をどうしていくかと、推進していくかということでございますけれども、中でもこないだ、熊本県と強力な連携関係をつくりました。これは私は先ほども言いましたように、国や県との連携が大事であると、いろんなほかの連携も大事ですけど、山鹿市だけで単独でできないことがいっぱいございます。国や県と、いかに密接につながりながらやっていくかと、この山鹿市におきましては、１市１振興局という非常に厳しい状況にありますけれども、逆にそれを逆手にとってプラスに生かしていくんだという思いをいたしております。

蒲島県政の大きな配慮の中で、今回８名近くの職員が、いろんな形で入ってまい

ります。優秀な職員を下さいという話を、お願いをいたしております。農業関係にもそういった職員をいただきますので、そういったうちの職員と県の違った視点からの考え方、そういったものをしながら、そういった六次産業化についても推進をさらに図っていきたいと、そんな覚悟でございます。

以上でございます。

○議長（藤原　弘君）

以上で、太田黒君の一般質問は終了いたしました。

ここで、しばらく休憩いたします。

午前11時06分　休憩

―――――――――――――――――― ○ ――――――――――――――――――

午前11時22分　開議

○ 議長（藤原　弘君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

次の通告順により、丸山寛治君の発言を許します。丸山君。

［18番　丸山　寛治君　登壇］

○18番（丸山　寛治君）

18番、丸山寛治です。よろしくお願いします。あの２点ほど一括して質問します。

まず、１点目ですが、山鹿市が管理している道路の管理状況などについてお尋ねします。

近年、加速する少子高齢化や人口減少により、地域によっては集落機能が低下し、その機能が十分発揮できない行政区もあらわれております。

そこで、山鹿市においては、行政区の機能充実を図るため「行政区再編推進計画」を策定し、その推進を図っているところでおられますが、なかなか進まない現状と聞いています。

このような状況の中で、従来行ってきた行政区内の道路草刈り作業等が、十分対応できてない地域もあると聞いております。特に集落間の道路など、広域にまたがる道路が目立ち、景観が損なわれているとともに、交通安全が危惧される状況にあります。

そこで、一つ例を挙げて質問しますと、菊鹿町ですが、市が管理している菊鹿地内の疋田から太田を経由して長谷までの道路ですが、ここは矢筈荘があるところでございます。この路線は、例年、毎年でございますが、自転車のロードレースの、高校生の自転車ロードレースでございますが、コースにもなっていますが、いつつくられたか、道路ののり面は買収されておると思います。草刈り作業や交通の障害となる山手側の枝打ち作業は、今日までどのように管理されてきたのか。また、今

後、それらの草刈り作業の管理はどのようにしていかれるのか、お尋ねします。

２点目でございますが、あいのりタクシーの利用状況と利用促進のための今後の対応について、お尋ねします。

従来のバス路線の廃止地区にとって、あいのりタクシーは通院や買い物など、車を持たない高齢者や交通弱者にとって、大変、重宝されているところであります。この予約制あいのりタクシーの今日までの利用状況と利用者の増加を図るため、要望の多い当該利用地域内の指定乗車拡大など、今後の改善計画などについて、お尋ねします。

○議長（藤原　弘君）

執行部の答弁を求めます。緒方建設部長。

［建設部長　緒方　淳一君　登壇］

○建設部長（緒方　淳一君）

丸山議員の一般質問、山鹿市が管理している道路の管理状況等について、お答え申し上げます。

山鹿市が管理している市道は、平成24年４月現在で1744路線、総延長は約1009キロメートルに達し、市全域を網羅しております。菊鹿町の疋田地区から長谷地区までの道路につきましては、県営の農道整備事業で、昭和44年から昭和59年にかけて整備され、その後、昭和60年から市道として管理をしております。

次に、市道路線の管理についてでありますが、のり面等において樹木等が繁茂し、通行に支障を来している路線であります。当該箇所が私有地の場合は、所有者に伐採をお願いしておりますが、市道敷部分につきましては、地域住民の方々の協力を得て対応しております。

続きまして、これからの市道管理の考え方について申し上げます。これから少子高齢化社会を迎えます。市道の管理、特に除草つきましては今後の行政の課題の一つであります。交通量が多く、危険箇所を伴うような幹線道路等につきましては、行政の管理として進めてまいりますが、その他の生活道路につきましては、地域の事情を踏まえ、行政や企業、そして地域の方々と一体となって、適切に管理していきたいと考えております。

以上、答弁といたします。

○議長（藤原　弘君）

戸次総務部次長。

［総務部次長　戸次　由夫君　登壇］

○総務部次長（戸次　由夫君）

丸山寛治議員の２点目、あいのりタクシーの利用状況と利用促進のための今後の

対応について、お答えいたします。

これまでの利用状況でございますが、エリアごとの内訳を申し上げます。

菊鹿あんず号が、平成20年10月の運行開始以来、約5万2400人。鹿央キンカン号が、平成21年１月の運行開始で、約１万6700人。鹿北たけんこ号が、平成21年８月の運行開始で、約8300人。山鹿チヨマツ号が、平成23年12月の運行開始で、約2600人でございます。全エリアを合計いたしますと、延べ８万人の方にご利用をいただいております。月平均でいいますと、現在2000人を超えるご利用があっている状況でございます。すべてのエリアにおいて、利用者数が着実に伸びておりまして、あいのりタクシーの取り組みが定着してきているというふうに実感をいたしております。

次に、利用促進のための改善策等、今後の対応についてのご質問でございます。

そもそも、あいのりタクシーの基本は、路線バスの廃止に伴います代替手段で、周辺地域と中心市街地を結ぶ公共交通機関として、位置づけをいたしております。

地域内の利用につきましては、公共機関や医療機関、主要商業施設に限るなど、一定の制限を設けているところでございます。このような中、運行以来、高齢者や交通弱者等、地域住民の通院、買い物、行政手続など、地域と公共機関や病院、商業施設などを結ぶ交通手段として、さきにお答えいたしましたように、多くの皆様にご利用いただいております。これまでに、市内に点在する交通不便地域の解消を図るなど、順次運行エリアを拡大し、利便性向上に努めてまいりました。しかしながら、議員ご指摘の指定乗降場の増設それから増便など、さまざまなご意見をお聞きしているところでございます。

今後の対応といたしましては、市民の皆様の、より身近な公共交通機関となりますよう、さらなる利用促進を図ってまいります。当面は現状を維持しながらも、各エリアの利用状況等をもとに、ご利用の皆様の声や公共交通会議等、各関係機関のご意見も十分にお聞きし、より利便性の高いものになるよう努めてまいりたいというふうに考えております。

以上、お答えいたします。

○18番（丸山　寛治君）

議長。

○議長（藤原　弘君）

丸山君。

［18番　丸山　寛治君　登壇］

○18番（丸山　寛治君）

ありがとうございました。

１点目の山鹿市が管理している道路の管理状況については、上永野の長谷線が整備されて、30数年近くなるところであると思います。山林の部分ののり面には、支障木も目立ったようになっております。支障木が私有地については、その所有者にお願いして、道路の部分については、地域住民の方々の協力をお願いしているとのことでありますが、市有地の道路境界を十分確認いただき、市有地の支障木の伐採についてはしっかりと対応していただきたいと思います。

また、今後の市道の管理の考えについては、交通量の多い幹線道路などについては、行政の管理とし、その他の生活道路については地域の状況を踏まえ、行政や企業、そして地域一体となって管理していくことでありますが、先ほど申しましたように、高齢化などにより、草刈り作業が２メートル以上、十分対応ができていない行政区もあります。特にのり面の高いところの草刈りは、危険を伴い作業が困難なところもあります。厳しい財政状況の中ではありますが、できる限り地元の現状を把握の上、地域の人々と安心と思える、安全な管理の道路維持が取り組んでいただくことを、強くお願い申し上げます。

次に、２点目のあいのりタクシーでございますが、あいのりタクシーの利用状況については、年々、増加しているとのことでありますが、また、交通不便地域の解消に努めて、市民の皆さんの利用促進に努力されてきたことは、高齢者や交通弱者の利用者にとっては、大変喜ばしいことであります。

財政状況が非常に厳しいとは思います。しかし、もともとバス路線があったところで、不便を感じておられる利用者の方もおられますので、このようなところの現状を十分把握いただき、利用者にとって、より身近な交通機関となりますよう、改善を申し上げまして、私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（藤原　弘君）

以上で、丸山君の一般質問は終了いたしました。

次の通告順により、北原昭三君の発言を許します。北原君。

［７番　北原　昭三君　登壇］

○７番（北原　昭三君）

議席番号７番、公明党の北原昭三でございます。中嶋市長におかれましては、さきの市長選におきまして、多くの方々からご支援をいただかれ、当選されましたことを心からお喜びを申し上げます。

この４年間「ふるさとの地に命燃やします」のキャッチフレーズのもと、すべての市民の方が生きがいを持ち、希望に満ちた生活ができる山鹿市目指し、全力で市政運営に取り組んでいただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

私もこの４年間、皆様の声を市政に届けてまいりたいと思います。それでは、発

言通告に従いまして一問一答にて、今回３件の一般質問を行います。

１件目、まず、子育て支援についてでございます。私は平成17年から数回にわたり、子ども医療費の現物給付に関しましての一般質問、現物給付へのお願いをしてまいったところでございます。そのころは、乳幼児医療費と言っておりました。現在は償還払いです。手続後、支払った医療費が口座に振り込まれておるわけであります。受診するには現金が必要なため、給料日の前になると小児科は患者が激減し、病気をこじらせている子どももいると聞いたこともございます。

給付・収税方法が改善されることで、保護者の利便性が向上し、子育てに係る経済的及び心理的負担の一層の軽減が図れると思います。

子どもを持つお母さん、孫を持つおばあちゃんたちより「何で山鹿は医療費を１回払って、後で申請する制度かな」と、多くの方々から言われてきました。領収書を集め、請求するにも時間がかかるなどの問題があります。今回の市長の公約の中に、子ども医療費の現物給付制度の導入、そして医療費の対象年齢の拡充を推進とありました。

予定としまして、いつごろから現物給付制度の導入ができるのか。また、対象年齢の拡充について、どのように考えておられるか、お伺いをいたします。

○議長（藤原　弘君）

執行部の答弁を求めます。中嶋市長。

［市長　中嶋　憲正君　登壇］

○市長（中嶋　憲正君）

ただいまの北原議員の子育て支援の充実についての、ご質問にお答えいたします。

本市においては、高齢化と過疎化が進み、中山間地域を中心に限界集落・準限界集落が増加の傾向にあります。また、子どもの出生数の減少に加え、転出者が転入者を上回る人口流出の状況が続いております。そのような中、若者の定住促進を踏まえた子育て支援及び少子化への対策は、重要な課題となっており、安心して子どもを産み育てることができる環境整備が求められております。

私は、引き続き「まほろば創生・人輝く温もりの都市やまが」を将来像に掲げ、市民の皆様がふるさとの地に愛情と誇りを持ち、将来への可能性を実感できるような山鹿市づくりを目指します。

若者世代、子育て世代を中心に長く住み続けてもらうための定住促進策に積極的に取り組み、人口減少・人口流出に歯どめをかけていきたいと考えております。

そのようなことから、子育てに係る社会的情勢をとらえ、助成申請手続の簡素化及び経済的な面で支援するために、子ども医療費の助成方式を現物給付、すなわち医療機関での窓口払いなしへ変更いたします。

内容といたしましては、現行の小学校修了前までの子どもを対象として、熊本県内の医療機関等における外来受診に係るものにつきまして、平成25年度中には現物給付の導入ができるように準備を進めてまいります。

県外での外来受診と県内外での入院分につきましては、引き続き現行の償還払いといたします。

なお、助成対象を高校生まで拡大することにつきましては、現物給付導入後の受診状況、それに伴う医療費の伸び等を見きわめ、制度の安定的かつ継続的な推進を図る必要があるため、財政状況や市民のニーズ等十分勘案し、平成26年度には拡大できるよう進めてまいります。

以上、答弁といたします。

○７番（北原　昭三君）

議長。

○議長（藤原　弘君）

北原昭三君。

［７番　北原　昭三君　登壇］

○７番（北原　昭三君）

熊本県内の医療機関における外来受診につきましては、平成25年度中には、現物給付の導入ができるように準備をされるとのことで、平成25年度中には必ず実現をお願いをいたします。

続きまして、保育園の中途入園と待機児童について、お伺いをいたします。

県外から山鹿市へ引っ越してこられ、仕事をするため近くの保育園に子どもを預けたいと申請をいたしましたけれども、時期が中途のためかどうかわかりませんが、入園ができなかったとのことでございました。

年度初めからの入所は希望がかなうとして、年度途中からの入園は難しいのかなと思われますが、市、また、園としての対応について、お伺いをいたします。

待機児童は保育所に入所を希望しても、入所できない児童を言いますが、厚生労働省によりますと、2012年４月時点で、全国で２万5556人が待機児童となっております。また、平成23年10月１日現在の都道府県・指定都市・中核市別保育所待機児童数集約数を見ますと、熊本県で332名の待機児童数となっております。

山鹿市では公立保育園10園、私立保育園16園がありますが、定員に対する受け入れ状況は、どのようになっておりますでしょうか。

また、待機児童については、どのようになっていますか。状況をお伺いをいたします。

○議長（藤原　弘君）

有働市民福祉部長。

［市民福祉部長　有働　博君　登壇］

○市民福祉部長（有働　博君）

保育園の途中入園と待機児童についてのご質問にお答えいたします。

途中入園ができにくい理由としましては、保育園の定員の問題、また、受け入れる年齢によって、必要な部屋の面積や保育士の人数等の基準が定められておりますので、それらを満たしてなければ受け入れることができません。

特に年度途中では、預けられる児童の年齢によっては保育士不足により、希望される保育園に入園できない状況も発生いたします。

今年度の途中入園児の数につきましては、４月１日現在の園児数1637人に対し、３月１日現在では1828人となっており、191人が途中入園児でございます。

次に、山鹿市における待機児童について申し上げます。

小学校就学前の子どもを認可保育園に預けたいが、入所できない児童のことを待機児童と申しますが、山鹿市においての待機児童はございません。保護者の希望する保育園が集中する、中心部に近い保育園では定員を超えておりますが、市全体で見ますと公・私立保育園あわせて26園中、８園が定員に達しておらず、受け入れが可能な状況となっております。

児童を預かるには、保育士の確保が不可欠でございます。国においては待機児童解消のため、保育士の人材確保に力を入れることとされています。

その一つとして、潜在保育士の再就職等を支援する、保育士・保育所支援センターの設置が計画されております。これにつきましては、今後、都道府県や政令市、中核市等の大都市部単位での設置になるものと考えられますが、具体的なことは未定でございます。

また、平成25年度から、保育士の処遇改善に取り組む法人保育園に対し、保育所運営費とは別に、保育士の平均勤続年数に応じました、上乗せ相当額が保育園に対し交付されます。

このことを機械的にモデル計算した場合、勤続年数に応じ、月額最高約１万円の改善が図られるものと考えられ、保育士の処遇改善と離職防止に結びつくものと期待しているところでございます。

以上、ご答弁申し上げます。

○７番（北原　昭三君）

議長。

○議長（藤原　弘君）

北原君。

［７番　北原　昭三君　登壇］

○７番（北原　昭三君）

先ほどの説明の中で、191名が途中入園できたということですが、申請された方々は大変喜ばれたと思います。また、山鹿市におきましては、待機児童はいないということで安心をいたしました。

しかし、先ほど答弁がございましたが、児童を預かるには保育士の確保が不可欠でございます。国は平成24年度補正予算案で、待機児童解消のための保育士の確保などの予算が438億円計上してあります。全国的に今後、このような予算を活用し、全国的に保育士確保ができることを期待をいたしたいと思います。

続きまして、保育園給食のアレルギーについてお伺いをいたします。

昨年12月に東京都内の市立小学校で、女子児童が給食が原因とされる、食物アレルギーの重篤な症状アナフィラキシーショックで亡くなったと、新聞の記事がございました。

文科省が全国の公立学校の児童・生徒、約1280万人を対象に実施した調査では、食物アレルギーがあるのは2.6％、食物アレルギーなどに伴う急性症状のアナフィラキシーショックを、起こしたことがある児童も0.4％に上っております。

こうした状況を踏まえ、公明党が主張し、アレルギー疾患のある子どもへの対応指針をまとめたガイドラインが、小・中・高・幼稚園向け、監修は文科省でございますけれども、と、保育所向け、厚労省にそれぞれつくられております。

保育園に食物アレルギーの園児は、何名ぐらいいらっしゃるのか。もし、対象者がおられる場合は、どのような対応をとられているかお伺いをいたします。

そして、アドレナリン自己注射薬エピペンについての見解をお伺いをいたします。

○議長（藤原　弘君）

有働市民福祉部長。

［市民福祉部長　有働　博君　登壇］

○市民福祉部長（有働　博君）

保育園給食のアレルギー対応についてのご質問にお答えいたします。

代表的なアレルギー疾患として、食物アレルギー、気管支炎ぜんそく、アレルギー性鼻炎、アレルギー性結膜炎、アトピー性皮膚炎等がございます。

最近、特に問題となっております食物アレルギーの園児は、公立の２保育園に４人、法人の12保育園に29人の合計33人が入園しております。保育園の園児1828人に対する食物アレルギー有病率は、1.8％となっております。

その代表的な原因食は、鶏卵が19人、牛乳と乳製品が５人で、ほかに青魚、イカ、タコ、エビ、大豆、ピーナッツがございます。保育園では、厚生労働省が示しております、「保育所におけるアレルギー対応ガイドライン」に沿って対応しているところでございます。

まず、入園受付の個人面接で、アレルギーがあるかどうかを必ずお聞きしております。アレルギーがある場合は、医師の診断書または指示書をもらうようにしております。その診断書に基づいて保護者と園長、栄養士・調理員が協議して対応を決めます。対応が決まりましたら、実施計画書を作成し、保育園の全職員にアレルギー対応と緊急時についての共通理解を得るようにしております。

そして、来月分の献立表ができましたら、配付する前にアレルギー園児の保護者の方に、献立に使っております食品の成分のチェックを行ってもらっております。

このような対応は、毎年１回必ず医師の診断書を提出してもらい、保護者の方と綿密な打ち合わせを実施しておりますので、本市でのアレルギー事故は、これまで１件も発生しておりません。

また、アレルギーの除去食も視覚を考え、他の子どもと見た目も同じように工夫し、子どもが喜んで食べることができるよう、最大限の配慮をしているところでございます。

近年、アレルギーショックに対応する、アドレナリン自己注射薬が開発されております。食物による重篤なショック症状に対して、30分以内にアドレナリンを投与することが、患者の生死を分けるとも言われております。本市の保育園には、この注射薬を投与しなければならない症状の重い園児はおりません。この薬は、医師が処方する薬でございます。必要な園児が入園してきましたら、保護者との協議の上、保育園にも保管しておくべきだと考えております。

このように保育園の給食は、最大限の注意を持って安全で、安心な給食を提供するために日々努めているところでございます。

以上、ご答弁申し上げます。

○７番（北原　昭三君）

議長。

○議長（藤原　弘君）

北原君。

［７番　北原　昭三君　登壇］

○７番（北原　昭三君）

答弁ありがとうございました。

それでは２件目、疾病予防における福祉の向上について、お伺いをいたします。

まず、ピロリ菌除菌薬の保険適用についてでございます。

胃がんは毎年、約11万人が発症し、年間５万人の人が死亡されておりますけども、近年、ピロリ菌との関係が解明され、除菌に胃がんによる発症率の減少に期待が高まっております。

厚生労働省は、胃がんの大きな原因とされるヘリコバクター・ピロリ菌の感染による慢性胃炎について、除菌治療に用いる複数の薬剤を、保険診療の対象に拡大することを認証しました。等内容の説明また、今後の方向性について、お伺いをいたしたいと思います。

続きまして、公明党の実現力で、命を守る３ワクチン（子宮頸がん、ヒブ、小児用肺炎球菌）が平成25年より、定期接種の対象になるのが確定をいたしました。

今まで、任意接種でしたので、国が５割、各自治体が５割を負担しておりました。これから定期接種となりますので、費用は国が９割まで負担となります。

山鹿市の場合、現在１割程度の自己負担がありますが、平成25年以降は、自己負担がゼロになると考えてよろしいでしょうか。お伺いをいたします。

○議長（藤原　弘君）

有働市民福祉部長。

［市民福祉部長　有働　博君　登壇］

○市民福祉部長（有働　博君）

１点目のご質問、ピロリ菌除菌薬の保険適用について、お答えいたします。

厚生労働省は、平成25年２月21日胃がんの大きな原因とされる、ピロリ菌の感染による慢性胃炎について、除菌治療に用いる複数の薬剤を保険診療の対象に拡大することを承認いたしました。

これまでピロリ菌の除菌治療は、胃、十二指腸潰瘍や早期胃がんの治療後など、４種類の疾患で保険適用とされていました。ただ、ピロリ菌がいても、４種類の疾患以外の除菌は自費診療となり、一人当たり平均して３万5000円の治療費が必要でございました。現在はピロリ菌が確認され、胃のもたれや不快感といった症状の慢性胃炎と診断されれば、保険診療で受けられるようになりました。ピロリ菌感染者が慢性胃炎の段階で、除菌治療を受けられれば胃潰瘍の予防につながり、胃がんの罹患率の減少にもつながると思われます。

次に２点目のご質問、３ワクチン（子宮頸がん、ヒブ、小児用肺炎球菌）の公費負担について、お答えいたします。

本市では、平成23年２月１日から任意接種である３ワクチンについて、１割程度の自己負担と９割程度の公費負担による、ワクチン接種を実施しているところでございます。

今回、予防接種法の一部を改正する法案が国会に提出され、任意接種である３ワクチンの接種は、平成25年度以降は定期予防接種の対象疾病として追加されます。

本市におきましては、発生及び蔓延を予防する１類予防接種について、全額公費負担で実施しておりますので、今回の３ワクチンについても、全額公費負担として実施してまいりたいと思います。

以上、ご答弁申し上げます。

○７番（北原　昭三君）

議長。

○議長（藤原　弘君）

北原君。

［７番　北原　昭三君　登壇］

○７番（北原　昭三君）

ありがとうございました。このピロリ菌除菌薬の保険適用につきましても、公明党が100万人を超える署名などで後押しをした結果、実現をしたものでございます。

続きまして、おたふく風邪予防接種の公費負担について、お伺いをしたいと思います。

おたふく風邪ワクチン接種は、予防に大変有効であると認められておりますけども、任意接種で費用が約6500円くらいかかり、全額保護者負担となるため、接種率が低迷しているようでございます。

おたふく風邪は、子ども時代に聴力を失う主要原因の一つとされており、見逃すことのできないものでございます。届け出のある自治体のリストを見ますと、各自治体の公費負担額は一定しておりませんけども、全国で61の自治体で公費負担がなされております。

熊本県では、長洲町が実施をされております。子どもの健康を守るという観点から、この公費助成について市の見解をお伺いをいたします。

○議長（藤原　弘君）

有働市民福祉部長。

［市民福祉部長　有働　博君　登壇］

○市民福祉部長（有働　博君）

おたふく風邪接種の公費負担について、お答えいたします。

まず、おたふく風邪について、説明させていただきます。

おたふく風邪は、流行性耳下腺炎とも呼ばれ、急性ウイルス性の全身性感染症でございます。耳の下にある唾液を出す腺や、あごの下にある腺がはれて痛み、高熱やけいれんを伴うことがあり、難聴の原因としても知られております。頻度は少な

いのですが、脳炎や膵臓炎、また成人男性では精巣炎などになることがあると言われております。料金につきましては、任意接種であるため、１回の接種料金は、おおむね7500円程度で自己負担となります。

予防接種には、予防接種法に基づく定期の予防接種と、法律に基づかない任意の予防接種がございます。本市では、定期の予防接種につきましては、季節性インフルエンザ予防接種を除く他の予防接種について、市の公費負担を行っておりますが、任意の予防接種については、国からの補助等がない場合、公費負担は行っておりません。

本市として、公費負担により接種を勧奨していくためには、予防接種について国が有効性・安全性の評価を経て、予防接種法に基づき市町村が実施すべきと位置づけるなど、国としての推奨することが不可欠であることから、おたふく風邪の予防接種につきましては、個人の判断による自己負担での接種に、ご理解をいただきたいというふうに考えております。

以上、ご答弁申し上げます。

○７番（北原　昭三君）

議長。

○議長（藤原　弘君）

北原君。

［７番　北原　昭三君　登壇］

○７番（北原　昭三君）

３件目、市営住宅の現状について、お伺いをいたします。

社会情勢が悪化し、厳しい社会になればなるほど、生活する上での家計の環境悪化が大きくなってきているものと思われます。安価な家賃の市営住宅を求め、多くの方々が入居の申請をされているというふうにお聞きをいたしております。

市民の皆様から「市営住宅になかなか入居できない」という問いかけがあります。

また、市営住宅の中にもかなり老朽化している住宅もあるようでございます。そこで、今回３点について、質問をいたします。

１点目、市営住宅の待機者は何名くらい、いらっしゃいますでしょうか。

２点目、住宅退去時の問題点は、ないでしょうか。

３点目、老朽化している住宅の安全性に問題はないのか、お伺いをいたします。

以上、よろしくお願いします。

○議長（藤原　弘君）

緒方建設部長。

［建設部長　緒方　淳一君　登壇］

○建設部長（緒方　淳一君）

北原議員の一般質問、市営住宅の現状について、お答えします。

市営住宅の待機者数は、現在68名の方が待機されております。

次に、退去時の問題点につきましては、退去者において畳がえ等を行われているため、特段問題等はございません。

続きまして、市営住宅の安全性についてでありますが、本市の市営住宅は、多くが簡易耐火構造であり、熊本県の安全基準を満たしております。

また、老朽化対策としましては、住宅総合計画に基づき、既存施設の長寿命化を図りながら、計画的な整備に努めているところでございます。

以上、ご答弁といたします。

○７番（北原　昭三君）

議長。

○議長（藤原　弘君）

北原君。

［７番　北原　昭三君　登壇］

○７番（北原　昭三君）

ありがとうございました。

老朽化対策につきましては、計画的な整備に努めていただいているということで、安心をいたしました。

山鹿市も例外なく、今後、高齢化社会を迎えるわけでございますけれども、高齢者の方に優しい、また、障害者の方へのバリアフリーを配慮した住宅、また、魅力があり、そして子育てがしやすい、若者が定住を求める住宅を考えていく必要があると私は思います。長期的な今後の取り組みや方向性について、お伺いをいたします。

以上で私の一般質問を終わります。大変ありがとうございました。

○議長（藤原　弘君）

緒方建設部長。

［建設部長　緒方　淳一君　登壇］

○建設部長（緒方　淳一君）

北原議員の、障害者や高齢者専用住宅の必要性について、申し上げます。

本市の場合、現状では障害者や高齢者向けの専用住宅は、有しておりません。入居者において介護保険等の福祉策を活用して、対応していただいております。今後、本格的な高齢化社会を迎える中、住宅政策と福祉政策が、より一層、連携を高める

必要があると思っております。

これからの住宅政策のあり方としましては、住宅困窮者の安定した居住の確保を住宅政策の基本理念として、既存施設の質の向上を含めた有効活用を図りながら、福祉、医療や教育政策など、一方では財政事情も勘案しながら、ほかの行政施策と一体となった居住環境の整備、取り組みが必要であると考えております。

住宅事情や社会上の変化、特に少子化・人口減少社会において、若年層を含めて、山鹿市に長く住み続けていたいと思われるよう、住宅政策を取り巻く環境の変化を的確にとらえ、入居者の方が安心して暮らせるよう、市営住宅のありようについても、見直しを進めてまいります。

以上、ご答弁といたします。

○議長（藤原　弘君）

以上で、北原昭三君の一般質問は終了いたしました。

ここで昼食のため、休憩いたします。

午後１時15分から再開いたします。

午後０時 06 分　休憩

―――――――――――――――――――――――――――――――――――――――

午後１時 13 分　開議

○議長（藤原　弘君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

次の通告順により、藤原豊君の発言を許します。藤原君。

［９番　藤原　豊君　登壇］

○９番（藤原　豊君）

議席番号９番、藤原豊です。通告に従い１点だけ質問いたします。

農地等被災に係る市の支援について、毎年６月の梅雨の時期から９月・10月のころには、必ずと言っていいほど、豪雨による災害が発生します。

山鹿市においては、農地や農業用施設が被災した場合、３日以内に嘱託さんを通じて、市に報告書を提出することになっています。これは、農地等災害復旧事業に申請するかどうかは別にして、すべて提出することになっています。その中で、農業用施設については工事費が40万円以下でも、受益者２名以上で緊急を要するものについては、市の単独事業で復旧事業に申請することができます。しかし、農地の場合、工事費が40万円以下のときには、その農地所有者が自己復旧しなければならないというのが現状です。被災箇所の農地が耕作されていなかったり、荒れ地の場合は対象外になってはいますが、農地等被災報告書により提出された農地は、その所有者がどうにかして復旧したいという意思のあらわれでもあると思います。

国、県、市町村の施策として、農地の保全については、就農者の高齢化や後継者不足による、耕作放棄地の発生防止と解消が大きな流れとしてあります。特に山鹿市では、中山間地域でクリやタケノコ、お茶など、地域の特性を生かした農産物が栽培されており、高齢の方でも「農地を守らにゃいかん」という気持ちで頑張っておられます。

農業用施設については、中山間地域等直接支払制度や、農地・水保全管理支払交付金等による共同作業として取り組めることもできますが、39万円も出して農地の災害を自己復旧しなければならなくなると、二の足を踏んでしまうということも少なくないと思います。

農地の災害復旧に対して、報告書の流れがどうなっているのか。どのくらいの報告書で、どのくらいの復旧事業になったのか。どのような支援があるか、お尋ねします。

○議長（藤原　弘君）

執行部の答弁を求めます。池田農林部長。

［農林部長　池田　廣二君　登壇］

○農林部長（池田　廣二君）

藤原議員のご質問の農地等被災に係る市の支援について、お答えします。

現行では、災害復旧事業の国庫補助に関する暫定法に基づき、各地域の行政区長より被災報告を受け付けし、職員による現地調査を行い、採択基準による被災原因や状況、総合単価等による概算事業費で、適否を決定しております。

その後、補助災害に適合する案件については、国に対し災害申請を行い、災害査定を受けた後に、工事を行う流れとなっております。

また、その場合、一般的な国庫補助率につきましては農地が50％、農業施設が65％が補助され、補助残額の20％が受益者負担となり、その残りを市が負担する事業であります。

議員ご要望の採択要件に該当しない40万円以下の農地災害に対する市の支援でありますが、本市としましては、公共施設や農業用施設に影響を及ぼすような事態に対して、応急対策経費として崩土処理等の機械借り上げを支援し、小規模災害に対する木ぐい・土のう袋等の原材料支援を行っております。法的要件以下の農地等災害に対して、個人への単独補助は実施しておりません。

なお、平成24年度の災害は農地や農業用施設など、423件の報告を受け付けており、水田・畑だけで203件の被災があり、農地等補助災害として10件が採択されております。

以上、ご答弁申し上げます。

○９番（藤原　豊君）

議長。

○議長（藤原　弘君）

藤原豊君

［９番　藤原　豊君　登壇］

○９番（藤原　豊君）

個人への単独補助は、実施していないという答弁ですが、これは耕作放棄地を進めているようなものです。減反したりしたら、もう田には戻らなくなってしまいます。

特に中山間地域では、土羽も高く作業も大変です。答弁の中で水田・畑だけで203件の被災報告があり、その中で補助災害としては10件ということは、残りの193カ所は個人で復旧されたか、そのままになっているかと思います。

菊池市の場合、「農地及び農業用施設小災害復旧事業補助金交付要綱」として、国庫補助対象にならなかった農地及び農業用施設を復旧し、農業の維持を図り、あわせて経営の安定に寄与するものとあり、市単独の補助事業として40万円以下で５万円以上のとき、３万3300円補助することになっています。

仮に、これを先ほどに例えますと、１件に４万円、市が単独で補助したとしても、193件ということは、772万円ですべてが復旧できることになります。これは最小限の経費で最大の効果だと思います。１件に１人だったら193名の人が喜びます。

ほかの市も農地の上限20万円の50％とか、13万円以上40万円未満の３分の２以内とか、２万円以上40万円未満の100分の45に相当する額とか、決まっている市も多くあります。やはりどうにかして、農地を守りたいというあらわれだと思います。山鹿市も広くなったので、一律ではなく、その土地に応じた対処をすべきです。

山鹿市の田園風景の中で、一番おいしい米がとれるところで、土羽が白い土のう袋ではなく、やはりちゃんとした彼岸花が咲いているような土羽をつくらなければなりません。農地及び農業用施設に小災害復旧事業として、補助金をということで質問を終わります。

○議長（藤原　弘君）

池田農林部長。

［農林部長　池田　廣二君　登壇］

○農林部長（池田　廣二君）

藤原議員の２回目のご質問、農地及び農業用施設の小災害復旧への補助金について、お答えします。

議員ご提案のうち、農業用施設の小災害につきましては、以前より市の単独災害

復旧工事において、地元負担を伴いますが、すべて実施しております。

農地については、個人への補助はしておりませんが、１回目のご質問にありました中山間地域等直接支払制度において、集落協定の必須項目として耕作放棄の発生防止活動や水路・農道等の管理活動を行うこととし、農地・水保全管理支払交付金事業においては、共同活動支援で40万円以下の小規模農地災害への復旧活動を認めているため、それらの事業を活用していただきたいと考えております。

特に、これらの事業の主な目的としまして、地域コミュニティーの形成であり、その中での農村地域の景観保全という観点から、農地の保全や耕作放棄地の防止を進めていくことでありますので、地域で農地を守るという考えが、重要になってくると考えております。

そのため、平成24年度の実績としまして、中山間地域等直接支払制度では、129集落で総額約１億5100万円、農地・水保全管理支払交付金事業でも共同活動支援において、90組織で総額約１億1400万円を支援しており、国が２分の１、県と市でそれぞれ４分の１を負担している状況でございます。

また、上記の事業区域外については、農村地域の景観保全の観点で、集落行政区からの要請に対し、機械の借り上げや原材料支給といった支援を行っております。

なお、ご説明してまいりました補助事業の趣旨をご理解の上、積極的に参加していただき、農地保全に活用していただければと考えております。

以上、ご答弁申し上げます。

○議長（藤原　弘君）

以上で、藤原豊君の一般質問は終了いたしました。

―――――――――――――――――――― ○ ――――――――――――――――――――

散　会

○議長（藤原　弘君）

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

本日は、これにて散会いたします。

午後１時25分　散会

～～～

３月１３日（水曜日）

平成25年（第２回）山鹿市議会３月定例会会議録

議　事　日　程（第３号）

平成25年３月13日（水曜日）午前10時開議

第１　質疑・一般質問

第２　委員会付託

○

発言通告

１．横手　啓介

一般質問

（１）空き家・空き地・危険家屋の現状と対策について

２．吉本　政幸

一般質問

（１）山鹿市中心市街地活性化基本計画について

①計画達成を含めた評価（各事業）について

②活性化の目標内容、目標数値の状況について

③商店街の取り組みと今後への生かし方について

（一店逸品運動、肥後国衆一揆兜まつり、温泉プラザ山鹿内における子どもの遊び空間等）

３．永田　紘二

質　　疑

（１）議案第３号　平成24年度山鹿市一般会計補正予算（第７号）

Ｐ24　（目）障害者福祉費

（２）議案第23号　平成25年度山鹿市一般会計予算

Ｐ79　（目）障害者福祉費

一般質問

（１）特別支援学校の誘致について

（２）障害者支援について

（３）さくら湯について

○

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

○

出席議員（20名）

1番	服部香代君
2番	冨田弘海君
3番	永田　健君
4番	稲葉　昇君
5番	冨丸洋一郎君
6番	藤本峰秀君
7番	北原昭三君
8番	芹川正美君
9番	藤原　豊君
10番	平井邦廣君
11番	吉本政幸君
12番	池田誠一君
13番	堀　茂幸君
14番	永田紘二君
15番	横手啓介君
16番	藤原　弘君
17番	太田黒鐵郎君
18番	丸山寛治君
19番	寺崎勇児君
20番	丸山康昭君

○

説明のため出席した者

市長	中嶋憲正君
副市長	池田永実君
総務部長	本多隆文君
市民福祉部長	有働　博君
農林部長	池田廣二君
商工観光部長	三森兄臣君
建設部長	緒方淳一君
環境部長	幸村英星君
市民医療センター事務部長	荒木　隆君
首席審議員兼会計管理者	米加田純正君
総務部次長兼秘書課長	戸次由夫君

市民福祉部次長兼介護保険課長	川崎美明君
建設部次長	長迫三紀夫君
教育部次長	寺崎泰和君
教育部首席教育審議員	川野富士夫君
企画課長	大林秀樹君
いきがい推進課長	江藤一洋君
農林企画課長	吉里明弘君
農林振興課長	金光一誠君
商工課長	大森健司君
観光課長	早田順二君
環境課長兼廃棄物処理施設建設推進室長	冨田龍也君
市民医療センター事務部経理課長	永田臣司君
教育総務課長	白田俊輔君

○

事務局職員出席者

議会事務局長	奥村正文君
局長補佐兼議会総務係長	渡邊義明君
議事係長	小山　天君
書記	森　英州君

○

午前10時00分　開議

○

○議長（藤原　弘君）

これより、本日の会議を開きます。

○

日程第１　質疑・一般質問

○議長（藤原　弘君）

日程第１、質疑・一般質問を行います。

発言の通告があっておりますので、順次発言を許します。横手啓介君。

［15番　横手　啓介君　登壇］

○15番（横手　啓介君）

久しぶりに質問をいたします。緊張しておりますけども、よろしくお願いいたします。

今回の質問は、空き家・空き地・危険家屋の現状と対策についてでございます。この問題、空き家に関しては、昨年の９月議会で北原議員のほうから質問があっております。その続きというようなこともございますけども、まず、今回の２月に行われました選挙のときに回りよりまして、本当に空き家が多いなと。また、その危険家屋の定義っていうのも、どこまでが危険家屋かっていうのはわかりませんけども、ちょっとかわらが落ちてきとったり、もう壁が崩れておったりというようなことで、危険家屋が多いなということを特に感じましたもんですから、今回、質問をさせていただきます。

まず、執行部において、平成22年の調査で、661戸の空き家があったということでございます。今、平成25年に入っておりますけども、その後、この数字に関しまして、どのような変化が起きてるのか、調査は行ったのか等のお答えをお願いいたします。

また、北原議員の質問の中で関係課による話し合い、また、空き家バンクの立ち上げの検討をするというような答弁でございました。その後、その空き家バンクの立ち上げは行われているのか、また、どのようなものなのかを説明をお願いいたします。

三つ目に、先ほど言いました危険家屋が目立ってふえているように感じます。その危険家屋の把握っていいますか、は、できているのか、実際、その危険家屋に関しましては、だれもいない危険家屋、また、人が住んでいる家屋もあると思いますけども、それらについて調査したことがあるのか質問をいたします。

１回目、終わります。

○議長（藤原　弘君）

執行部の答弁を求めます。本多総務部長。

［総務部長　本多　隆文君　登壇］

○総務部長（本多　隆文君）

横手議員のご質問の１点目、まず、前回調査後におけます再調査の実施についてお答えをいたします。

平成22年度から平成23年度にかけまして、嘱託員の皆様のご協力をいただき空き家調査を行い、その結果、先ほど申されましたように661戸の空き家を確認しているところでございますが、その後の調査につきましては行っておりませんで、新たに発生した空き家につきましては把握をいたしておりません。

次に、２点目の空き家バンク設立の取り組み状況についてお答えをいたします。

空き家の有効活用や定住促進、地域活性化などにつなげるため、空き家バンクの設立に必要な「空き家バンク制度実施要綱」を制定し、あわせて空き家の売買、または賃貸借の適正かつ円滑な仲介を行うために、専門知識を有する宅地建物取引業協会山鹿支部と「空き家の媒介等に関する協定」を、先月、締結をいたしました。これと並行して、売買・賃貸借の意向をお持ちの45件の物件所有者に対して、空き家バンクへの登録案内通知を発送し、現在までに３名の方から所有物件の登録申請書が提出されております。

なお、これらの物件につきましては、宅地建物取引業協会山鹿支部に、水道、電気等の設備状況や修理箇所の有無などについて、詳細調査を依頼しているところでございます。今後、所有者立ち会いのもとに作成された詳細調査の報告書を審査の上、速やかに空き家バンクに登録し、山鹿市ホームページや広報やまがなどを通して、移住・定住希望者に情報を提供することとしております。

次に、３点目の危険家屋の把握状況についてお答えいたします。

平成22年度から平成23年度にかけて実施した調査は、将来、空き家の有効活用を図るため、その候補となり得る物件を把握する目的で行ったものです。当該調査の過程で人が居住できないほどに老朽化し、倒壊のおそれが高い家屋と一般的に判断されるような物件であっても、何らかの明確な基準に照らして調査したわけではございませんので、結果的には、その数や場所なども含め状況はつかめておりません。

以上、ご答弁申し上げます。

○15番（横手　啓介君）

議長。

○議長（藤原　弘君）

横手君。

［15番　横手　啓介君　登壇］

○15番（横手　啓介君）

２回目の質問を行います。

今、お答えをいただきましたけども、その空き家であったり、空き地もそうでございますが、空き地であったり、その所有者の存在は明らかであるのでしょうか。つまり、それに対しまして、市として固定資産税等の徴収は行われているのか。所有権がない空き家も所有権っていいますか、所有者がいない空き家も目立ってるんではなかろうかというふうに思います。

それと、２点目に空き地についてであります。危険家屋等が建ってるところを行政がその撤去を求め、また、解体された後に、そこが空き地となり草が生い茂ったり、また、その解体したおかげで隣の家屋がもう丸見えっていいますか、雨が降り込むような状況となっております。それが目立たない状況であればいいんですけども、大通りに面したところであったり、特に豊前街道沿いなんかは、景観上、非常に悪い状況にあってるところも目立っておると思います。これに対しまして、市の対応等はあるのでしょうか。

以上、２回目を終わります。

○議長（藤原　弘君）

本多総務部長。

［総務部長　本多　隆文君　登壇］

○総務部長（本多　隆文君）

横手議員の２回目のご質問の１点目、空き家等に対します課税及び納税義務者等の把握状況につきましてお答えをいたします。

固定資産税につきましては、基本的に空き家・空き地についても、土地・家屋の国の評価基準に基づき課税をいたしております。なお、老朽空き家につきましては、固定資産税の課税対象として認定できる要件を満たしている家屋の場合、土地につきましても住宅用地としての軽減が受けられることになります。

また、納税義務者の把握につきましては、相続登記が行われない場合におきましては、戸籍等で相続人の調査を行っており、また、転居等で納税通知書が郵送できなかった場合には、住所照会等により住所地を把握し送付をいたしております。

次に、２点目の危険家屋解体後における雑草の繁茂、あるいは景観対策について、私のほうからお答えさせていただきます。解体された後の空き地に雑草等が繁茂した場合につきましては、所有者により除去いただくことが原則でございます。しかしながら、放置状態が続くことで、火災または犯罪の発生原因となり、かつ周辺住民から清潔な生活環境が保持できないなどの苦情があった場合には、山鹿市空き地

に繁茂した雑草等の除去に関する条例にのっとり、所有者または管理者に対して、指導・助言や勧告を行うことといたしております。

また、家屋の解体に伴って、隣接する家屋の外壁景観が損なわれるケースの大部分は、市街地等における住宅密集地区の家屋を解体する場合ではないかと考えます。本市では、中心市街地に位置する豊前街道沿いにつきましては、景観形成重点地区を指定し、良好な景観を維持・保全するための基準を設け、区域内の建築物をまちなみ整備事業補助対象物件として補助することで、景観向上に努めているところでございます。

以上、ご答弁申し上げます。

○15番（横手　啓介君）

議長。

○議長（藤原　弘君）

横手君。

［15番　横手　啓介君　登壇］

○15番（横手　啓介君）

いろんな条例に従って行っているというようなことでございますが、この空き地、また危険家屋というのは、全国でもいろんな取り組みが行われてるというふうに思います。今も、熊日新聞にシリーズでずっとその空き家の対策ということで載ってはおりますが、そん中で、北海道の室蘭市におきましては、市長を筆頭に全庁的な取り組みを行っている自治体もございます。当市として、そのような考えがあるのか。また、空き家に関しましては、例えば、市が買い上げて、またそれを貸すと。先ほどは仲介をするというような空き家バンクでございましたが、市が買い上げて、それを貸す、つまり、市営住宅化をするというような事例もあっております。

また、今現在、商店街等で行われております空き家・空き店舗事業がございますけども、それと同じように、その田舎のほうでも空き家を利用いたしまして、家賃補助を行っておるような自治体もございます。

そして、危険家屋についてでございますが、市民の安全・安心の確保と住環境の改善及び良好な景観の維持を目的に、危険家屋の除去に対して、解体費用を助成している自治体も数多くあるとお聞きいたしております。山鹿市に関しましては、まだそういう条例等はございませんけども、このようなことに対しまして、山鹿市といたしまして、今後どのような取り組み、また方向性を持ってるのかお聞きをいたします。

３回目、終わります。

○議長（藤原　弘君）

本多総務部長。

［総務部長　本多　隆文君　登壇］

○総務部長（本多　隆文君）

３回目のご質問、今後の取り組みの方向性についてお答えいたします。

空き家対策につきましては、利活用を目的とした対策と老朽化に伴う倒壊防止など、適正管理を目的とした対策の二つが大きな柱となります。

まず、利活用対策につきましては、先ほど申し上げましたとおり、空き家バンク制度を効果的に運用することで空き家の増加を防ぐとともに、その資産価値の維持に努めてまいりたいと考えております。

次に、老朽危険家屋対策につきましては、所有者の財産権と公共の安全・環境保全とのバランスをどのようにとるのかという難しい問題が、その前提にございます。老朽化し、資産価値が減少した家屋であっても、その維持管理は所有者が責任を持って行うことが大原則ですが、適正な管理が行われない場合には、市民生活の不安や環境の悪化、良好な景観の阻害など、多面的な問題を引き起こすことになり、実際、本市におきましても、これまでに数件の相談が寄せられております。市といたしましては、複数の課にまたがる問題であることから、関係課による合同会議を開催して、各課での対応状況等を報告し合い、空き家問題に関する情報の共有化を図りながら、相談内容に応じて、その都度、所管課で対応しているのが現状でございます。しかしながら、管理されずに放置された空き家の増加が、先ほどご紹介がありましたとおり、全国的な社会問題となっている中、既にその対策、とりわけ空き家管理の徹底を目的とした条例の整備に取り組んでいる自治体もふえてきたことから、本市におきましても、管理条例の制定を前提とした関係課による勉強会を重ねているところでございます。今後は、先ほど議員から紹介がございました解体助成や家賃助成等も含め、空き家の適正な管理に関する方針と対応策を整理した上で、本市にとって、より効果的な取り組みを行ってまいりたいと考えております。

以上、ご答弁申し上げます。

○15番（横手　啓介君）

議長。

○議長（藤原　弘君）

横手君。

［15番　横手　啓介君　登壇］

○15番（横手　啓介君）

ご答弁ありがとうございます。これから先の条例化に向けた取り組みというよう

なことでお聞きをいたしました。この空き店舗の市営住宅化っていうようなことは、人口減少にも歯どめがかかる一つの方法じゃなかろうかなと、私は思っております。ぜひとも、関係課話し合いを深めてですね、そのような取り組みをしていただければというふうにお願いをいたしまして、質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（藤原　弘君）

以上で、横手啓介君の一般質問は終了しました。

次の通告順により、吉本政幸君の発言を許します。吉本君。

［11番　吉本　政幸君　登壇］

○11番（吉本　政幸君）

11番、吉本です。通告に従いまして、山鹿市中心市街地活性化基本計画についてお尋ねいたします。

市の総合計画の中で、活力ある商業の振興というもんがありますけれども、その中に、既存商店街においては消費者ニーズの複雑・多様化、車社会の進展による消費行動範囲の拡大のほか、流通革命、価格の破壊などによる競争力の低下が見られ、空き地・空き店舗の増加や経営者の高齢化、後継者不足と組織の弱体化が見られというようなことで載っており、それに伴い、衰退、居住人口の減少といった空洞化が進行しているというようなことでうたわれております。私のように、昔の山鹿っていいますか、湯の端広場とか、小さな商店街などを経験した人間にとりましては、非常に現在の状況っていうのは、寂しさを覚えるわけであります。以前に、薬師堂の横に願い事を書いて立てかけてある木の板っていいますか、その中に、「昔のように、にぎわいが取り戻せたら。」という言葉が記されてあり、印象深く残っております。また、たまにまちなかを走ってみますと、やはりシャッターの閉まった状態が数多く見られることで、このような思いが出てくるのではないかというふうに考える次第です。ただ、このような中心市街地の空洞化は、全国の地方都市に見られる状況であることはわかっておりますけれども、やはり地元のこととなると、ほかの都市以上に気になる部分であります。このような状態を改善するため、古くなりますが、国が中心市街地における市街地の整備改善及び商業等の活性化の一体的推進に関する法律を制定、施行されたと聞いております。この施行以来、全国の市町村が基本計画を策定、独自の活性化施策を進めているとのことです。我が市においても、計画区域面積146ヘクタール、計画期間を平成20年11月より本年３月までの４年５カ月と定められ、策定されております。「来て、観て、歩けば、住みたくなる湯町（まち）」を基本コンセプトに、テーマとして、「いつでも、行きやすい。」「いつでも、山鹿らしさがある。」「いつでも、だれでも暮らしやすい。」

を挙げられ計画の遂行がなされてきたと思いますが、本年３月の終了に当たり、各事業の進捗・達成状況について、まず、お尋ねいたします。

○議長（藤原　弘君）

三森商工観光部長。

［商工観光部長　三森　兄臣君　登壇］

○商工観光部長（三森　兄臣君）

ご質問の山鹿市中心市街地活性化基本計画について、計画事業の進捗・達成状況についてお答えいたします。

平成20年に国の認定を受けました山鹿市中心市街地活性化基本計画は、今月３月31日をもって計画期間が終了いたします。当初の計画より、幾つかの事業変更は行っておりますが、現在の事業数は、さくら湯再生を初めとする公園整備や小路整備事業等のハード事業が23事業、商店街などが取り組むポイントカード事業やさまざまなイベント等のソフト事業が25ございました。

ハード事業につきましては、今年度末の完了に向けて、八千代座交流館前広場整備事業が現在進行中でございますが、その他の事業は全部終了しております。

また、ソフト事業につきましても、八千代座100周年記念事業など、計画期間内に終了した事業が６事業で、残りの共通駐車券事業等19の事業は、商店街などが計画終了後も継続して取り組む必要のある事業であり、今後も引き続き、活動をされてゆくものと考えております。

以上、答弁いたします。

○11番（吉本　政幸君）

議長。

○議長（藤原　弘君）

吉本君。

［11番　吉本　政幸君　登壇］

○11番（吉本　政幸君）

各事業については、ハードな部分は達成され、ソフト部分については続けて取り組む事業もあるとのことで、ぜひとも、しっかりとした力添えもお願いしておきます。

中心市街地の必要性については、その地域の魅力、求心力に大きな影響力があると聞き及んでおります。中心市街地が衰退していくことは、極端に言えば、「地域の顔がなくなる」とも表現されております。こんなことにならぬようにみんなで知恵を出し合い、課題解決へ向け前進していかなければなりません。

そこで、計画の中に記されていた策定時の中心市街地の現状、不足している点と

して、市街地の整備について「回遊性に乏しく、来街者にとって魅力的な歩行空間になっていない」、都市福利施設について、「高齢者の生きがいづくりの拠点、子育てサポート施設など、市民が憩い、コミュニティーを醸成する場の不足」、それから商業機能については、先ほど申しましたが、いろいろな状況により空き店舗がふえ続け、かつてのにぎわいを失い、空洞化が顕在化しているなど、その他また、あと２点ほど記載されておりましたが、このような部分を解消するため、活性化の目標として来訪者の来街動機の増加、生活に必要な施設等の充実を挙げておられますが、これらに対する現在の評価、また、その数字として、歩行者通行量の目標を約22％増の１日5400人、小売販売額の目標を約18％増の4300万円と記されておりますが、これらの点、どのように結果が出ているっていいますか、なっているのかお尋ねいたします。

○議長（藤原　弘君）

三森商工観光部長。

［商工観光部長　三森　兄臣君　登壇］

○商工観光部長（三森　兄臣君）

ご質問の目標の達成状況についてお答えいたします。

活性化の目標につきましては、さくら湯の開湯を初め、豊前街道のまちなみ整備といったハード事業、中心市街地へのアクセス手段の整備とあわせて、四季折々に繰り広げられるさまざまなイベント等により、市内外からの中心市街地へ訪れるきっかけとなる来訪動機は、確実に増しているものと考えております。以前は、平日より休日に来訪者が減るという誘客状況の逆転現象が生じておりましたが、現在では、休日には多くの来訪者の姿が中心市街地に見られるようになっております。

また、施設整備につきましても、中核商業施設である温泉プラザのリニューアルだけでなく、温泉プラザ内での高齢者のための交流施設やフィットネスクラブの開業など健康福祉サービス施設の充実、花見坂の駐車場跡地での新たな住宅地の整備など、中心市街地での生活に必要な施設の充実は確実に進展してまいりました。

次に、数値目標につきましても、平成23年秋に行った内閣府への中間報告では、１日平均の歩行者通行量は4446人でございました。基準年の平成19年よりは増加しておりますが、この時点では目標数値の5400人には届いておりませんでした。また、この春には、さくら湯開湯後の通行量調査をすることとなっておりますが、これまでの増加傾向から目標数値は達成可能であると感じております。

一方、小売販売額につきましては、同中間報告で35億1200万円となっており、基準年の平成19年数値より約４％低下をしております。これは、折からの景況悪化による販売の低迷や、当初、小売店舗の出店を予定していた温泉プラザ内の区画へ、

小売店ではない健康福祉サービス事業者が入居したことで、調査対象となる小売店舗の売り場面積が減少していること等が要因であると考えております。

小売販売額の指標につきましては、地域経済の疲弊等もあり、いまだ厳しい状況ではございますが、さくら湯オープンの効果により、飲食店舗を中心とした持ち直しも見られており、さらなる空き店舗への出店誘致活動の強化や、現在ある店舗の魅力アップを中心市街地商店街及び商業者の方々と協働で進めることで、来年度の最終報告に向けて、目標達成への努力を続けてまいりたいと考えております。

以上、答弁申し上げます。

○11番（吉本　政幸君）

議長。

○議長（藤原　弘君）

吉本君。

［11番　吉本　政幸君　登壇］

○11番（吉本　政幸君）

活性化へ向けての目標の点については、それなりの評価が出てきているということであり、期待できるのかなというふうに感じております。数字的なものについては、歩行者についてはクリアが望めるという答えがあり、小売額については、商店街、商業者の方々と協働を進め、目標達成へ努力するというお話でございました。最終的な部分として、この小売額の目標達成っていいますか、それの増加っていうのは、一番必要な部分ではないかっていうふうに考えます。その点、しっかりとした取り組みを願うものです。

先ほどハード部分に関して、大方終了という話でございましたが、やはり、それなりの金額の投資をされ、整備がなされてまいりました。今後は、これをどのように生かし、活性化を図るかが大事であります。総合計画の中にも魅力ある個店づくりの支援、にぎわいのある商店街づくりの推進、新商品の開発と販路の拡大など、まずは、商業者自身がしっかりと取り組むことに対する内容の支援が挙げられております。

これより先は、ソフトの部分の重要性を感じておりますが、例えば、計画の中にあった一店逸品運動、逸品っていうのは一つの品ではなく、最高の品物っていうような意味があるその逸品だそうですけれども、運動、それから、肥後国衆一揆兜まつりなど、私個人的に興味をそそる内容のものが計画されております。これらのことは、他の観光地においても実際に行われており、参考にできると考えます。一店逸品に関しましては、以前、会派で豊後高田を研修させていただいた折に、逸品っていうのは、この山鹿市の計画の逸品とは若干違いますけれども、珍しいものとか、

そういうものの展示を各店舗でされていた。そのことにより来訪者の目を楽しませたり、興味をそそるといいますか、そのような対応がされていたように思います。

それから国衆一揆兜まつりですか、これに関しては、お話聞いたときに、当初計画されていた方がちょっと体調不良で、ちょっと立ち消え、立ち消えっていいますか、変更をせざるを得なくなったという話を伺いましたけれども、これに関しても日田の豆田町ですか、ひな祭り、ひな人形の展示、これは菊池市も行っていると思いますけれども、そのような取り組み以上に、自分、個人的には、やってほしいなっていう思いがございます。そのようなソフトの部分の取り組み、今までと今後どうなるのか、まずお尋ねします。

それから、さくら湯が昨年開湯いたしました。さくら湯に関しましては、ある程度の時間まで営業が行われているというふうに思いますけれども、ただ、その営業時間が、さくら湯に関してはそれだけ頑張っておられますけれども、ただ、その時間帯に商店街なんか通ってみますと、もうシャッターがおりてる、そのような状態を見るとしゃが、「ん、これでいいのかな」っていうふうに感じてしまいます。営業されている方々の思いはあるとも思いますけれども、これらの点については計画策定時に組織されました中心市街地活性化協議会、そのような中でしっかりとした話し合いを願いたいというふうに思います。

ただ、計画が終了するとのことにより、この協議会の今後の活動はどうなるのか気になりますけれども、これもお尋ねしておきます。

それから、もう１点、温泉プラザ内に今以上っていいますか、「もっと子どもを遊ばせる空間がほしい」というような話を耳にします。確かに、雨天時など外で遊びができないときなど、このような場所があれば、子どもにとっても親にとってもありがたいものとなります。ひいては、商店街にもプラスの材料となると考える次第ですが、温泉プラザ内のことであり、助言でもしていただきたく思います。昔の山鹿に少しでも近づけるよう、活性化につながるしっかりとした話し合いをお願いいたすところでございます。

以上、お尋ねいたします。

○議長（藤原　弘君）

三森商工観光部長。

［商工観光部長　三森　兄臣君　登壇］

○商工観光部長（三森　兄臣君）

商店街の取り組みとソフト事業についてお答えいたします。

中心市街地の商店街におかれましては、九日町商店街の七夕聖天祭を初め、計画には記載されていない各商店街の祭りやイベントだけでなく、「豊前街道まちある

き企画～ぶらぶぜんプロジェクト～」により豊前街道沿いの商店街が連携し、山鹿を訪れる観光客を商店主一人一人が、案内人になる企画も取り組んでおられます。

また、さくら湯オープンの際には、中心市街地の４商店街が中心となり、連携をして、さまざまなイベントを開催され、さくら湯の開湯に花を添えていただきました。このように中心市街地の各商店街の皆様には、中心市街地のにぎわい創出、活性化に向けてご尽力されているところでございます。

ご質問の計画に掲載されております一店逸品運動につきましても、温泉プラザの各店舗のお勧め商品を、チラシ等を通じてお知らせすることで、お客様へのサービス向上と、組合員店舗の意識改革につながるものとして取り組んでおられます。

また、「山鹿灯籠浪漫・百華百彩事業」は、年々、入込客数を伸ばしており、当市の冬の風物詩として定着してまいりました。議員ご指摘のとおり、中心市街地の生活・商業基盤の整備が、この計画により一定の進捗を得ており、これからは地域商業者の皆様を中心とした、ソフト事業のさらなる充実が必要であると考えております。

こうした中心市街地活性化の継続的な取り組みのためには、今後も中心市街地活性化協議会を中心として、商店街、商工団体などと連携して、市も一層の努力をしてまいりたいと考えております。

最後に、子どもたちが遊べるような施設につきましては、現在、温泉プラザ１階のふるさと市場内にゲームコーナーが設置されており、そのそばには、小規模な図書コーナーとして「街角ライブラリー」も開設され、読み聞かせの会なども開催をされております。また、ふるさと市場は、ミルク用のお湯や授乳スペースの提供など、子育て応援の店としても認定をされております。

こうした子どもたちのための施設整備を行っていただいておりますが、残念ながら中心市街地で子どもたちの姿を見ることは少なくなっています。児童人口の減少や子育て世代住居の郊外化といった外的要因もございますが、まずは商業施設として、子どもたち自身やその保護者の方に、魅力ある店舗の集積が不足しているものと考えております。子どもたちやお子様連れのお客様が、安心して過ごせるような施設づくりはもとより、子どもたちが行ってみたい、連れていきたくなるような施設、店舗づくりについても、さらなるご尽力を求めてまいりたいと考えております。

以上、ご答弁申し上げます。

○11番（吉本　政幸君）

質問終わります。

○議長（藤原　弘君）

以上で、吉本政幸君の一般質問は終了いたしました。

次の通告順により、永田紘二君の発言を許します。永田君。

［14番　永田　紘二君　登壇］

○14番（永田　紘二君）

14番議員、永田紘二でございます。発言通告に基づきまして質疑を２点、一般質問３点を行いたいと思います。一問一答にてお願いをいたします。質疑におきましては障害者福祉費について、一般質問は特別支援学校の誘致について、障害者支援について、さくら湯についてをお伺いをしていきたいと思います。

まず、質疑２点、議案第３号　平成24年度山鹿市一般会計補正予算（第７号）、24ページ、(目)障害者福祉費、二つ目には、議案第23号　平成25年度山鹿市一般会計予算、79ページ、(目)障害者福祉費であります。２点関連性がありますので、一括してお尋ねをしていきたいと思います。

まず、平成25年度山鹿市一般会計予算においては、(款)民生費、(項)社会福祉費、(目)障害者福祉費の予算額が前年度と比べますと、３億1000万円増額になっていると。ほとんど内容を見ますと、介護・訓練等給付費であります。介護・訓練等給付につきましては、平成24年12月に２億5000万円の補正がかけられております。

さらにまた、今回、先ほどお話しました補正予算で、4500万円の補正を提案されていると。平成25年度の予算案の増加、それから補正の追加等について、経過・内容についてお尋ねをしたいと思います。

また、主な内容であります介護・訓練等給付費の事業内容等についても、あわせてご説明をお願いします。

○議長（藤原　弘君）

有働市民福祉部長。

［市民福祉部長　有働　博君　登壇］

○市民福祉部長（有働　博君）

永田議員のご質疑にお答えをいたします。

障害者福祉費の介護・訓練等給付費の補正につきましては、平成24年４月の児童福祉法の改正に伴い、18歳以上の障害児施設入所者及び18歳未満の重症心身障害児通園者に対する給付事務が、県から市町村へ移行されたため、これまで県で実施しておりました給付費の支払いについて、市が直接、事業者へ支払うこととなりました。費用負担の割合は、国２分の１、県４分の１、市４分の１となります。

平成24年12月の補正につきましては、平成24年４月から９月利用分までの実績によりまして、年間の給付費を見込んで補正したところでございます。しかしながら、その後、10月以降の利用実績が増加したため、年度内の支払いに予算不足を生じないように、今回、同一年度内でございますが、２回の補正をお願いすることとなり

ました。

また、平成25年度予算につきましては、ただいま申し上げました介護・訓練等給付費の増加分に加えまして、本年４月の障害者自立支援法の改正に伴い、障害者の範囲が広がり、身体障害者手帳の取得はできないが一定の障害にある方々が、障害福祉サービスを利用できるようになることになり、その増加分と合わせまして３億1048万2000円の増となったものでございます。

次に、介護・訓練等給付費の事業内容につきまして申し上げます。まず、介護給付事業は、障害を持つ人が可能な限り自立して、地域の中で生活できるよう支援する事業といたしまして、居宅介護のホームヘルプ、重度訪問介護、行動援護、重度障害者等包括支援、短期入所（ショートステイ）、療養介護、生活介護、障害者支援施設での夜間ケア等の施設入所支援、共同生活介護のケアホームがございます。

また、訓練等給付事業では、障害を持つ人が可能な限り自立して、地域の中で生活するため、一定期間に提供される訓練的な支援としまして、自立訓練となる機能訓練や生活訓練、就労移行支援、就労継続支援のＡ型及びＢ型、共同生活援助のグループホームがございます。

以上、ご答弁申し上げます。

○14番（永田　紘二君）

議長。

○議長（藤原　弘君）

永田君。

［14番　永田　紘二君　登壇］

○14番（永田　紘二君）

質疑の内容については、今、ご報告いただきました。２点目の障害者支援についての中で関連性がありましたので、あえてお尋ねをしておきました。

続きまして、一般質問の１点目、特別支援学校の誘致についてお尋ねをいたします。

特別支援学校の誘致については、平成21年、熊本県が特別支援学校育成整備推進協議会を設置をし、支援学校が設置されていない地区、このときは上益城、芦北、鹿本地区だったと思いますが、設置されてない地区に増設をしていきたいという趣旨を熊日で発表されました。これまで再三、平成21年、この後でも３月議会、６月議会、12月議会、平成22年に９月議会、平成23年にも12月、平成24年には９月、これには関連質問等も含めて市長からの答弁もあっております。特別支援学校の早期誘致を大変みんなが望んでいるということでありました。今回、市長マニュフェストという表現でいいのかわかりませんが、出馬に際しまして、私は山鹿市の現状と

将来を見据えて、今後４年間で次のことを重点的に取り組みますと。その中に、「県立の特別支援学校を積極的に誘致をします。」とあります。ここで市長にお尋ねをします。特別支援学校の積極的な誘致に向けた市長の考え方、戦略等についてお尋ねをします。

○議長（藤原　弘君）

中嶋市長。

［市長　中嶋　憲正君　登壇］

○市長（中嶋　憲正君）

ただいまの永田議員の特別支援学校誘致についてのご質問にお答えいたします。

これまで、鹿本地域での特別支援学校の誘致は、高等部も含めまして長年の保護者や教職員、地域の皆様の大きな願いでございます。現在、子どもたち、一人一人の教育的ニーズを考えますと、小学部、中学部だけでなく、高等部の設置もとても重要になってまいります。

さて、本年度、山鹿市外の知的障害の特別支援学校に在籍している児童生徒は、47人でございます。また、山鹿市内の小中学校に在籍する知的障害の特別支援学級の児童生徒が57人おります。そのような状況の中、子どもたち自身が一人一人の特性に応じた支援や指導を受け、生き生きとして学び、自立していくことができる教育環境を構築していくことが喫緊の課題でございます。

先般の12月定例議会におきまして、山鹿市議会から熊本県立特別支援学校整備計画の確実な実行を求める意見書が、熊本県知事と県教育長あてに提出されました。県教育委員会では、平成21年に熊本県立特別支援学校教育整備推進協議会を設立され、その結果を受けて、これまでになかった上益城、芦北地域に特別支援学校が設置され、地域からも周辺学校からも歓迎されている状況であります。山鹿市も同様に、身近な地域で学ぶ環境を整えたいとの考えでございます。

また、「山鹿地域に小・中・高まとめた学校を望んでいるが、学校再編との兼ね合いがあり現段階では難しく、平成26年度中までに方向性出す予定。小学校と高等学校を分けてでも検討したい。」との、熱い説明をいただいているところでございます。私自身も山鹿地域への特別支援学校の誘致は、長年の願いでございます。ここ数年、誘致に向けて学校再編との兼ね合いから、閉校となる学校を提案してまいりましたが、文部科学省の特別支援学校施設整備方針や特別支援学校での教育のねらいから、適切な場所の候補としての条件を満たさないとのことでございました。繰り返しになりますが、県も平成26年度中までに方向性を出されるとのことでございますので、多くの子どもたちや保護者や先生方、地域の皆様の願いをしっかりと受けとめ、県教育委員会と密接な情報交換、連携を図り、誘致実現に向けて力強く

働きかけていく所存でございます。

ただいまお話ございましたように、前々回の議会だったと思いますけども、教育長への質問の後に、市長として、どう対応するかというお話をいただきました。私も積極的に取り組んでいくというお話を申し上げたところでございます。その議会の終わった後、早速、私は、県知事、教育長ともに直接お会いしまして、この熱い思い、また、皆さん方の思い、そういった思いをしっかりと、じかに伝えたところでございます。

さらにまた、議会のほうでも、ああいった意見書をしっかりと全員で一致した意見書を出していただきまして、大変ありがたく、心強く思ったところでございます。そういった思いを受けて、今後、教育委員会、先ほども申し上げましたけれども、県としっかりと連携・共同、これが大事であると。そして、山鹿市として何をどうすべきかと。山鹿市での取り組む役割、そういったものをはっきりと、連携・情報交換の中でやりながら、お互いがやるべきことをしっかりと取り組みながら、この実現に向けて頑張ってまいりたいと、そういった思いでございます。

以上です。

○議長（藤原　弘君）

ここで、しばらく休憩いたします。

午前10時52分　休憩

―――――――――――――――――――― ○ ――――――――――――――――――――

午前11時08分　開議

○議長（藤原　弘君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

永田君。

［14番　永田　紘二君　登壇］

○14番（永田　紘二君）

特別支援学校の誘致につきましては、今、市長、思い、気持ちをしっかとお話をされました。しっかと受けとめさせていただきました。しかし、少しだけですね、先ほどの答弁の中身をですね、触れさせていただきたいと思います。

まず、支援学校に在籍している児童は47名、支援学級に在籍している児童生徒は57名と、現状については、今、お話がありました。必要性についても、十二分にご理解をされているようでありました。「山鹿地域への特別支援学校の誘致は、長年の願いである」ともおっしゃいました。ただ、県が平成26年度中までに方向性を出す予定、方向性を出すまでにどういう戦略、具体的にやるのか全然わかりません。

学校再編との兼ね合いで閉校となる学校を提案してきたと、学校再編が進まない

場合は、提案箇所をどうやって提案していくのか。平成21年度熊本県特別支援学校の教育整備推進協議会が設立で、先ほどお話されました学校がなかった上益城なり、芦北なり、上益城と芦北ができて、何でこの４年間の間に山鹿にその話が来なかったのか。今までの平成17年合併してから、この問題については、再三、議員からのご提案もあったし、要望がありましたし、平成20年12月議会では、先ほど述べられましたとおりに、平成23年５月策定の県特別支援学校整備計画に対して、早期誘致の意見書を議会としても提案をされております。今回、あえて市長は、マニュフェストにまで載せて、「特別支援学校を積極的に誘致をします。」と示されました。もう少し具体的な答弁を、私は期待をいたしました。４月１日まで教育長は不在であります。それから、もう一つ、寺崎教育部次長さんもご退職であります。新しい体制ができると思います。今までの議員もそれぞれ教育委員会に提案した議事録等をしっかりと見定めて、市長のほうから、ぜひ早期実現のための戦略等をやるように、ご指導いただきますようにお願いをしたいと思います。この件につきましては、６月議会に再度、内容等の質問をさせていただきたいと思います。

続きまして、一般質問の２点目、障害者支援についてお伺いをします。

まず、平成25年３月６日です。新聞朝刊に、平成25年度山鹿市一般会計予算に関する記事の中で、国民健康保険事業特別会計への繰出金と障害者福祉費の増大で民生費93億円、35％ふえたと掲載されています。先ほど質疑をしましたけれども、民生費、平成25年計画93億2000万円、平成24年度計画89億9000万円、増加３億2000万円、3.5～3.6％の伸びしかありません。障害者福祉費、その中でも障害者福祉費という限定が出てます。平成24年、13億7000万円、平成25年、16億8000万円、３億1000万円の伸びです。22.6％しかありません。そのウエートを占めます介護訓練給付費、平成25年、13億5000万円、平成24年、10億6000万円、２億9200万円の伸びです。それでも27％しかなりません。これを、あえて35％と掲載されました。内容が全くわからなかったので、ここでお尋ねをしておきたいと思います。

また、障害者支援について、特別支援学校や普通学校を卒業した障害のある子どもたちの受け皿として、今まで授産施設って表現もありましたけれども、最近はＡ型とかＢ型という話になってますけども、市内にどのような事業所があって、どれくらいの人が利用をされてて、事業内容はどういうものであるかというのを、お尋ねをしたいと思います。

○議長（藤原　弘君）

有働市民福祉部長。

［市民福祉部長　有働　博君　登壇］

○市民福祉部長（有働　博君）

国民健康保険事業特別会計への繰出金と障害者福祉費の増大で、民生費が35％ふえたという新聞記事の件につきまして、お答えをいたします。

これは、民生費が35％ふえたということではなく、一般会計予算全体に占める民生費の割合が、平成24年度34.7％から平成25年度35.5％にふえたものでございます。正しくは、3.6％の３億2531万8000円の増でございます。

次に、特別支援学校や普通学校を卒業した障害がある子どもたちの受け皿につきましては、一般企業等へ障害者雇用で就労する子どもさんもいらっしゃいます。障害福祉サービスを受ける場合には、本市には平成25年２月現在で、次の事業所がございます。

まず、昼間の活動の場としては、就労移行支援事業、就労継続支援事業Ａ型及びＢ型、生活介護事業などがございます。就労移行支援事業は、就労に必要な知識や能力の向上のための訓練等を一定期間行う事業で、市内の事業所が２事業所ございまして、利用者は10名です。就労継続支援事業Ａ型は、一般企業等での雇用が困難な方に、働く場の提供と就労に必要な知識や能力向上のための訓練を行う事業で、障害者と雇用関係を結び、最低賃金を保障し、社会保険の加入も義務づけられています。この事業所が、６事業所の利用者は41名でございます。就労継続支援事業Ｂ型は、雇用契約を結ばず、利用者が比較的自由に働ける非雇用型で、３事業所の利用者34名です。生活介護事業は、常時介護を要する方につきまして、入浴、排せつ及び食事等の介護や創作的活動等のサービスを提供する事業で、４事業所の利用者118名でございます。

次に、住まいの場としましては、グループホーム、ケアホーム、施設入所支援などがございます。グループホームは、地域で共同生活を営むことに支障がない方に対しまして、夜間に共同生活を営む住居において、相談、その他の日常生活上の援助を行う事業で、３事業所の利用者14名です。ケアホームは、介護を必要とする知的・精神障害者の方に共同生活の場を提供し、食事、入浴、排せつ等の介護や、日常生活上の世話を行う事業で、３事業所の利用者８名でございます。施設入所支援は、在宅生活が困難となった方を受け入れ、住まいの提供と日常生活に必要な介助を行う事業で、２事業所の利用者47名でございます。

以上、ご答弁申し上げます。

○14番（永田　紘二君）

議長。

○議長（藤原　弘君）

永田君。

［14番　永田　紘二君　登壇］

○14番（永田　紘二君）

せっかく対面式になりましたので、一つずつ区切ってですね、何回か登壇が多くなると思いますけれども、ご説明をお願いをしたいと思います。

先ほどのですね、新聞の報告の問題について、ここで私が質問しなければ全部そのまんまで動いてるだろうと、説明責任っていうのは行政にあったんじゃないかという気がしますし、関係者の皆さん方が非常に35％も伸びたと、我々福祉に対して、「えらい思いきった予算を組んでくれたな」という思いをされてる人たちが、たくさんおられるはずです。そこら辺も頭においていただきたいと思います。

２回目の質問をいたします。先ほどの障害者施設がありますけども、じゃあ、これに障害者に対して、福祉サービスを山鹿市の費用負担、またはどれくらい費用使ってるのか、そして、どういう支援をしているのかについて教えていただきたいと思います。

○議長（藤原　弘君）

有働市民福祉部長。

［市民福祉部長　有働　博君　登壇］

○市民福祉部長（有働　博君）

２回目のご質問にお答えをいたします。

平成25年度予算に計上しております事業費につきましては、就労移行支援事業1877万円、就労継続支援事業Ａ型8476万円、Ｂ型9839万円、生活介護事業５億5235万円、グループホーム3959万円、ケアホーム3876万円、施設入所支援２億1008万円を見込んでおります。

なお、これらの障害福祉サービスの給付費につきましては、国が２分の１、県が４分の１、市が４分の１の負担となっております。

次に、就労支援につきましては、障害者相談支援事業としまして、市内の３事業所や、菊池・鹿本圏域の障害者就業・生活支援センターの相談員によります相談窓口を開設し、就労に関する相談や家族の介護等の相談支援を行っております。また、障害者自立支援協議会の就労支援部会の中で、特別支援学校や市内小中学校、就労支援事業所などの関係機関によります就労支援ネットワークづくりや、ハローワーク等の協力を得まして、一般就労事業所への障害者雇用推進に向けた学習会の開催等を実施しております。

個別の相談支援事業としましては、平成24年度から障害福祉サービス利用者を対象に、相談支援専門員によります障害福祉サービス利用計画を作成し、状況に応じた就労を支援しているところでございます。

以上、ご答弁申し上げます。

○14番（永田　紘二君）

議長。

○議長（藤原　弘君）

永田君。

［14番　永田　紘二君　登壇］

○14番（永田　紘二君）

３回目の質問をさせていただきます。

今、障害者福祉についてはお話がありましたけれども、障害を持ってる子どもさんたちを養護している人たち、お父さんとか、お母さんとか、家族がいる間はいいけど、もし、そういう人たちが亡くなって、自立をしていかざるを得んという場合になったときに、受け皿となるような事業所というのはどういうのがあるのか、教えていただきたいと思います。

○議長（藤原　弘君）

有働市民福祉部長。

［市民福祉部長　有働　博君　登壇］

○市民福祉部長（有働　博君）

３回目のご質問にお答えをいたします。

養護している方々がいらっしゃらなくなった後の受け皿となる事業所につきましては、先ほどお答えしました住まいの場としてのグループホーム、ケアホーム、施設入所支援等がございます。障害の状況に応じて住まいを提供し、日常生活上の援助や相談、食事、入浴、排せつ等の介護などを行う事業所がございます。また、住みなれた在宅での生活が継続できるように、重度障害者の方への訪問介護や包括的な在宅介護サービスなど、障害の状況に応じた支援がございます。

障害をお持ちの方の支援体制につきましては、養護する方へ早い時期から障害福祉サービスの理解や情報提供に努めますとともに、住みなれた地域での見守り支援も重要であり、障害をお持ちの方を地域で支え合う体制づくりについて、市民の皆様への啓発を進めているところでございます。

以上、ご答弁を申し上げます。

○14番（永田　紘二君）

議長。

○議長（藤原　弘君）

永田君。

［14番　永田　紘二君　登壇］

○14番（永田　紘二君）

もう１回だけ、お願いをします。

今、養護をされる方々がいない子どもたちじゃなくて、障害者を持った人たちのフォローについてお話がありましたけれども、今の現状でそれが足りてるのかなという疑問。それからもう一つは、僕は地元ですけども、日の出団地に県営の住宅がありました。あれは更地になりました。「どこが買ったのかな」と聞きましたら、「もくせい学園が買った」と。何をするのか。結局、知的障害者のグループホームをつくりたいと。そういう法人みずからがですね、そういうことを仕掛けてやっていこうというときに、そういう対応、対策について、まず、不足したり、今後やっていかないかんとか、そういう問題が発生しかねると思いますが、その辺の考え方についてお尋ねをしておきたいと思います。

○議長（藤原　弘君）

有働市民福祉部長。

［市民福祉部長　有働　博君　登壇］

○市民福祉部長（有働　博君）

４回目のご質問にお答えをいたします。

受け皿となります事業所が不足する場合の本市の対応につきましては、法に基づきますところの県及び本市の障害者福祉計画に基づき、昼間の活動の場として居宅サービスや就労支援など、また、住まいの場としての施設サービスなどにつきまして、障害福祉サービス量の十分な調整を行いまして、不足するサービスにつきましては、障害をお持ちの方のニーズを踏まえ、事業所や関係機関と協力して整備を進めていきたいというふうに考えております。

以上、ご答弁申し上げます。

○14番（永田　紘二君）

議長。

○議長（藤原　弘君）

永田君。

［14番　永田　紘二君　登壇］

○14番（永田　紘二君）

いろいろとお尋ねをしましたけれども、結局、介護保険の場合は、介護保険料を受益者から負担を取ります。障害者福祉についてはそれがなくて、国、県、そして、市の持ち出しでフォローをしてると。中身が非常に見にくい、もう少し勉強してですね、お尋ねをしていきたいと思います。ありがとうございました。

続きまして、一般質問の３点目、さくら湯についてお尋ねをしていきたいと思い

ます。これ、私は、今度は所管委員会になりますので、所管委員会でも十二分にお尋ねしたいと思いますけども、基本的な流れだけ、ちょっとお尋ねをしておきたいと思います。

さくら湯がオープンしました。たくさんのお客さんが来られました。たくさんの苦情も聞きました。「非常によかね」って言うような人たちもおられます。現在ですね、オープンから当初の見込み入湯者数等の比較はどうなのか。それから、それぞれご意見が来てると思います。議員さん方にもかなり来てると思います。その行政として、その意見、要望等をどのようにとらえているか、それをまず教えていただきます。

○議長（藤原　弘君）

三森商工観光部長。

［商工観光部長　三森　兄臣君　登壇］

○商工観光部長（三森　兄臣君）

一般質問、さくら湯についての１点目、入湯者の状況についてお答えいたします。

昨年11月23日のオープン以来、市内はもとより、市外・県外からも多くのお客様にお越しいただいております。オープンから先月の２月28日までの総入湯者数は、６万3521人。１日平均約670人のお客様にお越しいただいております。当初見込み数としましては、年間約20万人、１日平均約570人としておりましたので、比較しますと、１日約100人、率にしますと約17％上回っております。

次に、２点目のお客様からの意見、要望についてお答えいたします。

さくら湯を利用されたお客様からは、施設の利便性やサービスに対するご意見やご要望が寄せられております。主なものを申し上げますと、「脱衣所が狭い」、「スロープがない」、「温泉がぬるい」、「湯量が少ない」、「駐車場がわかりづらい」などがございました。一方、泉質のよさに対し、「お湯がやわらかく非常に気持ちよかった」などのご感想や、「木造建築のぬくもりや懐かしさなど、建物の雰囲気について歴史や潤いを感じさせる」など高評価をいただいております。

以上、ご答弁申し上げます。

14番（永田　紘二君）

議長。

○議長（藤原　弘君）

永田君。

［14番　永田　紘二君　登壇］

○14番（永田　紘二君）

今、たくさんの皆さん方からの意見書、要望等についての整理をご報告いただき

ました。その要望に対して、今後どういう対応、対策をしていくのかというのを一つお尋ねしたい。

もう一つは、温泉プラザからさくら湯に行くとき、雨天時ですね、雨の降るときに非常に不便だと。「雨天通路等のでけんとかな」というお尋ね等もありました。そこら辺もひっくるめて、ちょっとお尋ねをしたいと思います。

○議長（藤原　弘君）

三森商工観光部長。

［商工観光部長　三森　兄臣君　登壇］

○商工観光部長（三森　兄臣君）

まず、ご意見、要望に対する対応としまして、脱衣所及びスロープ等の施設面につきましては、今回の施設建設の基本方針としまして、再生の目標年代を外観は昭和48年の再開発事業により解体される前を、内観は昭和33年の改修以前の明治以来の雰囲気ある時代と定め、さくら湯の歴史・文化を大事に、できる限り往時の姿のさくら湯を再生するということとしておりましたので、そのことをしっかりと説明し、ご理解をいただくよう努めております。

また、温泉の温度や湯量につきましては、山鹿温泉の特徴として、温度は若干ぬるめではございますが、ゆっくり入っていただくと体のしんまで温まり、リラックス効果があるなどの説明を行っております。また、湯量につきましても、決して少なくはございませんが、今回の再生は、以前の浴槽の底から自噴していたというイメージで、浴槽内から温泉をわき出たせておりますので、表面のお湯の動きがあまり感じられないものと思われます。

現在、さくら湯再生事業の趣旨やコンセプト、さくら湯の温泉の特徴などを、わかりやすくまとめた説明パネル等を作成中でございまして、現場での対応を含め、よりお客様にご理解いただくよう努めてまいります。

駐車場案内につきましては、さくら湯及び温泉プラザ周辺に駐車場への誘導案内看板や、温泉プラザ山鹿の施設内にも駐車場からさくら湯までの案内板を設置しておりますが、さらにお客様が迷われることがないよう、わかりやすい案内表示に努めてまいります。今後もお客様からのご意見、要望につきましては、真摯に受けとめ、改善可能な点につきましては随時対応して、サービスの向上に引き続き努めてまいりたいと思います。

次に、温泉プラザからさくら湯への雨天通路を設置できないかということでございますが、温泉プラザ山鹿とさくら湯の間のスペースは、さくら湯再生基本構想に基づいて、灯籠まつりや温泉祭などの会場や各種イベント等の開催での利用など、広場に求められる機能に対応できるよう、多目的な活用を目的として整備を行った

ものでございます。

また、さくら湯建設のための準防火地域指定解除に伴いまして、当該広場の北側、芝生の部分でございますが、この地中には防火水槽２基を設置しており、緊急車両の進入や通行スペースの確保が必要であるという面からも、雨天用通路の設置は難しいものと考えております。

以上、ご答弁申し上げます。

○14番（永田　紘二君）

議長。

○議長（藤原　弘君）

永田君。

［14番　永田　紘二君　登壇］

○14番（永田　紘二君）

さくら湯について３回目の質問をいたします。

今の要望、意見の中の集約の中には、駐車場の話は全く触れておられません。しかし、私たちに入ってくるのは、「山鹿まちには駐車場がねえ」、「さくら湯も周辺に駐車場がない」、「プラザファイブまで行っておりていかないかん」。それから、先ほど時間の話がありましたけども、午後10時か午後11時ごろなりますと、プラザファイブのシャッターがおります。外を回って駐車場まで行かないかんというような状態の中で、仮に多目的広場、温泉プラザとさくら湯の間に、もう少し駐車スペースがとれないもんか。それから、前からよく話が出てますけど、景観上、いろいろお話ありますけれども、湯の端公園を一時的でも駐車ができるようなロータリー等の利用ができないもんか、そこら辺のご検討はされてるのか、お尋ねをします。

○議長（藤原　弘君）

三森商工観光部長。

［商工観光部長　三森　兄臣君　登壇］

○商工観光部長（三森　兄臣君）

３回目のご質問にお答えいたします。

多目的広場の駐車場としての利用につきましては、当該広場の整備の趣旨・目的や防火対策の面から、常時駐車場としての利用は難しいと考えております。

なお、多目的広場の一部、アスファルト部分でございますが、これにつきましては、オープン当初よりマイクロバスの駐停車スペースとして活用しており、また、障害者車両の駐車スペースはここに設置をしております。

次に、当初、中・大型バスの駐停車スペースとしておりました旧南側駐車場は、現在、乗用車９台分の駐車スペースとして活用をしております。

以上、答弁といたします。

○議長（藤原　弘君）

緒方建設部長。

［建設部長　緒方　淳一君　登壇］

○建設部長（緒方　淳一君）

湯の端公園を駐車場として利用できないかについてお答えします。

湯の端公園は、ワークショップ方式により観光・商業の拠点施設として企画立案された施設で、平成９年３月に都市公園として設置したものでございます。歴みち事業やまちなみ整備事業などにより、豊前街道を軸として八千代座やさくら湯、惣門など各施設を結び、歴史を生かしたまちづくりを行ってまいりました。中心市街地にとりまして、それらの中心に位置する湯の端公園は、いろんなイベントなどで交流や展示場の場所として利用され、人々の憩いの場となるほか、都市景観の向上、都市環境の改善など多様な機能を有し、本市の観光市街地形成の核の一つとして考えるところでございます。

駐車場の利用につきましては、温泉プラザ山鹿やスポーツプラザ跡駐車場などにとめていただき、温泉プラザ山鹿を初め、隣接商店街等との相乗効果や豊前街道などを歩いていただくことにより回遊性を高めることが、さくら湯だけでなく、まちのにぎわいにつながると思われますので、湯の端公園は現況のまま活用していきたいと考えております。

以上、答弁といたします。

○14番（永田　紘二君）

議長。

○議長（藤原　弘君）

永田君。

［14番　永田　紘二君　登壇］

○14番（永田　紘二君）

さくら湯の開湯に当たりまして、市民の皆さんなり、よそから来た皆さん方が何を望んでおられるのか、私は駐車場等もしっかり踏まえないかんのかなと。固定観念、当初つくったから、今何をせないかんかということを再確認をしながら、変更できるものは変更していいんじゃないかということ。それともう一つ、説明パネルの話がありましたけども、これはもう入った当初からそういう話があってて、もう３カ月も４カ月にもなるのにまだできてないのか、その辺の提言をしておきたいと

思います。

それから、つくるまでは都市計画のワークショップをした、都市公園もワークショップをした、さくら湯も一生懸命、協議会で審議をしたと。でき上がって、今からするに対しての戦略、方向づけ、ワークショップ、協議会、そういうものを立ち上げながら、市民を巻き込んだところの宣伝隊が必要じゃないかなと思います。特に「ああ、さくら湯はいかんもんな、ごみのたまって。」って言わす。「な、あたは行ってきたかいた」、「何の、人が言いよったったい。」って、これが現実です。行かん人が行った人から話を聞いて、それをばらまいている。極端に言うならば、市の職員さん方がこれだけ、何名、さくら湯に行かれたか知りませんが、１回調べてみてください。そして、やっぱりみずからがつくったさくら湯であり、山鹿市のためのさくら湯であります。みんなでいいとこを探して、さくら湯が100年しっかと、保っていかれるように期待をしながら、一般質問を終わります。

○議長（藤原　弘君）

以上で、永田君の質疑・一般質問は終了いたしました。

これをもちまして、通告による質疑・一般質問は全部終了いたしました。

これにて、質疑・一般質問を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております、議案第50号　副市長の選任についてから議案第57号　人権擁護委員の推薦についてまでの８案件は、会議規則第37条第３項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（藤原　弘君）

ご異議なしと認めます。

よって、議案第 50 号から議案第 57 号までの８案件は、委員会付託を省略することに決しました。

―――――――――――――――― ○ ――――――――――――――――

日程第２　委員会付託

○議長（藤原　弘君）

日程第２　委員会付託を行います。

ただいま議題となっております、議案第 50 号から議案第 57 号までを除く全案件を、お手元に配付いたしております付託表のとおり、それぞれの常任委員会に付託いたします。

―――――――――――――――― ○ ――――――――――――――――

散　会

○議長（藤原　弘君）

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

本日は、これにて散会いたします。

午前11時43分　散会

～～～

３月２１日（木曜日）

平成25年（第２回）山鹿市議会３月定例会会議録

議　事　日　程（第４号）

平成25年３月21日（木曜日）午前10時開議

第１　議案第３号　平成24年度山鹿市一般会計補正予算(第７号)
議案第４号　平成24年度山鹿市国民健康保険事業特別会計補正予算(第３号)
議案第５号　平成24年度山鹿市後期高齢者医療特別会計補正予算(第１号)
議案第６号　平成24年度山鹿市介護保険事業特別会計補正予算(第３号)
議案第７号　平成24年度山鹿市簡易水道事業特別会計補正予算(第３号)
議案第８号　山鹿市老人集会場条例の一部を改正する条例
議案第９号　山鹿市障害程度区分認定審査会の委員の定数等を定める条例及び山鹿市重度心身障害者医療費助成に関する条例の一部を改正する条例
議案第10号　山鹿市介護保険法に基づく事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例
議案第11号　山鹿市在宅高齢者福祉対策事業費用徴収条例の一部を改正する条例
議案第12号　山鹿市新型インフルエンザ等対策本部条例
議案第13号　山鹿市農業集落多目的集会施設条例を廃止する条例
議案第14号　山鹿市さくら湯再生基金条例を廃止する条例
議案第15号　山鹿市道路の構造等に関する基準を定める条例
議案第16号　山鹿市準用河川管理施設等の構造の基準を定める条例
議案第17号　山鹿市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例
議案第18号　山鹿市都市公園条例の一部を改正する条例
議案第19号　山鹿市営住宅管理条例の一部を改正する条例
議案第20号　山鹿市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例
議案第21号　山鹿市下水道条例の一部を改正する条例
議案第22号　山鹿市水道の布設工事監督者の配置及び資格の基準等を定める条例
議案第23号　平成25年度山鹿市一般会計予算
議案第24号　平成25年度山鹿市国民健康保険事業特別会計予算
議案第25号　平成25年度山鹿市後期高齢者医療特別会計予算
議案第26号　平成25年度山鹿市農業集落排水事業特別会計予算
議案第27号　平成25年度山鹿市介護保険事業特別会計予算
議案第28号　平成25年度山鹿市簡易水道事業特別会計予算
議案第29号　平成25年度六郷財産区特別会計予算

議案第30号　平成25年度城北財産区特別会計予算
議案第31号　平成25年度稲田財産区特別会計予算
議案第32号　平成25年度稲田六郷財産区特別会計予算
議案第33号　平成25年度山鹿市水道事業会計予算
議案第34号　平成25年度山鹿市病院事業会計予算
議案第35号　平成25年度山鹿市下水道事業会計予算
議案第36号　財産の譲渡について
議案第37号　財産の譲渡について
議案第38号　財産の譲渡について
議案第39号　財産の譲渡について
議案第40号　財産の譲渡について
議案第41号　財産の譲渡について
議案第42号　財産の譲渡について
議案第43号　財産の譲渡について
議案第44号　財産の譲渡について
議案第45号　財産の譲渡について
議案第46号　財産の譲渡について
議案第47号　財産の譲渡について
議案第48号　財産の譲渡について
議案第49号　市道路線の認定について
議案第50号　副市長の選任について
議案第51号　教育委員会委員の任命について
議案第52号　教育委員会委員の任命について
議案第53号　公平委員会委員の選任について
議案第54号　監査委員の選任について
議案第55号　人権擁護委員の推薦について
議案第56号　人権擁護委員の推薦について
議案第57号　人権擁護委員の推薦について

（委員長報告）
討　　論
採　　決

第２　選挙管理委員及び同補充員の選挙
第３　所管事務調査の委員会付託

○

本日の会議に付した事件

第１　議案第３号　平成24年度山鹿市一般会計補正予算(第７号)

議案第４号　平成24年度山鹿市国民健康保険事業特別会計補正予算(第３号)

議案第５号　平成24年度山鹿市後期高齢者医療特別会計補正予算(第１号)

議案第６号　平成24年度山鹿市介護保険事業特別会計補正予算(第３号)

議案第７号　平成24年度山鹿市簡易水道事業特別会計補正予算(第３号)

議案第８号　山鹿市老人集会場条例の一部を改正する条例

議案第９号　山鹿市障害程度区分認定審査会の委員の定数等を定める条例及び山鹿市重度心身障害者医療費助成に関する条例の一部を改正する条例

議案第10号　山鹿市介護保険法に基づく事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例

議案第11号　山鹿市在宅高齢者福祉対策事業費用徴収条例の一部を改正する条例

議案第12号　山鹿市新型インフルエンザ等対策本部条例

議案第13号　山鹿市農業集落多目的集会施設条例を廃止する条例

議案第14号　山鹿市さくら湯再生基金条例を廃止する条例

議案第15号　山鹿市道路の構造等に関する基準を定める条例

議案第16号　山鹿市準用河川管理施設等の構造の基準を定める条例

議案第17号　山鹿市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例

議案第18号　山鹿市都市公園条例の一部を改正する条例

議案第19号　山鹿市営住宅管理条例の一部を改正する条例

議案第20号　山鹿市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例

議案第21号　山鹿市下水道条例の一部を改正する条例

議案第22号　山鹿市水道の布設工事監督者の配置及び資格の基準等を定める条例

議案第23号　平成25年度山鹿市一般会計予算

議案第24号　平成25年度山鹿市国民健康保険事業特別会計予算

議案第25号　平成25年度山鹿市後期高齢者医療特別会計予算

議案第26号　平成25年度山鹿市農業集落排水事業特別会計予算

議案第27号　平成25年度山鹿市介護保険事業特別会計予算

議案第28号　平成25年度山鹿市簡易水道事業特別会計予算

議案第29号　平成25年度六郷財産区特別会計予算

議案第30号　平成25年度城北財産区特別会計予算

議案第31号　平成25年度稲田財産区特別会計予算

議案第32号　平成25年度稲田六郷財産区特別会計予算

議案第33号　平成25年度山鹿市水道事業会計予算

議案第34号　平成25年度山鹿市病院事業会計予算

議案第35号　平成25年度山鹿市下水道事業会計予算
議案第36号　財産の譲渡について
議案第37号　財産の譲渡について
議案第38号　財産の譲渡について
議案第39号　財産の譲渡について
議案第40号　財産の譲渡について
議案第41号　財産の譲渡について
議案第42号　財産の譲渡について
議案第43号　財産の譲渡について
議案第44号　財産の譲渡について
議案第45号　財産の譲渡について
議案第46号　財産の譲渡について
議案第47号　財産の譲渡について
議案第48号　財産の譲渡について
議案第49号　市道路線の認定について
議案第50号　副市長の選任について
議案第51号　教育委員会委員の任命について
議案第52号　教育委員会委員の任命について
議案第53号　公平委員会委員の選任について
議案第54号　監査委員の選任について
議案第55号　人権擁護委員の推薦について
議案第56号　人権擁護委員の推薦について
議案第57号　人権擁護委員の推薦について

（委員長報告）
討　　論
採　　決

第２　選挙管理委員及び同補充員の選挙
第３　所管事務調査の委員会付託

日程追加

第４　議案第58号　山鹿市職員退職手当支給条例等の一部を改正する条例
議案第59号　平成24年度山鹿市一般会計補正予算（第８号）

○

出席議員（20名）

１番　服部香代君
２番　冨田弘海君
３番　永田　健君

４番	稲葉　昇	君
５番	冨丸洋一郎	君
６番	藤本峰秀	君
７番	北原昭三	君
８番	芹川正美	君
９番	藤原　豊	君
10番	平井邦廣	君
11番	吉本政幸	君
12番	池田誠一	君
13番	堀　茂幸	君
14番	永田紘二	君
15番	横手啓介	君
16番	藤原　弘	君
17番	太田黒鐵郎	君
18番	丸山寛治	君
19番	寺崎勇児	君
20番	丸山康昭	君

○

説明のため出席した者

市長	中嶋憲正	君
副市長	池田永実	君
総務部長	本多隆文	君
市民福祉部長	有働　博	君
農林部長	池田廣二	君
商工観光部長	三森兄臣	君
建設部長	緒方淳一	君
環境部長	幸村英星	君
市民医療センター事務部長	荒木　隆	君
首席審議員兼会計管理者	米加田純正	君
総務部次長兼秘書課長	戸次由夫	君
市民福祉部次長兼介護保険課長	川崎美明	君
建設部次長	長迫三紀夫	君
水道局長	宮本　稔	君
職員課長	阿蘇品貴司	君
子育て支援課審議員	古江律代	君
農林企画課長	吉里明弘	君

農林振興課長	金光一誠君
商工課長	大森健司君
観光課長	早田順二君
市民医療センター事務部経理課長	永田臣司君
監査事務局長兼選管事務局長	緒方　栄君
教育総務課長	白田俊輔君
社会教育課長	森　宏一君

○

事務局職員出席者

議会事務局長	奥村正文君
局長補佐兼議会総務係長	渡邊義明君
議事係長	小山　天君
書記	森　英州君

○

午前10時00分　開議

○

○議長（藤原　弘君）

これより本日の会議を開きます。

○

日程第１　議案第３号～議案第57号

○議長（藤原　弘君）

日程第１、各常任委員会に付託してありました議案及び議案第50号から議案第57号の全案件を議題といたします。

○

議案第３号　平成24年度山鹿市一般会計補正予算（第７号）

議案第４号　平成24年度山鹿市国民健康保険事業特別会計補正予算（第３号）

議案第５号　平成24年度山鹿市後期高齢者医療特別会計補正予算（第１号）

議案第６号　平成24年度山鹿市介護保険事業特別会計補正予算（第３号）

議案第７号　平成24年度山鹿市簡易水道事業特別会計補正予算（第３号）

議案第８号　山鹿市老人集会場条例の一部を改正する条例

議案第９号　山鹿市障害程度区分認定審査会の委員の定数等を定める条例及び山鹿市重度心身障害者医療費助成に関する条例の一部を改正する条例

議案第10号　山鹿市介護保険法に基づく事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例

議案第11号　山鹿市在宅高齢者福祉対策事業費用徴収条例の一部を改正する条例

議案第12号　山鹿市新型インフルエンザ等対策本部条例

議案第13号　山鹿市農業集落多目的集会施設条例を廃止する条例

議案第14号　山鹿市さくら湯再生基金条例を廃止する条例

議案第15号　山鹿市道路の構造等に関する基準を定める条例

議案第16号　山鹿市準用河川管理施設等の構造の基準を定める条例

議案第17号　山鹿市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例

議案第18号　山鹿市都市公園条例の一部を改正する条例

議案第19号　山鹿市営住宅管理条例の一部を改正する条例

議案第20号　山鹿市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例

議案第21号　山鹿市下水道条例の一部を改正する条例

議案第22号　山鹿市水道の布設工事監督者の配置及び資格の基準等を定める条例

議案第23号　平成25年度山鹿市一般会計予算

議案第24号　平成25年度山鹿市国民健康保険事業特別会計予算

議案第25号　平成25年度山鹿市後期高齢者医療特別会計予算

議案第26号　平成25年度山鹿市農業集落排水事業特別会計予算
議案第27号　平成25年度山鹿市介護保険事業特別会計予算
議案第28号　平成25年度山鹿市簡易水道事業特別会計予算
議案第29号　平成25年度六郷財産区特別会計予算
議案第30号　平成25年度城北財産区特別会計予算
議案第31号　平成25年度稲田財産区特別会計予算
議案第32号　平成25年度稲田六郷財産区特別会計予算
議案第33号　平成25年度山鹿市水道事業会計予算
議案第34号　平成25年度山鹿市病院事業会計予算
議案第35号　平成25年度山鹿市下水道事業会計予算
議案第36号　財産の譲渡について
議案第37号　財産の譲渡について
議案第38号　財産の譲渡について
議案第39号　財産の譲渡について
議案第40号　財産の譲渡について
議案第41号　財産の譲渡について
議案第42号　財産の譲渡について
議案第43号　財産の譲渡について
議案第44号　財産の譲渡について
議案第45号　財産の譲渡について
議案第46号　財産の譲渡について
議案第47号　財産の譲渡について
議案第48号　財産の譲渡について
議案第49号　市道路線の認定について
議案第50号　副市長の選任について
議案第51号　教育委員会委員の任命について
議案第52号　教育委員会委員の任命について
議案第53号　公平委員会委員の選任について
議案第54号　監査委員の選任について
議案第55号　人権擁護委員の推薦について
議案第56号　人権擁護委員の推薦について
議案第57号　人権擁護委員の推薦について

○

○議長（藤原　弘君）

各常任委員長の報告を求めます。冨丸福祉厚生常任委員長。

［福祉厚生常任委員長　冨丸　洋一郎君　登壇］

○福祉厚生常任委員長（冨丸　洋一郎君）

ただいまより福祉厚生常任委員会の報告をいたします。

本定例会におきまして、当委員会に付託されました案件は、議案17件であります。

去る３月14日、午前10時から本庁３階第１会議室におきまして、委員全員出席、執行部に関係職員の出席を求め、委員会を開催いたしました。開会後、委員及び執行部の自己紹介を行い、その後、慎重に議案審査を行いました。その結果についてご報告いたします。

議案第３号　平成24年度山鹿市一般会計補正予算(第７号)中所管。原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第４号　平成24年度山鹿市国民健康保険事業特別会計補正予算(第３号)。原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第５号　平成24年度山鹿市後期高齢者医療特別会計補正予算(第１号)。原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第６号　平成24年度山鹿市介護保険事業特別会計補正予算(第３号)。原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第８号　山鹿市老人集会場条例の一部を改正する条例。原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第９号　山鹿市障害程度区分認定審査会の委員の定数等を定める条例及び山鹿市重度心身障害者医療費助成に関する条例の一部を改正する条例。原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第10号　山鹿市介護保険法に基づく事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例。原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第11号　山鹿市在宅高齢者福祉対策事業費用徴収条例の一部を改正する条例。原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第12号　山鹿市新型インフルエンザ等対策本部条例。原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第23号　平成25年度山鹿市一般会計予算（中所管）。原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第24号　平成25年度山鹿市国民健康保険事業特別会計予算。原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第25号　平成25年度山鹿市後期高齢者医療特別会計予算。原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第27号　平成25年度山鹿市介護保険事業特別会計予算。原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第34号　平成25年度山鹿市病院事業会計予算。原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第44号　財産の譲渡について。原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第45号　財産の譲渡について。原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第46号　財産の譲渡について。原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、福祉厚生常任委員会の報告を終わります。

○議長（藤原　弘君）

永田建設経済常任委員長。

［建設経済常任委員長　永田　健君　登壇］

○建設経済常任委員長（永田　健君）

建設経済常任委員会の報告をいたします。

本定例会におきまして、当委員会に付託されました案件は、議案23件であります。

去る３月15日、午前10時から本庁３階第１会議室におきまして、委員全員出席、執行部に関係職員の出席を求め、委員会を開催いたしました。

議案審査に先立ち、議案第49号に係る市道認定路線の現地調査を行った後、午前中に建設部、環境部所管議案を、午後から農林部、商工観光部所管議案を慎重に審査いたしました。その結果についてご報告いたします。

議案第３号　平成24年度山鹿市一般会計補正予算(第７号)中所管。原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第７号　平成24年度山鹿市簡易水道事業特別会計補正予算(第３号)。原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第13号　山鹿市農業集落多目的集会施設条例を廃止する条例。原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第14号　山鹿市さくら湯再生基金条例を廃止する条例。原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第15号　山鹿市道路の構造等に関する基準を定める条例。原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第16号　山鹿市準用河川管理施設等の構造の基準を定める条例。原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第17号　山鹿市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例。原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第18号　山鹿市都市公園条例の一部を改正する条例。原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第19号　山鹿市営住宅管理条例の一部を改正する条例。原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第20号　山鹿市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例。原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第21号　山鹿市下水道条例の一部を改正する条例。原案のとおり可決すべきもの

と決しました。

議案第22号　山鹿市水道の布設工事監督者の配置及び資格の基準等を定める条例。原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第23号　平成25年度山鹿市一般会計予算（中所管）。原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第26号　平成25年度山鹿市農業集落排水事業特別会計予算。原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第28号　平成25年度山鹿市簡易水道事業特別会計予算。原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第29号　平成25年度六郷財産区特別会計予算。原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第30号　平成25年度城北財産区特別会計予算。原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第31号　平成25年度稲田財産区特別会計予算。原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第32号　平成25年度稲田六郷財産区特別会計予算。原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第33号　平成25年度山鹿市水道事業会計予算。原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第35号　平成25年度山鹿市下水道事業会計予算。原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第47号　財産の譲渡について。原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第49号　市道路線の認定について。原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、建設経済常任委員会の報告を終わります。

○議長（藤原　弘君）

寺崎総務文教常任委員長。

［総務文教常任委員長　寺崎　勇児君　登壇］

○総務文教常任委員長（寺崎　勇児君）

総務文教常任委員会の報告をいたします。

本定例会におきまして、当委員会に付託されました案件は、議案11件であります。

去る３月18日、午前10時から本庁３階第１会議室におきまして、委員全員出席、執行部に関係職員の出席を求め、委員会を開催いたしました。

まず、議案審査に先立ちまして、現地調査を行いました。調査先は上保多田地区と鹿北小学校建設現場の２カ所とし、最初に本市が進めております過疎集落いきいき事業のモデル３地区のうちの一つに選定されております、川辺小学校区上保多田地区を調査いたしました。現地では上保多田公民館において、地区の役員さんから３年間に及ぶ活動

の報告を受け、地元ならではの交流事業の実施状況や、地域資源の掘り起こし作業など、特色のある取り組みの実績について詳しく説明を受けました。

２カ所目は来月に開校を迎えます鹿北小学校の建設現場を視察し、竣工前の校舎棟などの工事の進捗状況等について、教育部担当職員から説明を受けました。

現地調査終了後、午後１時から委員会を再開し、まず、改選後初めての委員会開催のため、執行部からの自己紹介の後、慎重に議案審査を行いましたので、その審査の結果についてご報告いたします。

議案第３号　平成24年度山鹿市一般会計補正予算(第７号)。原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第23号　平成25年度山鹿市一般会計予算。原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第36号　財産の譲渡について。原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第37号　財産の譲渡について。原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第38号　財産の譲渡について。原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第39号　財産の譲渡について。原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第40号　財産の譲渡について。原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第41号　財産の譲渡について。原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第42号　財産の譲渡について。原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第43号　財産の譲渡について。原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第48号　財産の譲渡について。原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で総務文教常任委員会の報告を終わります。

○議長（藤原　弘君）

以上で各常任委員長の報告を終わります。これより、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

○17番（太田黒　鐵郎君）

議長。

○議長（藤原　弘君）

太田黒君。

［17番　太田黒　鐵郎君　登壇］

○17番（太田黒　鐵郎君）

今から質疑を行いますけれども、その前に山鹿市議会では委員長に質問したり、いろいろな質問を長くしますと、非常に批判があるちゅうか、悪になさるちゅうか、そういうことがあります。「要らんことば言わすけん」とか、「いさぎゅう長う言わんちゃよかもん」とか、いろいろなことが後で間接的に聞こえるようなことがある。私のように気が小さい者は、そういうことが聞こえると、なかなか発言が抑制されるというようなことがございますので、今後におきましてはそういうことがないように、みんなそれぞ

れ思うことはどんどん発言をして、活発な議論の場というようなことをつくっていかなくてはならないと思いますので、そういうことをよろしくお願いいたします。

それでは質疑をいたしますが、議案第45号でございます。これは財産の譲渡でございますけれども、これを少し経緯を申し上げますと、この土地は、この集落は柿原という集落ですけれども、ここが消防ポンプを入れる倉庫をつくろうというところでございます。以前から、持たじゃったかというわけではありません。倉庫はあります。ありますけれども、そこが空き家になって、年寄りが亡くなられたもんだから空き家になっとる。その子どもさんがよそに行っとる、都会に行っとられる。その子どもさんが持ち分ですけれども、「非常に毎年、毎年土地代を上げらる」と。「非常に高くなった」と。「こぎゃん上げちもらうならばもう借りこなさん」というようなことで、「ほかに見つけよう」というようなことでございました。このポンプは３集落の合併のポンプです、共同の。「ほかの集落でつくってくれ」というようなことで、相談があっとったわけでございますが、どこの部落も「要らん」というようなことで、「そういうことは、場所がない」とか、「せん」というようなことでした。それでここの、この竹下という区長さんが、「ここに、自分のところにつくらなしょんなかな」というようなことで見つけたのはこのゆ～かむの、場所はですな、ゆ～かむのところの駐車場です。ゆ～かむは川を渡っていきますけれども、川を渡らん前に手前のほうの左側の駐車場のところの問題です、これは。ここを場所を見つけて市のほうに相談されたというようなことが今までの経緯であります。

そういうことでございますが、私が問題というのは、今度は議題に13議案出とります。この「財産の譲渡」ちゅうのが。ほかのところは全部ゼロ円です。これだけが13万3650円払わにゃならんというようなことになっとるということで、これは「何でこれだけ払わにゃんかな」という疑問がございます。これが一つ。

そうすると、ゆうべ電話を区長さんにしておいていろいろ内容を聞いたところが、「何でこぎゃん広う要るかい」と。これは計算してみると約50坪ぐらいあります。小まかポンプは自動車じゃありませんので、ポンプを入るっとにですな、55坪も要らんじゃにゃあか」というようなことで、「なーんの、そん５、６坪でよかとばってん、しゃんむりこしこ買えって言いなはるもんじゃけん」というような話。「何でそぎゃん広う買わにゃんとか」というようなことと、「何でこれに対する金を、ほかのところはゼロ円だけれども、これは金をこしこ払わにゃん」というようなことですから、先ほどの委員長さんの報告には、「可決すべきものと決した」というような報告がございましたけれども、私も傍聴する機会がありませんでしたので傍聴しておりませんけれども、この内容について、どういう議論をして可決すべきものと決したのか、それについてお尋ねをいたします。

○議長（藤原　弘君）

答弁を求めます。冨丸福祉厚生常任委員長。

［福祉厚生常任委員長　冨丸　洋一郎君　登壇］

○福祉厚生常任委員長（冨丸　洋一郎君）

今、お尋ねありました45号の財産の譲渡について、私どもの福祉厚生常任委員会の中で、この審議過程につきましては、最終的に原案のとおり可決するということで、この代金に関しての異論は出ておりません。

以上、報告します。

○17番（太田黒　鐵郎君）

議長。

○議長（藤原　弘君）

太田黒君。

［17番　太田黒　鐵郎君　登壇］

○17番（太田黒　鐵郎君）

今の委員長さんの答弁では、「その話は出ておりません」というようなことでしたけれども、「出ておりません」というならば、その辺は何で気のつかんじゃったか、その話が出らじゃったということは、何のためにその福祉厚生常任委員会というようなことで、専門部会をつくってそこでやっとるというようなことは何のためにしたのか。

○議長（藤原　弘君）

ここで暫時休憩いたします。

午前10時23分　休憩

―――――――――――――――― ○ ――――――――――――――――

午前10時47分　開議

○議長（藤原　弘君）

休憩前に引き続き会議を開きます。冨丸福祉厚生常任委員長。

［福祉厚生常任委員長　冨丸　洋一郎君　登壇］

○福祉厚生常任委員長（冨丸　洋一郎君）

再度の質問にお尋ねでございますので、委員会の中でこの第45号の財産の譲渡について執行部の説明を受け、そのことに関しまして委員のほうから質疑もありませんし、みんな納得した上で討論となり、そこで一応可決すべきものと決したということでございます。以上です。

○17番（太田黒　鐵郎君）

議長。

○議長（藤原　弘君）

太田黒君。

［17番　太田黒　鐵郎君　登壇］

○17番（太田黒　鐵郎君）

ただいま委員長から報告がありましたけれども、考えてみますと委員長は委員会の報

告をするだけでございますので、あったようなことを報告すればそれでいいけれども、私が思ったところはですな、やっぱりその辺まで委員会の中で何で気のつかんじゃったかと。そして、そこで何で議論されんやったかというようなことが一つです。

先ほど執行部のほうからいろいろな説明を受けまして、大体わかりましたけれども、こういう問題は、やはりもう少し、何か決まりをピシャっとしとかんと、なかなかこういうことを言い始めると、みんな好きなはらんかもしれんけれども、だれか言わんとしゃが、今日は私がこれを言うたことで、「ああ、こういうことはこうなっとんのか」というようなことで、少しぐらいやっぱり勉強になった人もおるかもしれん。そういうことでですな、なかなかその辺が、まだ不透明な部分が非常に多いと。やっぱりこの辺はもう一遍やっぱり検討し直して、きちんとやっぱり取り決めをしとかんといかんなということをつくづく感じたわけでございます。このことにつきましてはようございますけれども、やるならばまだいろいろありますけれども、あんまり１人でもめくらかすわけにもいきませんので、今日はこれでようございますが、今後においては福祉厚生委員会の中でも、どの委員会でも同じですけれども、やっぱり自分たちの所管というようなことと、何で委員会制度をとっとるのかということをもういっちょ考えなんいかん。福祉のことは福祉のほうの委員会が１番詳しゅうならなんいかんし、経済のほうは経済委員会が詳しゅうならなんいかんというようなことでの専門委員会をつくってあるわけですから、十分検討をして、そういうところを考えながら慎重にやっていただきたいというようなことを希望いたしまして終わります。

○議長（藤原　弘君）

ほかに質疑はありませんか。

［「質疑なし」と呼ぶ者あり］

○議長（藤原　弘君）

質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより、討論を行います。討論はありませんか。

［「討論なし」と呼ぶ者あり］

○議長（藤原　弘君）

討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより、採決を行います。

議案第３号から議案第７号までの５案件を一括採決いたします。議案第３号から議案第７号までの５案件に対する委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（藤原　弘君）

ご異議なしと認めます。よって、５案件は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第８号から議案第22号までの15案件を一括採決いたします。議案第８号か

ら議案第22号までの15案件に対する委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（藤原　弘君）

ご異議なしと認めます。よって、15案件は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第23号から議案第35号までの13案件を一括採決いたします。議案第23号から議案第35号までの13案件に対する委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（藤原　弘君）

ご異議なしと認めます。よって、13案件は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第36号から議案第49号までの14案件を一括採決いたします。議案第36号から議案第49号までの14案件に対する委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（藤原　弘君）

ご異議なしと認めます。よって、14案件は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第50号　副市長の選任について、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（藤原　弘君）

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり同意することに決しました。

次に、議案第51号　教育委員会委員の任命について、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（藤原　弘君）

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり同意することに決しました。

次に、議案第52号　教育委員会委員の任命について、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（藤原　弘君）

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり同意することに決しました。

次に、議案第53号　公平委員会委員の選任について、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（藤原　弘君）

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり同意することに決しました。

次に、議案第54号　監査委員の選任について、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（藤原　弘君）

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり同意することに決しました。

次に、議案第55号　人権擁護委員の推薦について、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（藤原　弘君）

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり同意することに決しました。

次に、議案第56号　人権擁護委員の推薦について、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（藤原　弘君）

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり同意することに決しました。

次に、議案第57号　人権擁護委員の推薦について、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（藤原　弘君）

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり同意することに決しました。

この際ただいま副市長に選任されました池田永実副市長からごあいさつがあります。

池田副市長。

［副市長　池田　永実君　登壇］

○副市長（池田　永実君）

高い席からではございますが、一言ごあいさつを申し上げます。

議員の皆様には本日、副市長選任についてのご同意を賜りまして、心から厚く御礼を申し上げます。

私自身大変微力ではございますが、中嶋市政３期目に当たりまして、市長をしっかりと補佐して、そして市全域の一体的発展に全力で取り組む決意でございます。

市長を補佐するに当たりましては、職員と一緒に一丸となって、それぞれ地域の実情をしっかり把握して、しっかりとした現状認識をもって、日々取り組みたいと思っております。そしてその目標、公約の実現に向けましては、その目標に向かっての日々の取り組みの積み重ねを大事にしていきたいと思っております。

また、さまざまな課題の解決に向けましては、行政としての総合力を高めながら、ス

ピード感と確実性をもって取り組み、市議会を初め、市民の皆様から信頼をされる山鹿市役所を目指してまいりたいと思っております。誠心誠意取り組んでまいりますので、議員の皆様のさらなるご指導・ご支援を賜りますよう、どうぞよろしくお願いを申し上げましてごあいさつといたします。よろしくお願いいたします。

○

日程第２　選挙管理委員及び同補充員の選挙

○

○議長（藤原　弘君）

日程第２、選挙管理委員及び同補充員の選挙を行います。

お諮りいたします。

選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第２項の規定により、指名推選により行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（藤原　弘君）

ご異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推選によることに決しました。

お諮りいたします。指名の方法については、議長において指名することにいたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（藤原　弘君）

ご異議なしと認めます。よって、議長において指名することに決しました。

選挙管理委員、古江英実君、古閑恭一君、古川俊一郎君、山品久則君。

選挙管理委員補充員、順位１番、吉良節哉君、順位２番、原田義臣君、順位３番、高松功君、順位４番、中原博子君、以上を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま議長において指名いたしました諸君を、選挙管理委員及び同補充員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（藤原　弘君）

ご異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました諸君が、選挙管理委員及び同補充員にそれぞれ当選されました。

ただいまの当選人には会議規則第32条第２項の規定により、文書によって告知をいたします。

○

日程第３　所管事務調査の委員会付託

○

○議長（藤原　弘君）

日程第３、所管事務調査の委員会付託についてを議題といたします。

地方自治法第109条第８項及び会議規則第105条第１項、並びに同規則第105条第２項の規定により、常任委員会及び議会運営委員会の所管事務調査資料収集及び調査を平成25年度中にいたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（藤原　弘君）

ご異議なしと認めます。よって、閉会中の審査資料収集及び調査を付託することに決しました。

ただいま、議案２件が提出されました。職員に配付させます。

［職員配付］

○議長（藤原　弘君）

お諮りいたします。この際、議案２件を日程に追加し、議題とすることにご異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（藤原　弘君）

ご異議なしと認めます。よって、議案２件を日程に追加し、議題とすることに決しました。

―――――――――――――――――○―――――――――――――――――

日程追加

日程第４　議案第58号　山鹿市職員退職手当支給条例等の一部を改正する条例

議案第59号　山鹿市一般会計補正予算（第８号）

―――――――――――――――――○―――――――――――――――――

○議長（藤原　弘君）

日程第４、直ちに一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。本田総務部長。

［総務部長　本多　隆文君　登壇］

○総務部長（本多　隆文君）

議案第58号　山鹿市職員退職手当支給条例等の一部を改正する条例についてご説明いたします。

この条例は国家公務員の退職手当の改定状況等にかんがみ、本市の職員の退職手当の額を引き下げるため、条例を改正する必要があり提案するものです。

まず、改正の経緯についてご説明いたします。

民間における退職給付の支給の実情にかんがみ、国家公務員退職手当法等の一部を改正する法律が、平成25年１月１日から施行されました。これを受け、県内の他の地方公共団体においても改正が行われ、本市におきましても国やこうした各自治体の退職手当

の改定状況等にかんがみ、職員の退職手当の額を引き下げるものです。

主な改正内容につきましては、退職給付の官民格差、国家公務員の平均で約14.9％、402万6000円を３年かけて解消しようとするものです。これは退職手当の官民均衡のための調整率を、現行の100分の104から、平成25年度に100分の98に、平成26年度に100分の92に、最終平成27年度に100分の87とすることにより、退職手当の支給額を引き下げるものです。

具体的には、勤続年数35年以上の定年退職の場合で、現行の支給率の上限を59.28月分から、平成25年度に55.86月分に、平成26年度に52.44月分に、最終27年度に49.59月分へと引き下げることとなり、３年で9.69月分のマイナスとなります。それでは１ページをお願いします。

第１条関係につきましては、ただいまご説明をいたしました職員の退職手当の調整率を現行の１００分の104から最終100分の87へ引き下げ、また、その適応対象をすべての退職者に適応するものです。

第２条につきましては、平成19年の一部改正の際の経過措置に関する規定でございます。これにつきましても、今回の改正により整備を行うものです。２ページをお願いいたします。

附則といたしまして、この条例は平成25年４月１日から施行し、平成25年度から平成27年度の３カ年にかけて、段階的に引き下げる経過措置を設けるものです。

続きまして、議案第59号　平成24年度山鹿市一般会計補正予算（第８号）について、ご説明いたします。

今回の補正予算は、平成24年度の国の緊急経済対策に係る追加の補正予算であります。今会期中におきまして新たに事業採択を受けたもの、及び県の追加の補正予算計上を受けて提案するものであります。それでは、１ページをお願いいたします。

第１条、歳入歳出予算の補正は、歳入歳出予算の総額に5723万8000円を追加し、総額を278億5350万円とするものであります。

３ページをお開きください。

第２表は繰越明許費の補正であります。（款）農林水産業費の農産物生産施設整備事業、及び消防施設整備事業について年度内の事業完了が見込めないため、繰越明許費を設定するものであります。

続きまして４ページ第３表、地方債の補正であります。消防施設整備事業に係る地方債について、限度額を変更するものであります。

続きまして、補正予算の内容につきまして、ご説明いたします。

11ページをお開き下さい。

(款)農林水産業費、(目)の農業振興費の補正額2843万8000円は、農産物生産施設、菊鹿ライスセンター内のもみすり設備の更新を行うものであります。事業主体は、鹿本農業協同組合であります。当該事業につきましては、県の追加の補正予算計上を受けて、

事業の早期完了を図るものです。

12ページをお願いいたします。

(款)消防費、(目)の消防施設費の補正額2880万円は、防火水槽を新設するものであります。椿井、持松西、柏ノ木、内田３区、黒蛭、桑原の６地区を予定しております。

当該事業につきましては、当初、平成25年度事業として予定しておりましたが、平成24年度事業として補助採択を受けるため、追加して提案するものでございます。

よろしくご審議賜りますようお願い申し上げまして、説明を終わります。

○議長（藤原　弘君）

この際、議案審査のため、暫時休憩いたします。

午前11時07分　休憩

―――――――――――――――――――― ○ ――――――――――――――――――――

午前11時24分　開議

○議長（藤原　弘君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

これより、ただいま議題となっております２案件について質疑を行います。質疑はありませんか。

［「質疑なし」と呼ぶ者あり］

○議長（藤原　弘君）

質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております２案件については、会議規則第37条第３項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（藤原　弘君）

ご異議なしと認めます。よって、委員会付託は省略することに決しました。

これより、討論を行います。討論はありませんか。

［「討論なし」と呼ぶ者あり］

○議長（藤原　弘君）

討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより、採決を行います。

議案第58号　山鹿市職員退職手当支給条例等の一部を改正する条例について、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（藤原　弘君）

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第59号　平成24年度山鹿市一般会計補正予算（第８号）について、原案の

とおり決することにご異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（藤原　弘君）

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

―――――――――――――――― ○ ――――――――――――――――

閉　会

○議長（藤原　弘君）

これをもちまして、本議会に付議されました案件の審議は、全部終了いたしました。

よって、平成25年（第２回）山鹿市議会３月定例会を閉会いたします。

午前11時27分　閉会

～～～

地方自治法第１２３条第２項の規定によりここに署名する。

山鹿市議会議長　**藤　原　　弘**

山鹿市議会副議長　**吉　本　　政　幸**

山鹿市議会議員　**稲　葉　　昇**

山鹿市議会議員　**永　田　　健**